

平成25年 3 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成25年	3 月 4 日	開会
平成25年	3 月 15日	閉会

横 芝 光 町 議 会

平成25年3月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（3月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第26号、報告第1号の上程、説明	10
散会の宣告	78

第2号（3月5日）

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	79
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
一般質問	81
森川 忠 君	81
齋藤 順一 君	95
浅野 孝男 君	109
鈴木 和彦 君	122

川 島 富士子 君	134
休会の件	152
散会の宣告	152

第 3 号 (3月15日)

議事日程	153
本日の会議に付した事件	155
出席議員	155
欠席議員	155
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	155
職務のため出席した者の職氏名	156
開議の宣告	157
諸般の報告	157
議案第27号の上程、説明	157
議案第1号の質疑、討論、採決	158
議案第2号の質疑、討論、採決	159
議案第3号の質疑、討論、採決	159
議案第4号の質疑、討論、採決	160
議案第5号の質疑、討論、採決	160
議案第6号の質疑、討論、採決	161
議案第7号の質疑、討論、採決	161
議案第8号の質疑、討論、採決	162
議案第9号の質疑、討論、採決	162
議案第10号の質疑、討論、採決	163
議案第11号の質疑、討論、採決	164
議案第12号の質疑、討論、採決	164
議案第13号の質疑、討論、採決	165
議案第14号の質疑、討論、採決	170
議案第15号の質疑、討論、採決	171
議案第16号の質疑、討論、採決	171

議案第17号の質疑、討論、採決	172
議案第18号の質疑、討論、採決	172
議案第19号の質疑、討論、採決	173
議案第20号の質疑、討論、採決	174
議案第21号の質疑、討論、採決	205
議案第22号の質疑、討論、採決	206
議案第23号の質疑、討論、採決	207
議案第24号の質疑、討論、採決	207
議案第25号の質疑、討論、採決	209
議案第26号の質疑、討論、採決	216
議案第27号の質疑、討論、採決	216
農業委員会委員の推薦について	217
特別委員会設置の件	219
日程の追加	221
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	221
閉会の宣告	223
署名議員	225

3 月 定 例 会

(第 1 号)

平成25年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年3月4日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第26号、報告第1号について
(町長 施政方針、提案理由説明)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤圀樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤晴彦君 都市建設課長 五木田桂一君

総務課長	田鍋悦央君	福祉課長	實川裕宣君
企画財政課 主幹	早川裕明君	健康管理課長	伊藤定幸君
環境防災課長	土屋文雄君	食肉センター 事務所	加瀬盛久君
税務課長	高埜広和君	東陽病院 事務	大木良夫君
住民課長	若梅操君	会計管理者	鈴木健夫君
産業振興課長	伊橋秀和君	教育長	齋藤明君
教育課長	高蝶政道君	社会文化課長	早川典男君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	川島重男	書	記	椎名圭子
---	---	------	---	---	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。これより平成25年3月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時57分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

4番 杉 森 幹 男 議員

15番 鈴 木 唯 夫 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月15日までの12日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月15日までの12日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、「教育委員会の点検・評価について」、教育委員会からの報告書の提出があり、これを受理したので、報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会について、鈴木唯夫議員。

[15番議員 鈴木唯夫君登壇]

○15番（鈴木唯夫君） 去る2月1日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成25年3月定例会の概要をご報告いたします。

本定例会は、副議長の選挙並びに報告1件、議案3件が上程され、副議長には匝瑳市選出浅野勝義氏が選出されました。

報告第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要したため、地方自治法の規定により、平成24年11月1日に専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるものであり、大網白里町が、平成25年1月1日より市制を施行し、大網白里市となることによるものであります。

議案第1号は、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算を、歳入歳出それぞれ7億4,606万6,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金5億708万6,000円、2款使用料及び手数料1億5,502万3,000円のほか、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入で8,395万7,000円であります。

一方、歳出は、2款総務費1億256万5,000円、3款衛生費5億2,163万3,000円、4款公債費1億1,874万1,000円のほか、議会費、予備費312万7,000円であります。

議案第2号は、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町村別分賦についてであります。当町の負担金は9,044万4,000円で、その内訳は火葬場事業費3,684万8,000円、清掃事業費5,359万6,000円となります。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、一般廃棄物処理施設技術管理者の設置基準が条例委任されたことにより、本条例を制定し、従前からの匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例を整理し、新規条例に取り組むことにより、廃止するものであります。

以上、上程されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成25年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔15番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、山武郡市広域水道企業団議会について、森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、ご報告申し上げます。

去る2月4日に開催されました平成25年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程された案件は4議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、山武郡市広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び山武郡市広域水道企業団告示式条例の一部を改正する条例を制定することについて、急施を要したため、地方自治法の規定により、平成24年12月10日に専決処分いたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要したため、地方自治法の規定により、平成24年12月10日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであり、議案第1号・第2号は、大網白里町が平成25年1月1日より市制を施行し、大網白里市となることによるものであります。

議案第3号は、平成24年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正、並びに資本的収入及び支出の補正であり、収益的収入及び支出の補正は、収入の水道事業収益1億1,820万円を減額し、支出の水道事業費用1,736万6,000円を増額するものであります。また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入4,114万8,000円の減額及び資本的支出7,684万円を減額するものであります。

議案第4号は、平成25年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、平成25年度の給水戸数を6万1,689戸、年間総給水量を1,900万4,980立方メートルと予定し、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益48億8,960万2,000円、支出は

水道事業費用48億7,204万1,000円であります。また、資本的収入及び支出は、資本的収入が3,383万8,000円で、資本的支出が12億4,369万円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億985万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

提案された議案は、全て原案どおり可決承認されました。

以上、平成25年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、八匠水道企業団議会について、山崎貞一議員。

〔12議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） おはようございます。

去る2月12日に開催されました、平成25年2月八匠水道企業団議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、議長の選挙並びに4議案と追加議案1件が上程されました。

初めに、議長の選挙が行われ、議長には匠瑤市選出の椎名嘉寛氏が選出されました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要したため、地方自治法の規定により、平成24年10月23日に専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるものであり、大網白里町が平成25年1月1日より市制を施行し、大網白里町から大網白里市となることによるものであります。

議案第2号は、八匠水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてであります。

本案は、水道法の一部改正により条例を制定するものであります。

議案第3号は、平成24年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正、並びに資本的収入及び支出の補正であり、収益的収入及び支出の補正は、収入の水道事業収益を174万6,000円の減額及び支出の水道事業費用461万3,000円を増額するものであります。また、資本的収入の補正は、資本的収入149万7,000円を増額するものであります。

議案第4号は、平成25年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、平成25年度の給水戸数を1万5,067戸、年間総給水量を416万立方メートルと予定し、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益12億6,127万2,000円、支出は水道事業費用12億7,679万8,000円であります。また、資本的収入及び支出は、資本的収入が4,566万3,000円で、資本的支出が2億3,487万2,000円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,920万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

追加議案第5号は、八匠水道企業団監査委員の選任についてであり、本案は、監査委員の栗田剛一氏から辞職願が提出され、これを承認し、新委員に匝瑳市選出の佐藤悟氏を選任すべく提案されました。

上程されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、八匠水道企業団議会平成25年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

[12番議員 山崎貞一君降壇]

○議長（鈴木克征君） 次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会について、川島富士子議員。

[9番議員 川島富士子君登壇]

○9番（川島富士子君） おはようございます。

去る2月14日に開催されました平成25年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、発議案1議案、議案5議案であります。

また、広域連合長に東金市長であります志賀市長が選任をされました。

発議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでありまして、地方自治法の改正等に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を改正するものであります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、基金事業を継続するため、条例の有効期限を平成26年3月31日まで延長するものであります。

議案第2号は、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ25億2,659万1,000円を追加し、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,126万1,000円とするものであります。

議案第3号は、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ2億7,715万2,000円を追加し、

特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,535億3,652万1,000円とするものであります。

議案第4号は、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでありまして、一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億8,570万円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、分担金及び負担金に17億3,651万5,000円、国庫支出金に2,358万2,000円、県支出金に2,140万1,000円を計上し、歳出では、総務費に4億5,603万4,000円、民生費に13億1,407万円を計上したものであります。

議案第5号は、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでありまして、特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,792億4,857万7,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、市町村支出金に856億6,747万5,000円、国庫支出金に1,433億9,449万5,000円、県支出金に381億2,482万4,000円、支払基金交付金に2,007億8,681万2,000円を計上し、歳出では、総務費に12億7,463万4,000円、保険給付費に4,720億7,816万円、保健事業費に18億9,182万7,000円を計上したものであります。

提案されました発議案1議案、議案5議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、平成25年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、東総衛生組合議会について、齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） おはようございます。

2月19日に開催されました東総衛生組合議会平成25年3月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は3議案であります。

議案第1号は、平成25年度東総衛生組合一般会計予算の議決についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,980万2,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金1億6,429万7,000円で、うち当町の負担金は1,504万4,000円となります。2款使用料及び手数料2億8,549万円のほか、繰越金、財産収入、諸収入で1,001万5,000円であります。

一方、歳出の内容は、2款総務費9,844万1,000円、3款衛生費3億4,040万5,000円、4款

公債費1,062万3,000円のほか、議会費、予備費で1,033万3,000円であります。

議案第2号は、東総衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、第2次一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、東総衛生組合監査委員の選任についてであります。

現委員の齋藤宏氏が、本年3月25日をもって任期満了に伴い、齋藤宏氏を再任すべく提案されました。

提案された3議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、東総衛生組合議会平成25年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、匝瑳市横芝光町消防組合議会について、若梅喜作議員。

〔8番議員 若梅喜作君登壇〕

○8番（若梅喜作君） おはようございます。

去る2月20日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会平成25年3月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会は、議長の選挙並びに6議案が上程され、議長には匝瑳市から選出の佐瀬公夫氏が選出されました。

初めに、議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要したため、地方自治法の規定により、平成24年11月30日に専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるものであり、大網白里町が平成25年1月1日より市制を施行し、大網白里市となることによるものであります。

議案第2号は、平成25年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ10億4,920万5,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金10億279万4,000円、うち当町の負担金は3億8,806万7,000円、5款組合債4,400万円のほか、使用料及び手数料、繰越金、諸収入241万1,000円であります。

一方、歳出の内容は、2款総務費9億7,368万7,000円、3款公債費7,038万5,000円のほか、議会費、予備費513万3,000円であります。

議案第3号は、平成25年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。

当町の分担金は、議案第2号で申しあげましたように、3億8,806万7,000円で、分担金の38.7%であります。

議案第4号は、平成24年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ2,855万2,000円を減額し、予算の総額を11億3,725万4,000円とするものであります。本案は、歳入歳出それぞれ2,855万2,000円を減額し、予算の総額を11億3,725万4,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入の1款分担金及び負担金1,797万4,000円、5款組合債1,370万円を減額し、歳出の第2款総務費を2,855万2,000円の減額を行うものであります。

議案第5号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、ちば消防共同指令センターが運用開始することによる、消防隊の活動体制及び消防通信運用等の見直しに伴い、匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の手当の名称等を改正するものであります。

議案第6号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてであります。

本案は、監査委員の伊藤健一氏が、平成25年2月19日をもって任期満了となったことから、新委員に匝瑳市選出の林吉幸氏を選任すべく提案されました。

上程されました6議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成25年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、山武郡市広域行政組合議会については、お手元に配付の資料をもって、報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第26号、報告第1号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第26号、報告第1号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針について説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、平成25年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今年度も、残すところあとわずかとなりましたが、おかげさまをもちまして、計画いたしました諸事業はおおむね順調に進捗しており、改めて議会を初め町民の皆様方のご理解とご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、昨年末に行われました衆議院議員総選挙により、自由民主党が大勝し安倍内閣が成立したことに伴い、新政権の金融・経済施策への期待から、高どまりしていた円相場は90円台半ばまで値下がりし、これに伴い、国内株価がリーマンショック以来の高値をつけるなど、輸出関連企業を中心に業績回復が見られ、景気回復の兆しが見え始めているようにも思われます。

しかしながら、国の経済政策に対する期待からの動きであり、今後、どれだけ腰を据えた政策を実施できるかによって、どちらに振れるか予断を許さない状況にあるものと思われま

す。

一方、当町につきまして見ますと、合併当初から取り組んでまいりました定員適正化計画の予定を上回る達成により、人件費が大幅に抑制されたことや、一部事務組合への負担金の減少から、財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成18年度には92.8%でありましたが、平成23年度には85.6%まで減少しました。しかしながら、景気の低迷により、税収は19年度以降減少傾向にあり、平成23年度決算から見ますと、町税や繰越金、諸収入等の自主財源は、40億8,420万円で、歳入全体の36.3%にとどまり、依然として町の各種施策を実施するための必要な費用の6割以上を依存財源で賄っている状況でございます。

今後も税収等自主財源の大幅な増加が期待できない中、合併関連事業に伴う公債費や高齢化率の上昇による扶助費、繰出金の増加等による、減少傾向にあった経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が進むことが懸念されております。

また、平成27年度には合併特例債の借り入れが終了し、平成32年度には合併市町村の特例措置である合併算定替えが終了する予定であることから、今後、より一層の経常経費の削減に努めるとともに、事務事業評価制度の本格的な導入により、抜本的な事務事業の見直しを

行い、堅固な財政基盤の構築に努めてまいります。

それでは、議会開会に当たり、平成25年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、平成25年度横芝光町当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向ですが、国の一般会計予算の総額は、92兆6,115億円と、24年度と比較して2兆2,776億円の増額となり、日本経済再生に向けて24年度補正予算と一体となった「15カ月予算」として、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化に予算を重点配分した内容となっております。この予算案は、社会保障関係費の増額が際立っている点で、今後の日本社会の大きな課題を提示していると思われる反面、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスは改善されており、財政健全化に向けた第一歩となるよう、できるだけ早期の成立を期待しております。

このような状況下で、当町の新年度の予算規模は、一般会計が99億5,000万円、国民健康保険特別会計が36億5,000万円、後期高齢者医療特別会計が2億1,700万円、介護保険特別会計が21億2,600万円、農業集落排水事業特別会計が5,500万円、東陽食肉センター特別会計が2億6,390万円、病院事業会計が収益的収支では12億1,977万2,000円、資本的収支では、収入が1億5,915万4,000円、支出が2億3,093万4,000円となりました。それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計を除く6会計の当初予算の総額は、162億6,190万円で、前年度当初予算と比較すると、率で3.9パーセント、金額で6億980万円の増額予算となっております。

なお、国の24年度補正予算に係る当町の対応については、本議会へ提案させていただきました補正予算案と、来るべき25年度の当初予算案で関係経費を計上いたしますので、議員各位にはご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、総務課関係であります。簡素で効率的な行政・財政運営を目指し策定した第2次横芝光町行政改革大綱、いわゆる集中改革プランも、2年を経過し、事務事業の見直しや職員数の適正化を実施するなど、行財政運営の健全化に努めているところであり、来年度は学校給食センター調理業務の全面委託などを実施してまいります。

また、人材の確保については、定員適正化計画に基づき、民間活力の導入などを進める一方で、中長期的な視点から計画的な採用を行っているところであり、退職者数を考慮しながら適正化を図ってまいります。

なお、国や県を通じて要望のあった東日本大震災被災地への職員派遣については、来年度、

宮城県へ職員 1 名を派遣する予定でございます。

続いて、企画財政課関係であります。平成25年度から29年度までの5カ年を計画期間とする後期基本計画につきましては、「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」を実現するため、各施策の分野ごとに課題と目標を示し、重点的に推進する施策などを定め、目標達成のための町政運営の指針として策定したところでございます。

今後は、この計画に基づき、さまざまな施策や事業を進め、町民の視点を尊重しながら、協働のまちづくりをより一層推進してまいりたいと考えておりますので、議員を初め町民の皆さんのご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

次に、防災関係事業についてであります。東日本大震災が発生してから、今年11日で2年目を迎えますが、被害に遭われた地域では、現在も懸命な復旧作業が進められております。

当町でも海岸部では津波による被害が発生しましたが、幸いにも人的被害は免れました。

現在、全国各地で「災害に強いまちづくり」が進められておりますが、我が町でもハード、ソフトの両面から体制整備を進めており、町民の方への情報伝達手段の整備として、平成23・24年度の2カ年継続事業で実施中の「防災行政無線のデジタル同報系整備工事」が間もなく完了いたします。これにより、既に町防災行政無線に接続し、国からの災害等に関する情報を瞬時に発信している「全国瞬時警報システム（J—ALERT）」とあわせて、町の防災情報伝達体制が強化される予定でございます。また、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの携帯端末へ一括配信する情報配信基地についても、整備を進めております。

この他、町の地域防災計画についても、県計画との整合性を図りながら、平成24年・25年度の2カ年継続事業として、見直しをしてまいります。

県の災害対策事業として、去る2月10日に、上堺小学校の体育館において、「2級河川栗山川津波対策説明会」が行われ、河口から1.4キロメートル上流までの栗山川堤防かさ上げ工事の計画が示されました。平成23年度から調査設計業務に着手しており、平成27年度末に工事が完成する予定と伺っております。

今後も「災害に強いまちづくり」を進めてまいりますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

次に、環境関係についてであります。宮川地先のひかり食品跡地での微量PCB廃棄物処理施設については、横芝光町の住みよい環境を守り、快適で健康なまちづくりに努めることを明確に提唱するため、「微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言式」を昨年12月

15日、町民会館大ホールにおいて町民約200名の参加のもと、挙行することができました。

また、橋場区からは1月16日に、株式会社セオリーによる微量PCB中間処理施設排除について、区民756名の署名を添え要望書をいただきました。この問題については、大変重く受けとめ、今後とも断固反対してまいる所存でございます。

事業者の株式会社セオリーの動向につきましては、千葉県環境生活部廃棄物指導課及び橋場区と情報を共有しながら、その動向について注視してまいります。

なお、本格操業のための産業廃棄物処理業許可の交付申請に係る事前協議書については、昨日まで、千葉県へ提出されていないことを確認しております。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。町国民健康保険を取り巻く厳しい状況につきましては、議員全員協議会におきまして、収支見通しに基づき、ご説明申し上げましたところでございますが、申し上げるまでもなく、国民健康保険は、住民の健康や生命を支える地域医療保険として、国民皆保険制度を支える大きな役割を担っております。

しかしながら、高齢化の進展や医療技術の発展等により、医療費が増加する一方、景気低迷による個人所得の落ち込み、非正規雇用や失業者の増加による国保税収の落ち込み等によりまして、収支は急激に悪化してまいりました。

現在の景気状況や医療費の増加傾向が今後も続くことが予測されていることから、町国保を健全かつ安定的に運営するために、財政でこ入れのための抜本的な対策を講じる必要があり、具体的方策について内部で十分な協議・検討を行ってまいりました。その結果、一般会計からの法定外繰り入れにより、被保険者の負担軽減を図った上で、平成25年度において国保税率の改正をお願いすることとし、このための関係議案を今議会に上程させていただいたところでございます。

保険者である町といたしましては、財政の安定運営のため、特定健診・保健指導の充実、短期人間ドック受診の助成、健康づくり事業の実施など、医療費抑制対策を今後も積極的に推進するとともに、国の特別調整交付金の獲得等、財政努力を引き続き行い、財政の健全化に努めてまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、格別のご理解、ご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、福祉課関係についてであります。地域主権一括法の制定に伴い、平成24年度まで厚生労働省令で定められておりました指定地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等について、それぞれ市町村の条例で定めることとなったことから、地域の実情に応じたサービスの充実を図る

べく、条例案を今議会に提案させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

障害福祉につきましては、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる障害者総合支援法に改正され、平成25年4月1日及び平成26年4月1日から施行されます。この法律の施行により、「制度の谷間のない支援」を提供する観点から、障害者の範囲に難病が加わり、障害者福祉サービスの対象となることから、より一層利用者一人一人の実情に応じ、適正なサービスを提供できるよう努めてまいります。

児童福祉では、私の公約の一つであります、児童医療費助成事業の拡充について、本年4月より高校1年生までの対象枠を広げ実施すべく、現在準備を進めております。

また、財団法人フタバ保育園の移転改築の計画があることから、平成25年度当初予算に所要の費用を計上させていただきました。

高齢者福祉では、高齢者相談窓口を設置し、相談体制の一層の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる環境の整備に努めてまいります。

続きまして、健康管理課関係についてであります。地域主権一括法の制定に伴い、今まで県の事業として実施されておりました養育医療給付及び未熟児等の訪問指導を、4月から町で実施することとなったことから、平成25年度予算に新規事業として必要経費を計上させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、町民の健康づくりに対する意識の向上により、各種運動教室や健康教育等への参加者がふえてきている反面、がんによる死亡率は依然高い状況にあることから、より一層、がん検診など住民健診の受診啓発活動に力を入れ、受診率の向上を図り、町民の健康増進対策をさらに推進してまいります。

続きまして、農業行政関係についてであります。平成23年度から本格実施した「農業者戸別所得補償制度」については、自公連立政権への政権交代により、平成25年産では「経営所得安定対策」に名称変更し、基本的に平成24年産と同じ枠組みで実施されます。しかしながら、平成26年産以降のあり方については不透明でありますので、今後の動向に注視し、適切な情報提供に努めてまいります。

また、篠本新井地区で進められている基盤整備事業に伴い、地域の担い手として設立された営農組織の作業の効率化・組合経営の安定化を図るため、活動の拠点となるライスセンター建設に対して補助すべく、農業用機械施設等共同化促進事業補助金として、平成25年度予算に必要経費を計上させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

農業生産基盤整備関係につきましては、当初、平成20年度から平成25年度までの6カ年で計画されておりました篠本新井地区の県営戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業が、農業農村整備予算の削減などの影響により事業の進捗がおくれたため、工期を3カ年延長し、平成28年度完成を目指すことになりました。今後は、国の農林水産予算における農業農村整備事業費が拡充される見込みであるため、計画どおりに事業が完了できるものと考えております。

また、同地区で基盤整備と連携して工事が進められている国営両総土地改良事業の栗山川統合機場は、平成25年度中に全ての工事が完了する見込みであり、来春からは新しい施設からパイプラインによる用水供給が開始されると伺っております。

これに伴い、老朽化が著しかった両総南条支線の用水施設も、県営事業により更新を行うべく、両総土地改良区南条支部管理委員会から土地改良事業の施工申請書が千葉県に提出され、平成25年度中に土地改良法の手続が終了し、県営かんがい排水事業として採択される見込みと伺っております。

これら農業農村整備事業は、事業の大小にかかわらず農業の持続的発展と食料の安定供給、さらには農地の多面的機能を発揮するための施策であり、当町における担い手確保のためにも、今後とも積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に観光事業についてでございますが、今月17日まで「梅まつり」が開催されている県内最大級の規模を有する坂田城跡梅林や海水浴場など、貴重な町の観光資源の有効活用を図るため、周辺環境の整備に努めるとともに、観光協会などの関係団体と連携を密にし、情報発信やPRを積極的に行い、観光事業の充実を図ってまいります。

また、現在、商工会で開発を進めているマスコットキャラクターについては、町といたしましても積極的に支援し、商工観光の振興に役立てたいと考えております。

続きまして、道路整備事業についてでございますが、町の一体感を醸成するための東西方向の連絡道路や、栗山川への架橋事業及び町の骨格を形成する幹線町道の整備を引き続き推進してまいります。特に、栗嶋橋架橋事業につきましては、この3月末で架橋工事が完成することから、第1期事業区間の早期開通に向け、取り付け道路の整備を進めるとともに、事業全体の早期完成を目指し、県道横芝・下総線までの第2期事業区間の測量調査も進めてまいり所存でございます。

また、住民生活の利便性の向上を図るために必要な、身近な生活道路の環境整備も行ってまいります。

次に、横芝駅前広場整備事業についてでございますが、事業区域内の用地取得につきまして

は、地権者のご協力をいただき、おおむねめどが立ってまいりました。残りの未契約者につきましてもご協力いただけるよう、引き続き交渉を進め、取得に努めてまいります。

なお、来年度からは事業区域内の一部を整備する予定であります。平成22年度から千葉県が進めている駅前変形交差点の解消を主目的とした県道横芝・上塚線道路改良事業との一体的な整備が欠かせないことから、千葉県山武土木事務所と緊密に連携をとりながら、事業の推進を図ってまいります。

続きまして、教育課関係事業についてであります。現在実施中の白浜小学校屋内運動場等改築及び施設改修事業については、3月末の完成に向け順調に進捗しております。

平成25年度当初予算で予定しておりました横芝小学校施設改修事業についてであります。国の24年度追加採択分（一般会計経済危機対策・地域活性化予備費分）として国庫補助事業での実施が可能となりましたことから、3月補正予算として、今議会に提案させていただきました。

工事内容は、校舎及び体育館の老朽化による給排水設備の更新及び便器の洋式化であります。電気設備で改修を必要とする分電盤の改修も、あわせて実施したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

旧横芝中学校用地の未登記問題で、町が訴えを提起した所有権移転登記請求事件については、町が提起した内容で相手方との和解が成立したことから、今議会に報告案件として提出させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、学校給食センターの調理業務についてであります。本年4月から全面委託に向け、昨年の6月議会におきまして債務負担行為を設定し、公募型プロポーザル方式により、業者選定を進めてまいりましたが、学校給食調理業務委託業者選定委員会における審査を経て、昨年12月に最優秀業者と契約を締結したところでございます。今後は、全面委託へ向けた準備を進めるとともに、引き続き安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

続きまして、社会文化課関係事業についてであります。町の広域避難場所として指定している横芝光町体育館は、昭和54年2月の竣工で、旧耐震基準で建築されているため、昨年、耐震診断を実施しましたところ、2階部分の耐震性能が不足することが判明いたしました。このため改修スケジュールや経費の財源を検討しておりましたが、1月15日に政府が閣議決定した「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づく平成24年度補正予算に、社会体育施設の事項で耐震化の支援に必要な経費が盛り込まれたことから、横芝光町体育館耐震改修事業として採択に向け、手続を進めているところでございます。

3月補正予算では、耐震補強及び大規模改修工事設計委託料や耐震改修工事費等を計上させていただきます、速やかに事業に着手し、平成25年度下半期から工事に着手する予定でありますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

次に、図書館の空気調和設備機能回復工事についてであります。平成24年度に発注いたしました設計業務は、予定どおり順調に進捗しております。現行の空調システムは、蓄熱槽を活用したセントラル方式ですが、設計委託業者からの提案もあり、今回は、セントラル方式と個別分散方式のそれぞれのメリットを生かす併用型で改修することといたしました。

新年度予算には、これら改修工事費と監理費、財源として成田国際空港株式会社の教育施設等騒音防止対策事業費補助金を計上させていただきましたので、ご理解いただきたくお願いを申し上げます。

本年度も、社会教育、社会体育施設並びに図書館の利用促進を図るとともに、老朽化に伴う多くの修繕をしてまいりました。

平成25年度におきましても、町民会館トイレ改修工事、町体育館耐震改修工事、図書館空気調和設備機能回復工事など大きな修繕工事により、町民の皆様には長期にわたりご不便をおかけすることになりますが、安全・安心、そして、快適な学習環境を確保するために必要な施設整備ですので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

また、生涯学習事業におきましても、社会の変化に対応できるたくましい子供の育成や町民の自主的な文化・スポーツ活動などの支援等、誰もが、いつでも、関心ある学習やスポーツ活動に取り組み、その成果を生かすことのできる環境づくりを進めてまいります。

続いて東陽食肉センターについてであります。平成21年度から屠畜頭数は増加傾向にあり、増収が見込めるところであります。反面、設備機器等への過負荷による維持補修費の増加、並びに石油価格の高騰による電気料金や燃料費の値上げから、厳しい経営環境にあります。

また、本年2月1日からは輸入牛肉の規制が緩和されたことから、国内産のBSE検査についても、屠畜場法施行規則及び関係法の施行規則が一部改正され、4月1日から施行されることになりました。従来、BSEの検査対象は21カ月以上の牛が対象でしたが、改正後は30カ月を超えた牛が対象になります。千葉県では、県民の食に対する不安の解消のため、全頭検査を実施してまいりましたが、改正後の対応について現在調整を行っているところでありますので、県関係機関と十分に調整を図りながら、食肉の安心・安全に努めてまいりたいと考えております。

厳しい経営環境にあります。今後、独立採算制を堅持するとともに、長期にわたり安定した経営を目指してまいります。

最後に、東陽病院の運営状況についてご説明申し上げます。

1月末現在での延べ患者数は、入院で1万2,324人、病床利用率は40.3パーセントでございます。昨年と比較して4,883人の減、利用率では15.9ポイントほど減少している状況であります。外来は延べ3万3,758人で、昨年と比較し15人の微減となっておりますが、病床利用率の落ち込みにより、医業収益が大きく減少しております。

したがって、健全経営には患者確保が必要不可欠であり、早急に対応しなければならない課題であると考え、東陽病院運営検討委員会を開催し、協議を行った結果、入院患者の確保等により一層努めていくことを確認し、平成25年度予算に反映させたところでございます。

係る当初予算の概要であります。建設改良費につきましては、老朽化に伴う屋上防水工事及び医療機器等の更新を計上し、施設整備を図ることといたしました。

また、新患外来の確保や人間ドック、脳ドック等の各検診事業をさらに充実させ、患者数及び収益の確保を図るとともに、業務委託による経費の削減等、効率的な運営をすべく編成したところでございます。

以上、平成25年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位には、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、新年度予算を初めとする関連諸議案にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で施政方針を述べさせていただきました。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） ここで休憩します。

再開は午前11時20分とします。

(午前11時06分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時19分)

○議長（鈴木克征君） 引き続き、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。お手元の平成25年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白いものですね——をごらんください。

議案第1号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、近年の景気低迷による所得の減少及び医療給付費の増加により、国保会計の歳入に不足が見込まれることから、健全な国保財政運営を維持していくために、国保被保険者の負担緩和措置を図りつつ国保税率を改正することについて、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例及び横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布されたことにより、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、平成25年4月1日及び平成26年4月1日から施行されることに伴い、引用している法律名称及び条項を改正する必要性が生じたことから、横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例及び横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで省令により定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で規定することとされたことから、地域の実情に応じたサービスの充実を図るため、横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで省令により定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で規定することとされたことから、地域

の実情に応じたサービスの充実を図るため、横芝光町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございますが、本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等が発生した場合、国の緊急事態宣言以降に対策本部を設置し、適切な措置を講ずるため、横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定すべく提案したものであります。

議案第6号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、これまで政令により定められていた公営住宅の入居収入基準を条例で制定することとされたことから、横芝光町営住宅条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号 横芝光町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、これまで省令により定められていた公営住宅等の整備基準を条例で規定することとされたことから、横芝光町営住宅等の整備基準を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第8号 横芝光町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部が改正され、これまで政令により定められていた市町村道の構造の技術的基準を条例で規定することとされたことから、横芝光町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第9号 横芝光町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてでございますが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部が改正され、これまで府・省令により定められていた市町村道に設ける案内標識等の寸法を条例で規定することとされたことから、横芝光町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第10号 町道路線の認定及び廃止についてでございますが、本案は、山武市道路台帳整備による山武市道の認定見直しに伴い、山武市と隣接する町道の起終点を調整したところ、

町道路線の認定及び廃止をする必要が生じたため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第11号 指定管理者の指定について（横芝光町老人憩の家）でございますが、本案は、横芝光町老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第12号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）でございますが、本案は、横芝光町地域活動支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第13号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、本案は、主要な歳入決算見込み及び国の経済対策への対応に伴う横芝小学校施設改修事業、舗装修繕事業及び横芝光町体育館改修事業等に要する経費の追加のほか、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業、駅前広場整備事業及び東陽病院事業会計繰出事業等、主要事業の歳出決算見込みに立った調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,550万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,917万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第14号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、本案は、交付決定に基づく国・県及び支払基金からの補助金、負担金及び交付金並びに一般会計繰入金金の調整、実績見込による人間ドック委託料及び特定健診等委託料の減額、東陽病院事業会計への繰出金等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ381万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,779万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第15号 平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、調定額及び徴収割合の変更による後期高齢者医療保険料の調整、一般会計からの保険基盤安定繰入金金の減額、並びにこれらに基づく後期高齢者医療広域連合納付金の精算等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ631万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,923万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第16号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本案は、保険給付費の実績見込みによる介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等に係る調整に伴い、国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務負

担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ7,573万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,470万円とすべく提案したものであります。

議案第17号 平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本案は、前年度繰越金の歳入決算見込みによる補正と、電気料金の高騰により、施設の維持管理に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ98万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,648万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第18号 平成24年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本案は、消費税及び地方消費税額の確定、財政調整基金積立金並びに歳入歳出の決算見込みに立った調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,336万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,343万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第19号 平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、繰入金額の見直しに伴う一般会計からの繰入金金の追加や、国民健康保険調整交付金の交付決定により、補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入に5,425万3,000円を追加し、総額を14億5,118万5,000円とするとともに、資本的収支予算の収入に262万4,000円を追加し、資本的収入の総額を1億1,755万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第20号 平成25年度横芝光町一般会計予算についてでございますが、本案は、平成25年度横芝光町一般会計予算議定についてであります。平成25年度予算は、扶助費や公債費等の義務的経費や施設維持費を初めとする経常的経費のほか、新町建設計画に基づいて実施する合併特例債を活用した事業に要する経費を中心に、平成24年度執行状況を踏まえた予算編成となるよう配慮した結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,000万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、家屋分を主たる原因として固定資産税が減額となる一方で、個人所得の増が見込まれることから町民税の増額をしたほか、税制改正による影響額等に配慮し、予算額は23億4,309万1,000円を見込みました。

また、最大の財源であります地方交付税は、普通交付税の合併特例事業債の償還額の増額などを考慮し、予算額は28億5,000万円を見込みました。

このほか、国庫支出金は、主要幹線道路の整備状況から道整備交付金の増加や児童手当国庫負担金の減少等により8億4,452万6,000円、県支出金は、保育所緊急整備事業補助金の増

加等により7億380万7,000円、町債では、合併特例事業債を5億8,450万円、臨時財政対策債を4億円見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金5億円を計上し、各事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、経常経費の節減合理化を図りつつ、重点事業の継続性や緊急度などを考慮し、町政全般にわたり目を配り事業を計上しています。

産業土木分野では、農業振興のため、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業や広域営農団地農道整備事業を推進し、都市基盤整備のため、駅前広場整備事業の推進、町道Ⅱ-10号線道路改良事業、新栗嶋橋架橋・取付道路整備事業、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業を初めとする幹線道路網の整備を図るべく予算計上しました。

その他、学校教育・社会体育・生涯学習の充実、地域福祉・地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第1次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成したところであります。

議案第21号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本案は、平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてでございますが、平成25年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,000万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、極めて厳しい財政状況の中、町国保を健全かつ安定的に運営するために、一般会計から5,000万円の法定外繰り入れをし、被保険者の負担軽減を図った上で、税率改正をお願いすることといたしました。

このほか、療養給付費負担金や調整交付金等の国庫支出金に9億7,646万円、前期高齢者交付金に6億2,200万1,000円、県支出金に2億5,974万8,000円、高額医療費に係る共同事業交付金に4億3,113万円を、それぞれ計上したところであります。

歳出においては、増大する医療費動向を勘案し、保険給付費に23億4,911万6,000円を計上したほか、後期高齢者支援金に5億1,318万2,000円、介護納付金に2億4,638万8,000円、高額医療費の共同事業拠出金に4億2,284万9,000円を、それぞれ計上いたしました。また、6年目を迎えた特定健診・保健指導についても、関係部局の連携により積極的に推進すべく、必要な経費2,296万7,000円を保健事業費において計上したところであります。

議案第22号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本案は、平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算議定についてでございますが、平成25年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,700万円とすべく計上し

たものであります。

歳入においては、保険料徴収率を特別徴収分100%、普通徴収分99%と見込み、さらに低所得者や、被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置の延長等により、1億3,877万円の後期高齢者医療保険料を算出したほか、一般会計繰入金として、事務費繰入金544万4,000円及び保険料軽減分を公費補填する保険基盤安定繰入金6,565万7,000円を計上しました。

歳出においては、その約94%を占める後期高齢者医療広域連合納付金については、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金を合わせた2億442万7,000円を計上したところであります。このほか、後期高齢者の健康診査事業については525万6,000円を計上いたしました。

議案第23号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計予算についてでございますが、本案は、平成25年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。平成25年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,600万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料を3億7,247万9,000円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を4億9,537万9,000円、支払基金交付金を5億8,242万2,000円、県支出金を3億1,055万8,000円を見込んだほか、一般会計から介護給付費準備基金繰入金2,220万円も含め、3億6,275万5,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績等から推計し、前年度当初予算対比で6.5%増の19億9,703万3,000円を計上いたしました。保険給付費の中には、介護サービス給付費18億2,516万3,000円、介護予防サービス給付費4,620万5,000円、高額介護サービス費3,908万3,000円、特定入所者介護サービス費8,139万6,000円を計上しております。

また、地域支援事業費4,704万9,000円の中に、生活機能評価事業費として455万6,000円、横芝光町地域包括支援センター運営委託料として2,262万5,000円等を計上し、介護予防事業のさらなる推進を図ろうとするものであります。

議案第24号 平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算議定についてであります。平成25年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,500万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、農業集落排水処理施設使用料は接続人口の自然減等を見込み877万1,000円、前年度繰越金は平成24年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、一般会計から4,522万3,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員給与等の総務費854万円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として委託費、修繕費及び汚泥処理手数料等1,022万1,000円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,523万9,000円と予備費100万円を計上しました。

議案第25号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてであります。本案は、平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算議定についてであります。食肉センターの経営は平成21年度から増頭傾向により料金収入の増収がある一方、設備機器等に過負荷による維持補修や、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の大きな事故は日本の電力需給に大きな影響をもたらし、さらに、石油価格の高騰による電気料金や燃料費の値上げから、経常経費等も増加傾向にあります。センター運営は、これらの影響から厳しい経営環境にありますが、安心・安全な肉の流通に努めるとともに、独立採算制の堅持と長期にわたる安定した経営を目指し、予算編成した結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,390万円とすべく計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入においては、近年の屠畜頭数の実績を考慮し、豚屠畜頭数を15万頭、牛屠畜頭数を3,500頭で見込みました。

歳出においては、重油やガスの高騰及び電気料金の大幅な値上げによる負担増に対応しつつ、施設の適正な稼働が図られるよう維持管理費・整備費に重点を置き、予算編成をしたところであります。

議案第26号 平成25年度横芝光町病院事業会計予算についてでございますが、本案は、平成25年度横芝光町病院事業会計予算議定についてであります。病院経営を取り巻く環境は、依然、厳しい状況にあり、常勤医師を確保し、手術件数の増加を狙い、患者数及び収益の確保を見込むとともに、業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく、予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに12億1,977万2,000円、資本的収支予算では収入が1億5,915万4,000円、支出が2億3,093万4,000円を計上いたしました。

収益的収支予算においては、収入の根幹となる医業収益で、一日平均の患者数を入院で65人、外来で173人を見込み計上し、支出については必要最小限の経費を計上したところであります。

資本的収支予算においては、収入では、屋上防水工事に係る企業債及び一般会計繰入金等

を計上し、支出では、老朽化に伴う屋上防水工事及び医療機器等の更新並びに企業債償還金を計上いたしました。

報告第1号 専決処分の報告について（和解）でございますが、本案は、旧横芝中学校用地として、昭和34年に売買契約を締結し、代金を支払い、合併前に横芝町が取得した用地4筆について、旧横芝中学校用地として使用していたが、所有権移転登記がなされていなかったため、所有権移転登記について、横芝光町が提起した所有権移転登記請求事件に関し、和解をすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終了させていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） ここで休憩します。

再開は午後1時からです。

（午前11時55分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、議案第1号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案つづり、こちらになります。1ページをごらんください。

議案第1号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

3ページをごらんください。

2行目、横芝光町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

まず、今回の国民健康保険税条例の改正におきまして、大きく大要2点に分けることができます。1つ目といたしまして、2条から9条につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げました国保税の税率そのものの改正について。2つ目といたしまして、下から6行目以降になりますが、21条関係に規定してあります国保税の軽減制度、いわゆる7割、5割、2割の軽減額が、この税率の改正に伴い、改正となるものであります。大きくこの2点であります。

詳しい内容につきましては、本日、お手元に議案第1号説明資料、このような資料を配付させていただきました。議案の改正の内容につきましては、この資料に基づき説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、この改正につきましては、先ほど町長の提案理由のとおり、医療費の増加や所得の減少に伴い、歳入の不足が見込まれることから、健全な財政運営を維持していくため、税率の改正を行うものであります。

また、今回の税率改正における改正の方針であります。さきの全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、国保世帯の所得が減少傾向にあるという極めて厳しい背景の中での改正でございますので、大幅な改正になりますと、国保世帯に大きな負担を強いる結果となりますし、徴収率にも少なからず影響を及ぼすことが懸念されますので、必要とされる財源は2億強ということですが、その額の約半分、2カ年で1億円を確保するための改正幅に抑え、なおも不足いたします1億円につきましては、町長の政務報告でもございましたように、一般会計からの繰り入れをもって補うということを方針といたしまして、この改正に取り組んだところであります。

それでは、お手元の議案第1号説明資料をごらんいただきたいと思います。

まず、第1表は、大要の1点目として、議案の第2条から9条までの部分に定めてあります税率の改正案を一覧表にしたものであります。2枚目の第2表は、大要2点目の軽減額の改正ということで、議案21条関係を一覧表にしたものであります。また、それぞれ黄色く塗り潰した部分に、議案にありますとおり今回改正をお願いいたします条項について示させていただきました。なお、第3表、第4表は、説明のための附属的な資料であります。

それでは、早速、第1表からご説明させていただきます。

ごらんのとおり、国民健康保険税は、左側の区分のとおり、3つの課税区分から構成されておりまして、それぞれ所得割から平等割までの4つの項目に分かれております。このうち、どの項目を適用して課税するかは、地方税法に基づきまして、市町村が選択することになっております。当町では、平成21年度に資産割を廃止して以来、それぞれ、所得割、均等割、平等割の3方式を採用し、課税してまいりました。

しかし、景気の低迷などによりまして、高齢者を初め、低年金生活者あるいは失業者など低所得者世帯の負担を考慮いたしまして、今回の税率改正に当たりましては、後期高齢者支援分並びに介護分の平等割を廃止する方向で、所得割と均等割の2方式とし、応能・応益割のバランスにも留意しながら調整を行ったところであります。

なお、応能・応益割についてであります。国保税の賦課額を算出する基礎となる所得割と資産割の部分を応能割と言ひ、均等割と平等割の部分を応益割と言ひますが、税額の算定に当たりましては、基本的には経済的負担能力、つまり経済力に応じた応能割と、一人一人の加入者や世帯ごとに負担する応益割のバランスを5対5にすることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から、重要だとされ、国から示されているものであります。

それでは、一番上の医療給付費分からご説明いたします。

まず、条文の第3条第1項の所得割でございますが、平成24年度、旧のほうですが7%であったものを、改正案では7.2%に、第5条の均等割2万円を2万4,000円、第5条の2第1項の平等割2万5,000円を2万6,000円といたしまして、応能・応益割の比率をできる限り、国の基準であります5対5に近づける努力をいたしました。

次に、後期高齢者支援分でございますが、先ほど申し上げましたように、低所得者世帯の負担を軽減すべく、平等割を廃止し、3方式から、所得割と均等割の2方式で調整をいたしました。調整に当たりましては、所得のあるなしにかかわらず課税されることとなります。応益割の比重を緩和し、低所得者世帯の負担軽減を図りつつ、さらに応能・応益割のバランスをやはり5対5に近づけることなどに重点を置き、改正に取り組んだところであります。

このことから、第6条の所得割は、平成24年度の1.5%から1.9%に、第2条第3項及び第7条の3で規定されておりました、平成24年度の均等割と平等割合わせて1万5,000円だったものを、今回の改正では、平等割を廃止いたしまして、均等割のみの1万1,000円といたしました。

また、介護納付金につきましても、全く同じ趣旨に基づきまして、第8条の所得割1.5%を1.7%に、第9条の2及び第2条第4項、第9条の3で規定されておりました、均等割、

平等割合わせて1万5,000円だったものを、平等割を廃止いたしまして、均等割のみ1万3,000円に改正すべく調整を行ったところであります。

なお、参考までに、山武郡市管内の団体の税率を掲載させていただきましたが、大網白里市にあっては、25年度で改正すべく調整中とのことをごさいました。そのほかは据え置くとのことですので、参考までに掲載させていただきました。よろしくお願いいたします。

次に、第2表をごらんいただきたいと思います。

国民健康保険税の被保険者、つまり加入者には、先ほど申し上げましたように、比較的低所得者が多いため、国保税の負担が過重となる場合がありますので、一定所得以下の世帯につきましては、均等割と平等割に対しまして、昭和38年度から保険税を軽減する措置が講ぜられております。当町も、黄色の部分にお示しいたしましたとおり、第21条第1号から3号に規定してありますとおり、7割、5割、2割の軽減措置がございます。

どういうことかと申しますと、下の第3表の所得割による軽減区分を見ていただきたいと思います。 (1) の7割と申しますのは、世帯の所得の合計額が33万円以下であれば、第2表、上の表であります。そちらで示してありますとおり、例えば真ん中あたりになりますけれども、医療給付費分の均等割、本来であれば、改正後は1人2万4,000円ということになります。第21条第1号の7割分を軽減するということで、2万4,000円から、朱書きの部分、1万6,800円を差し引く、つまり減額するというものであります。以下、第21条第2号で5割、21条第3号で2割ということ減額する金額も、今回の税率の改正にあわせて行うものであります。

なお、後期高齢者分、介護分につきましても、同じく、世帯の所得によって、それぞれ朱書きの金額を減額するというものであります。

それらの軽減判定基準表を資料の3枚目、第4表に添付してございます。これを見ながら、一例を挙げますと、被保険者5人世帯の合計所得金額が200万円だとすれば、5人の欄の一番右側、208万円以下に該当しますので、医療費分の均等割と平等割、後期高齢者分と介護分の均等割の額から、それぞれ2割を減額し、軽減を図ることになります。

以上、大要2点について改正を行うものでありますので、よろしくお願い申し上げまして、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号ないし議案第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第2号の詳細につきましてご説明を申し上げます。

資料につきましては、議案つづりの5ページ、議案関係資料につきましては8ページをごらんいただきたいと存じます。

それでは、議案つづりの5ページからご説明をいたします。

議案第2号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例及び横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例及び横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

7ページをごらんいただきたいと存じます。

本案は、先ほど町長が提案理由説明でご説明いたしましたとおり、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、平成25年4月1日及び平成26年4月1日から施行されることに伴い、引用している法律名称及び条項を改正する必要が生じたことから、横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例及び横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。議案関係資料の8ページをごらんいただきたいと存じます。

横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例につきましては、第3条及び第4条中、アンダーラインの部分の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、9ページ、第3条中、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるものでございます。

次に、横芝光町地域活動支援センター条例については、10ページ、上の表でございます。第1条中、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第21項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第26項」に、下の表、第1条中、「第5条第26項」を「第5条第25項」に改めるものでございます。

議案つづりにお戻りください。7ページをごらん願います。

下段、附則といたしまして、この条例中第1条及び第3条の規定は平成25年4月1日から、第2条及び第4条の規定は平成26年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号につきましてご説明申し上げます。議案つづりの9ページをごらんください。

議案第3号 横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

11ページをごらん願いたいと存じます。

本案は、先ほど町長が施政方針及び提案理由説明で申し上げましたとおり、地域主権一括法の制定に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで省令で定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものでございます。

また、この条例の制定に当たりましては、国基準のうち参酌すべき基準に地域の実情に応じた内容を設定するほかは、省令に定める国の基準を引用し、条例の基準とする包括引用方式としております。

なお、地域密着型サービスにつきましてご説明をいたしますと、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、平成18年度に創設されたサービスであります。原則として、横芝光町の方のサービス利用は、町内にある事業所に限られます。現在、当町においては、グループホーム光、第二松丘園がこれに該当いたします。また、地域密着型サービスにつきましては、市町村が事業の指定及び指導監督を行うこととされております。

それでは、内容についてご説明をいたします。

第1条、趣旨で、申請者資格、事業所の入所定員、従業員者数等の基準をこの条例により定めるものとしております。

第2条は、指定地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を国の基準に準じ、29人以下とするものでございます。

続いて、第3条は、事業者の指定を受けることのできる者、申請資格を法人とするもので

ございます。

続きまして、第4条は、事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもので、条文前段におきまして、省令に定める国の基準を運用し、本条例の基準とすることとしております。中段以降におきまして、従業者の勤務体制に関する記録及び会計に関する記録の保存について追記するほか、保存期間についても5年間保存しなければならない旨を規定するものでございます。

続きまして、第5条、第6条、第7条は、それぞれの施設における介護に関する基準を定めるもので、週2回以上の入浴の機会の提供、やむを得ない場合は清拭をもってかえることも可とするほか、排せつの介助の際は異性が一緒にならないよう配慮する旨を追記するものでございます。

また、第6条第1項は、指定地域密着型介護老人福祉施設における一つの居室の定員を4人以下と定めるものでございます。

第8条につきましては、特例に関する基準を定めるもので、町の区域外に設置される事業所について、特例の基準を追記するものでございます。

最後に、附則で施行期日、検討事項を定めております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号についてご説明を申し上げます。

議案つづり15ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第4号 横芝光町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

横芝光町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

17ページをごらんいただきたいと存じます。

本案につきましても、議案第3号と同じく、地域主権一括法の制定に伴い、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、横芝光町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものであります。

また、制定の方法も、国の基準のうち参酌すべき基準に地域の実情に応じた内容を設定す

るほかは、省令に定める国の基準を運用し、条例の基準とする包括引用方式としております。

なお、地域密着型介護予防サービスについてご説明いたしますと、介護予防を目的として、介護要支援1・2の方が利用できるサービスでございます。具体的には、認知症デイサービス等であり、現在、町内におけるサービス事業者は、グループホーム光、第二松丘園の2者であります。

それでは、内容についてご説明をいたします。

第1条、趣旨で、申請者資格、事業所の入所定員、従業者数等の基準を、この条例により定めるものとしております。

第2条は、事業者の指定を受けることのできる者、申請資格を法人とするものでございます。

第3条は、事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもので、条文前段におきまして、省令に定める国の基準を引用し、本条例の基準とするものとし、中段以降で従業者の勤務体制に関する記録及び会計に関する記録の保存について追記するほか、保存期間につきましても5年間保存しなければならない旨を規定するものでございます。

第4条は、特例に関する基準を定めるもので、町の区域指定外に設置される事業所について、特例の基準を追記するものでございます。

最後に、附則で施行期日、検討事項を定めております。

以上で議案第2号及び議案第3号、議案第4号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、健康管理課長。

〔健康管理課長 伊藤定幸君登壇〕

○健康管理課長（伊藤定幸君） それでは、議案第5号について補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンク色の表紙になりますが、19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号 横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、冒頭、町長が提案理由で申し上げましたとおり、昨年、国において新型インフル

エンザ等対策本部条例が成立し、平成24年5月11日に公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等が発生した場合、国の緊急事態宣言以降に町において新型インフルエンザ等対策本部を設置し、適切な措置を講ずるため、横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定すべく、本議会に提案をしたものであります。

21ページをお開き願いたいと思います。

それでは、第1条は、本条例の趣旨であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、横芝光町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めると規定をしております。

第2条につきましては、本対策本部の組織を定めたもので、組織には本部長、副本部長、本部員のほか、必要な職員をもって組織するものであります。なお、本部長等の本部員は、上位法の新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条の市町村対策本部の組織で定められており、また、本法において、本部長は町長をもって充てるということに規定をされております。

第3条は、会議に関する規定であり、会議の開催は、必要に応じ、本部長が招集することとなります。

22ページをお開き願いたいと思います。

第4条は、対策本部の下部組織となる部を本部長は必要に応じ置くことができる規定であり、第5条は、委任規定であり、この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めると規定をしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、法の施行の日から施行するものとなっております。

慎重審議いただき、可決承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔健康管理課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号ないし議案第10号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、初めに、議案第6号の詳細についてご説明させていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづりの23ページから25ページまたは黄色の議案関係資料11ページから12ページにあります。

それでは、議案つづりの23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、町長から提案理由で説明したとおり、公営住宅法の一部が改正され、これまで公営住宅法施行令により定められていた町営住宅の入居収入基準を条例で規定することとされたことから、横芝光町営住宅条例の一部を改正するものであります。

次の25ページが改正案でございますけれども、改正内容につきましては、議案関係資料の新旧対照表で説明させていただきますので、11ページをお開き願いたいと思います。表の左が現行、右が改正案となっております。

最初に、現行の第6条第1項第2号ア中のアンダーライン部分の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による改正前の令、第6条第4項各号に掲げる場合 旧令第6条第5項第1号に規定する金額」を改正案では、「特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げるものである場合 214,000円」に改めるものであります。この金額は、裁量階層、これは高齢者世帯、障害者世帯、戦傷病者世帯、原爆被害者世帯、海外引き揚げ世帯、ハンセン病療養者世帯、子育て世帯を一般的にいいますが、この入居収入基準額であります。これまでと変わらない金額でございます。政令の改正により、入居収入基準額の上限が25万9,000円に引き上げられましたが、この金額の変更は、応募倍率の上昇が懸念されるなど、住宅困窮者の入居機会を阻害するおそれがあるため、現在の基準と同じくしたものであります。なお、入居収入基準額とは、年間総所得額から各種控除額を差し引き、これを12で割った金額、月額となります。

次に、本号アに、(ア)、(イ)、(ウ)を新たに追加するものであります。現行の第6条第1項第2号アで、裁量階層の範囲について定められており、改正で削除となりますが、引き続き、裁量階層の範囲を定める必要があることから、これまでどおり規定するものであります。まず(ア)は、障害者世帯、戦傷病者世帯、原爆被害者世帯、海外からの引き揚げ世帯、ハンセン病療養者世帯を、(イ)は高齢者世帯を、(ウ)は子育て世帯を規定したものであります。

次の12ページをお願いいたします。

次に、現行の本号イ中の6行目のアンダーライン部分の「旧令第6条第5項第2号に規定

する金額」を、改正案では、本号アと同じく、これまでと変わらない金額であります「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改めるものであります。

次に、現行の本号ウ中のアンダーライン部分の「旧令第6条第5項第3号に規定する金額」を改正案では、これまでと変わらない金額であります「158,000円」に改めるものであります。

最後に、議案つづりの25ページにお戻りをいただきたいと思います。下段のほうになります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第6号の説明をさせていただきました。

続きまして、議案第7号についてご説明させていただきます。

議案つづりの27ページでございます。

議案第7号 横芝光町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について。

横芝光町営住宅等の整備基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、町長からの提案理由で説明したとおり、公営住宅法の一部が改正され、これまで国土交通省令により定められていた公営住宅等の整備基準を条例で規定することとされたことから、必要な事項を新たに定めるものであります。

この制定に当たりまして、本町には寒冷地・豪雪地であるなどの特別な事情がないことから、独自の基準を設ける必要がないため、参酌すべきとされた省令の基準と同じとしたものであります。

それでは、29ページをお願いいたします。

条例の内容であります。まず第1条には、条例の趣旨として、町営住宅等の整備基準を定めるとしております。

第2条は、町営住宅等の整備基準は、公営住宅等整備基準に定める基準としたものであります。

附則として、第1項は、施行期日を、第2項は、公営住宅等整備基準が改正されたときは必要な措置を講じるように、第3項は、この条例に定める基準については、随時検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めると定めたものであります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号についてご説明させていただきます。

議案つづりの31ページでございます。

議案第8号 横芝光町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

横芝光町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、町長からの提案理由で説明したとおり、道路法の一部が改正され、これまで政令により定められていた市町村道の構造の技術的基準を条例で規定することとされたことから、必要な事項を新たに定めるものであります。

この制定に当たりましては、独自の道路構造の技術的基準を設ける必要もないことから、従来どおり、全国一律のままである設計車両・建築原価及び橋・高架橋等の自動車の荷重に係る基準を除く、その他必要な基準について、参酌すべきとされた政令の道路構造令の基準と同一の基準としたものであります。

それでは、33ページをお願いいたします。

条例の内容であります。まず第1条には、条例の趣旨として、町道の構造の技術的基準を定めるとしております。

第2条は、町道の構造の技術的基準は、道路構造令に定めるとしたものであります。

附則として、第1項は施行期日を、第2項は、道路構造令に定める基準が改正されたときは、必要な措置を講じるように、第3項は、この条例に定める基準については随時検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めるものと定めたものであります。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号についてご説明させていただきます。

議案つづりの35ページでございます。

議案第9号 横芝光町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について。

横芝光町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、町長からの提案理由で説明したとおり、道路法の一部が改正され、これまで総理

府・国土交通省令に定められていた市町村道に設ける案内標識等の寸法を条例で規定することとされたことから、必要な事項を新たに定めるものであります。

この制定に当たりましては、町道の構造の技術的基準と同様に、独自の道路標識等の寸法を設ける必要もないことから、参酌すべきとされた府・省令の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の基準と同一の基準としたところであります。

それでは、37ページをお願いいたします。

条例の内容であります。まず第1条には、条例の趣旨として、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めるとしております。

第2条は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定めるとしたものであります。

附則として、第1項は施行期日を、第2項は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定める寸法が改正されたときは、必要な措置を講じるように、第3項は、本条例に定める寸法については随時検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めるものと定めたものであります。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号についてご説明させていただきます。

議案つづりの39ページでございます。

議案第10号 町道路線の認定及び廃止について。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、及び廃止する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、山武市が市道の道路台帳を再編整備することに伴い、山武市と隣接する町道について管理区分を明確化することになりましたので、このたび、関係する路線について町道の認定及び廃止を行うものでございます。

それでは、41ページをお願いいたします。また、黄色の議案関係資料の13ページから15ページの認定路線箇所図、次の16から17ページの廃止路線箇所図もあわせてごらんいただきたいと思っております。

最初に、認定路線の整理番号1のC275号線であります。これは町道I-9号線、通称色川道路とありますが、ここから山武市八田琴平方面に向かい、山武市境付近の横芝字大島

2445番の2を起点とし、さらに真っすぐ向かい、山武市境までの横芝字大島2441番の2を終点とした区間で、延長は33.6メートル、幅員は3メートルであります。

次に、整理番号2のD277号線ではありますが、これは県道飯岡・一宮線の屋形字南川岸5018番の1を起点とし、山武市蓮沼上川下方面を斜め右方向に向かい、山武市境までの屋形字南川岸5017番の2を終点とした区間で、延長は35.9メートル、幅員は5.7から6.1メートルであります。

次に、整理番号3のD394号線ではありますが、これは九十九里広域農道の新島旧三島字早川1423番の3地先を起点とし、山武市武野里方面に向かい、山武市境までの新島旧三島字高場1390番を終点とした区間で、延長は181.02メートル、幅員は3.5から4.6メートルであります。

次に、廃止路線の整理番号1のD277号線ではありますが、これは県道飯岡・一宮線の屋形字南川岸5018番の1を起点とし、海岸方面に向かい、都市計画道路蓮沼公園線までの屋形字東雲5348番の4を終点とした区間で、延長は327.6メートル、幅員は1.4から8.6メートルであります。

次に、整理番号2のD394号線ではありますが、これは九十九里広域農道の新島旧三島字早川1423番の3地先を起点とし、山武市武野里方面に向かい、山武市境までの新島旧三島字高場1376番の1を終点とした区間で、延長は211.11メートル、幅員は3.5から4.6メートルであります。

以上、議案第6号から第10号までの説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第11号及び議案第12号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第11号の詳細につきましてご説明を申し上げます。

議案つづりの43ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 指定管理者の指定について（横芝光町老人憩の家）。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、横芝光町老人憩の家「光風館」の指定管理について、本年3月末日をもちまして指定管理が満了することから、引き続き公益社団法人横芝光町シルバー人材センターを指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、本件につきましては、去る1月24日開催の横芝光町指定管理者選定委員会において、公益社団法人横芝光町シルバー人材センターを指定候補者とする決定がなされたものであります。

また、指定の期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間です。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号についてご説明を申し上げます。

議案つづりの45ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第12号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、横芝光町地域活動支援センター「たんぼぼ」の指定管理について、本年3月末日をもって指定期間が満了することから、引き続き社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、本件につきましても、去る1月24日開催の横芝光町指定管理者選定委員会において、社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会を指定候補者とする決定がなされたものであります。

また、指定の期間につきましても、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で議案第11号及び議案第12号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時からです。

（午後 1時48分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第13号について、企画財政課主幹。

〔企画財政課主幹 早川裕明君登壇〕

○企画財政課主幹（早川裕明君） 議案第13号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、別添の、左上に議案第13号と書いてございます資料でご説明をさせていただきます。この資料でございます。

若干、説明が長くなってしまうかと存じますが、どうかよろしくお願いたします。

それでは、1ページからご説明をさせていただきます。

平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,550万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ106億1,917万2,000円とし、第2条では継続費の補正を、第3条では繰越明許費の設定を、第4条では債務負担行為の補正を、第5条では地方債の補正を行おうとするものでございます。

2ページをお願いいたします。2ページから5ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。内容は、後ほど事項別明細書によりましてご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。第2表、継続費補正でございます。

2款1項総務管理費の地域公共交通体系計画策定事業で、契約実績により、年割額において、平成24年度で39万4,000円を減額し126万円に、平成25年度で65万7,000円を減額し210万円に、総額では105万1,000円減額の336万円とするものでございます。

7款2項道路橋りょう費の（仮称）長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業で、事業実績により、平成24年度の年割額を5,000万円減額し、1億7,000万円、総額を3億5,000万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費でございます。

7款2項道路橋りょう費の町道I-12号線道路改良事業では、電柱移転が完了せず本工事が年度内に完了できないことから、工事費2,000万円を翌年度に繰り越しするものであります。

新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業では、千葉県発注の工事が未了のため、それに要する負担金と、町の工事執行分においては、県の工事と建設機材及び資材の運搬路の調整ができないこと、また、町執行の委託料については、工事完了を待って境界ぐいの打設を行うべきものであることから、総額8,641万7,000円を翌年度へ繰り越しするものであります。

舗装修繕事業1億2,495万円は、去る2月26日に成立した国の補正予算に織り込まれました、いわゆる「地域の元気臨時交付金」の算定対象となる事業であり、この3月補正により計上することから、年度内に発注することができないため、翌年度に繰り越しするものであります。この臨時交付金は平成25年度に交付されるものでありますので、充当先事業の計画については、今後、十分な検討を行い、平成25年度内の補正予算により計上させていただきます。

続いて、町道I-8号線道路改良事業は、用地交渉の難航により、年度内に土地の所有権移転登記、補償物件の移転が完了できないことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

4項都市計画費の駅前広場整備事業においても、用地交渉の難航により、土地の所有権移転登記及び補償物件移転が年度内に完了できないことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

9款2項小学校費の横芝小学校施設改修事業については、経済対策として、国の予備費により平成25年度以降に実施する予定の事業を前倒しし採択されたものであり、今回の補正により予算計上されるもので、年度内に事業完了ができないことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

6項保健体育費の町体育館改修事業については、7款の舗装修繕事業と同様、国補正予算の「地域の元気臨時交付金」の算定対象事業として、前倒し採択される事業であり、今回の補正予算により予算計上することから、年度内に事業完了ができないため、翌年度へ繰り越しするものであります。

続いて、第4表、債務行為補正です。

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業篠本新井地区負担金については、事業主体による事業の見直しにより、町の負担金が1,355万1,000円増加し、平成25年度以降の限度額を1億5,370万円とし、事業期間についても、平成25年度までを平成28年度までとするものであります。

新粟嶋橋架橋事業負担金については、取付道路工事を先行し、旧橋撤去をおくらせることから、事業期間を1年延長し25年度までとし、また、事業費の見直しにより、今後の限度額

を6,868万7,000円とするものであります。

8ページをお願いします。第5表、地方債補正でございます。

1の地方債の追加であります。小学校施設整備事業では、横芝小学校施設改修事業の新規採択により1億880万円を、町体育館の耐震補強工事等の新規採択により2,800万円の地方債を追加するものであります。

続いて、2の地方債の変更ですが、合併特例債については、町道改良、新栗嶋橋架橋取付道路、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路、駅前広場整備事業などの年度内事業費の決算見込みに立ち、1億2,900万円を減額し、限度額を8億6,090万円とするもので、農道基盤整備事業では、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業篠本新井地区の年度内事業費の決算見込みに立ち、2,730万円を減額し、限度額3,370万円とするもので、道路橋梁整備事業は、年度内事業費決算見込みから、町道Ⅱ-10号線と町道Ⅰ-22号線道路改良事業で減額するものの、国の補正予算による前倒し事業採択により、舗装繕事業費分5,770万円を追加し、トータル4,120万円の増額となり、限度額を1億5,850万円とするものであります。

9ページから11ページは事項別明細書の款別の総括でございますので、後ほどご確認をお願いしたいと存じます。

それでは、引き続きまして、歳入歳出の内容についてご説明をさせていただきます。

なお、3月補正につきましては、歳入、歳出ともに決算見込みに立った調整が主なものになっておりますので、金額の少ない項目などは個々の説明を省略させていただくことがありますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

12ページから始まります。

1款1項1目個人町民税は、普通徴収、特別徴収とも所得割の増が見込めるため、3,810万4,000円の増額となっております。

2目法人町民税は、均等割、法人税割とも増が見込めるため、また、滞納繰越分にあつては、県外への臨戸訪問による納付催告を行った結果、大口の滞納者から一括納付があり、増額となったものであります。

2項1目固定資産税は、土地、償却資産また滞納繰越分でも決算見込みから増額となるものの、家屋が大きく減額となることから、目全体では608万9,000円の減額となっております。

4項1目町たばこ税は、たばこ売上本数が当初見込みを上回るため、400万円の増額となっております。

4款1項1目配当割交付金については120万円の増、6款1項1目地方消費税交付金につ

いては900万円の減、8款1項1目自動車取得税交付金は1,400万円の減額となっておりますが、いずれも、県からの通知による決算見込みに立った調整でございます。

13ページでございますが、10款1項1目地方交付税は、普通交付税で交付決定に合わせ2億3,919万1,000円を、特別交付税については、見込み額683万3,000万円を増額するものであります。

12款1項1目消防費分担金は、防災行政無線個別受信機の新規申し込み世帯の増により、185万円を増額するものであります。

2項1目民生費負担金では、1節の老人福祉費負担金で、入所者の収入額等の増加により老人福祉施設入所措置費負担金が116万8,000円の増を、2節児童福祉費負担金では、私立保育所の入所者が当初見込みよりも増加したこと等から、保育所入所児童保護者負担金が277万3,000円の増を、児童クラブ利用者負担金では、横芝小児童クラブの定員の増に伴い80万円の増額を計上したところでございます。

2目農林水産業費負担金は、山武市・旭市・匝瑳市から収入する予定であった栗山川漁港事業関係市町村負担金で、栗山川漁港浚渫工事が実施されなかったため、29万4,000円全額を減額するものであります。

13款1項5目土木使用料は、道路占用料の実績見込みに立った調整で90万円の増額補正をするものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、決算見込みによる71万7,000円の減額であり、2節児童福祉費負担金では、私立保育所への入所増により保育措置費が増加したことに伴い、236万9,000円の増額を、3節保険基盤安定負担金は、交付決定に基づき105万1,000円の減額をするものであります。

続いて、14ページをお願いいたします。

4節児童手当国庫負担金は、負担割合の変更と対象人数が見込みより少なかったことにより、2,958万4,000円の減額補正でございます。

2項4目土木費国庫補助金は、1節道路橋梁費補助金の道整備交付金で、町道I-9号線、I-14号線、II-10号線が、それぞれ決算見込みから年度内事業費が減少するため、8,085万2,000円を減額補正するものであります。

社会資本整備総合交付金についても、町道I-8号線橋梁長寿命化修繕計画策定事業の決定見込みに立った減額補正でございます。

次の防災・安全交付金では、国の補正予算に関連した舗装修繕事業の交付金6,247万5,000

円の新規計上でございます。

3節都市計画費補助金では、駅前広場整備事業に対する交付決定により、1,382万4,000円を減額するものであります。

5目教育費国庫補助金の3節小学校費補助金では、横芝小学校施設改修事業が国の予備費対応の補助金採択となるため、2,457万7,000円を新規に計上、4節保健体育費補助金では、町体育館の耐震補強工事が国補正予算の補助金採択の予定となったことから、1,401万7,000円を新規に計上するものであります。

6目消防費国庫補助金では、J-A-L-E-R-Tからの情報連携システム構築事業が国の補助採択基準に当てはまらないと判断されたことから、12月補正予算で計上いたしました284万7,000円を減額するものであります。なお、この事業は国庫補助金採択から外れたものの、事業の重要性に鑑み、東日本大震災復興基金に財源を振りかえ事業実施するものであります。

15款1項2目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、2節児童福祉費負担金については、国庫負担金同様、決算見込みに立った調整でございます。

3目保険基盤安定負担金も、決算見込みに立った補正計上でございます。

15ページになります。

4節児童手当県負担金は、負担割合の変更による調整で527万円の増額でございます。

2項1目総務費県補助金は、住宅防音工事事業補助金、住宅改築併行防音工事の申請数の実績見込みに立った減額補正でございます。

2目民生費県補助金については、1節社会福祉費補助金、2節児童福祉費補助金は、ともに年度内の実績見込みに立った調整でございます。

4目農林水産業費県補助金は、農業委員会交付金を除き、年度内の事業実績の見込みに合わせた調整としての減額補正でございます。

5目商工費県補助金は、1節商工費補助金で、緊急雇用創出事業補助金を活用して実施している事業の執行額の確定により、減額補正するものであります。

3項1目総務費委託金、5節選挙費委託金では、千葉海区漁業調整員選挙の執行がないことから、減額補正をするものであります。

続いて、16ページをお願いいたします。

16款1項2目利子及び配当金は、各基金利子額の確定による調整でございます。

2項1目不動産売払収入は、旧横芝中学校への進入路などで隣接住民からの払い下げ要望があった土地を払い下げたことから、収入額に合わせ増額補正をするものであります。

18款2項1目財政調整基金については、決算見込みに立った財源調整から、繰入額を3億円減額し、1億円とするものであります。

3目学校施設等整備基金繰入金は、横芝小学校施設改修事業の前倒し採択に合わせ、その事業に充てる財源として、新たに2,000万円を補正計上するものであります。

6目教育振興基金繰入金は、奨学資金貸付事業が当初予定の申請に満たないことから、減額するものであります。

7目東日本大震災復興基金繰入金は、先ほども申し上げましたが、情報連携システム構築事業で国の補助金が見込めないことから、復興基金に財源を振りかえ、実施するものであります。

20款1項1目延滞金では、税の大口滞納者からの納付にあわせ延滞金を徴収した実績から増額するものであります。

17ページ。

4項1目民生費受託事業収入では、管外保育受託事業が予定した人数に満たなかったことから、減額補正するものであります。

6項1目学校給食費負担金は、現年分で児童生徒数並びに給食実施回数の実績見込みにより減額するものであります。滞納繰越分にあつては、徴収実績により増額をするものであります。

2目保育所給食費負担金でも、園児数の減により負担金額を減額するものであります。

7項1目雑入は、各項目とも、交付決定や収入実績など決算見込みに立った額の調整であります。

21款町債は、8ページの第5表、地方債補正の説明で述べたとおりでございます。

歳入につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費でございますが、特別職給与費では、副町長不在により減額を、4目広報広聴費では、広報よこしばひかり発行事業の編集ページ数などによって印刷製本費が減額となり、19ページの町ホームページ運用事業では、契約実績により執行残を減額するものであります。

5目財政管理費では、公会計委託業務の契約額の確定により減額を、積立金では、基金利子の確定により、その利子分を基金に積み立てるため、増額を計上したところであります。

8目企画費の地域公共交通体系計画策定事業では、計画策定業務委託の契約実績により、執行残を減額するものであります。

11目空港対策費では、20ページにかけての各防音対策事業補助金の実施希望の見込み等から、また騒音測定委託料の契約実績から、減額補正をするものであります。

2項2目賦課徴収費では、電算処理委託料と債権回収対策事業における支払督促手数料の実績見込みによる減額補正でございます。

21ページになりますが、4項4目千葉海区漁業調整委員選挙費は、歳入でご説明しましたとおり、選挙執行を要さなかったことによる減額補正でございます。

3款1項1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出事業について、国及び県の交付決定に基づいての減額となっております。

2目老人福祉費では、各事業とも決算見込みに立った計上をしているもので、22ページ、高齢者生きがい対策事業の工事費については、老人憩の家の故障したエアコンを交換する工事費の新規計上でございます。

3目障害者福祉費では、23ページにかけて、各事業ともに、決算見込みに立った調整の補正計上でございます。

5目後期高齢者医療費では、療養給付費の減により、また、後期高齢者医療広域連合からの通知により、負担金、補助及び交付金で減額となり、繰出金では県からの交付決定により減額となっております。

2項1目児童福祉総務費ですが、次世代育成支援対策事業では、民間保育所が行う一時預かり事業の利用者減により、町内児童等医療費等助成事業は実績見込みの増により、それぞれ補正計上するものであります。

24ページをお願いいたします。

2目児童措置費では、児童手当、交通遺児手当の実績見込みにより減額としております。

4目保育所費は、主に決算見込みに立った計上でございますが、横芝保育所運営事業の工事費では、老朽化した空調室やフェンス補修を要することから、工事費を新規に計上したところであり、保育委託事業では、管外保育委託が減少するものの、管内民間保育委託について、支弁単価の上昇と年度途中での入所が多かったことから、増額となったところでございます。

25ページ。

4款1項1目保健衛生総務費、3目健康づくり費、4目健康増進対策費は、決算見込みに

立った減額、7目上水道費については、負担金額の確定による補正計上でございます。

3項1目病院費は、平成24年度分の資金不足が見込まれることから、病院事業会計へ5,000万円の追加繰り出しをするものでございます。

5款1項3目農業振興費は、27ページにかけて、各報償金、補助金ともに、年度内事業実績見込みによる調整でございます。

4目畜産振興費は、へい獣処理が増加したことによる補正計上でございます。

5目農地費は、決算見込みに立った調整であり、特に、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業は、23年度に前倒しし実施したものがあることから、24年度での負担金額が減少するものであり、町単土地改良補助事業は、栗山地区のパイプライン設置事業の取り下げによる減額となっております。

28ページの大布川排水機場管理事業は、排水機場の計画書作成業務委託事業が県の単独負担での事業執行となったことから、受益市町村負担金が不要となったものでございます。

6目農道整備事業費は、広域農道事業の年度内負担金額の確定による減額でございます。

2項1目林業振興費は、ちばの木で住まいづくり支援事業の申し込みがなかったことから、全額を減額補正するものであります。

29ページでございます。

3項1目水産業振興費ですが、栗山川漁港整備事業は漁港浚渫事業がなかったことから、減額するものであります。

6款1項1目商工振興費の中小企業振興資金利子補給事業は、借入残高を一括償還した事業所があったほか、新規借り入れが少なかったことから減額するものであります。

7款2項1目道路橋りょう総務費は、各委託事業の契約実績による減額補正でございます。

3目道路新設改良費は、町道Ⅱ-10号線道路改良事業から始まり、31ページにかけて、各路線について年度末までの事業進捗見込みにより減額するものが主なものでありますが、31ページ上段の舗装修繕事業については、繰越明許費の際にもご説明いたしましたが、国の補正予算に盛り込まれた補助金を受け、平成25年度へ繰り越して実施しようとするための新規計上でございます。

4項1目都市計画総務費ですが、町の都市計画見直し業務については、千葉県都市計画見直し指針が提示された後に作業を進めるべきものとなったことから、事業の予算額全額を減額するものであります。

3目駅前広場管理費は、補償金の実績見込みによる減額補正でございます。

32ページ。

5項1目住宅管理費は、業務委託契約実績に基づく減額でございます。

8款1項1目常備消防費は、消防組合負担金確定による減額であります。

2目非常備消防費は、新年度の入団予定団員の被服などを購入するための計上でございます。

4目災害対策費は、決算見込みに立った調整でございます。

9款1項2目事務局費は、奨学資金申請の減少など、33ページにかけての各事業は、実績見込みに立った減額でございます。

2項1目学校管理費は、実績見込みに立った減額補正のほか、小学校施設維持管理事業では、東陽小・白浜小学校の給食用ダムウェータの消耗部品などの交換を要することから、24年度の給食終了後速やかに実施すべく、新規計上するものであります。

また、繰越明許費でもご説明を申し上げましたが、横芝小学校施設改修事業については、国の予備費対応による前倒し採択により、同校のトイレなどの環境改善等の事業費を新規に計上するものであります。

2目小学校教育振興費と、34ページの3項2目中学校教育振興費は、各校の光ファイバー導入経費の決算見込みに立った補正計上であります。

5項3目共同利用施設費は、文化会館の館内放送設備の不具合を改修する工事の新規計上でございます。

4目図書館費は、決算見込みに立った補正計上でございます。

35ページ。

6項2目体育施設費は、決算見込みに立った補正計上のほか、繰越明許費でもご説明いたしました。後段の横芝光町体育館改修事業で、国の補正予算に対応した事業費として耐震補強を中心とした工事費及び設計費を新規計上するものであります。

3目学校給食費は、実績見込みによる減額補正でございます。

歳出につきましては、以上のとおりでございます。

37ページから39ページは、給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課主幹 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第14号及び議案第15号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第14号及び第15号につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、議案第14号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料につきましては、お手元の別冊となっております議案第14号と記載されました補正予算案をごらん願います。

それでは、予算書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ381万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億5,779万1,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

4款1項3目特定健康診査等負担金は、メタボ解消を目的といたしました特定健診、特定保健指導の経費に係る国の負担金でございまして、事業費の確定により交付決定されたものでございます。表の中央、第1節は、現年度、本年度、平成24年度分の交付決定による32万6,000円の減額で、その下の2節は、過年度、昨年度、平成23年度分の事業費の精算による20万3,000円の追加交付でございます。

次の4款2項1目財政調整交付金587万8,000円の増額につきましては、東陽病院事業に係る国の特別調整交付金で、施設整備分、医師確保事業分及び夜間・休日の救急患者受け入れ体制支援分として交付されるものでございます。

同項2目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金14万1,000円は、70歳以上の被保険者に係る高齢受給者証の発行に要する経費に対する補助でございます。

5款1項1目療養給付費等交付金、1,370万7,000円の増額は、退職被保険者の医療費に対する支払基金からの交付金で、医療費の動向により交付額が変更決定されたことによるものであります。

7款1項2目特定健康診査等負担金は、先ほど4款国庫支出金でご説明したものと同様に、特定健診、特定保健指導の経費に係る県の負担金で、事業費の確定により、交付決定された

ものであります。1節は、平成24年度分の交付決定による32万6,000円の減額、2節は、平成23年度分の事業費の精算による20万3,000円の追加交付で、これらは国庫負担金と全く同様でございます。

続きまして、9款1項1目利子及び配当金3万円は、財政調整基金に係る本年度の利息で、全額を基金に積み足すものであります。

続きまして、7ページをごらん願います。

10款1項1目一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金で、これは国保税の軽減等の補填のための法定繰入金でありまして、交付決定に基づきまして、1節の保険税軽減分が1,462万1,000円、2節の保険者支援分が210万円、合わせまして1,672万1,000円を減額するものであります。

11款1項2目その他繰越金103万円は、今回の補正の不足財源を前年度繰越金により充当するものであります。

以上、歳入総額といたしまして381万9,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8ページをごらん願います。

1款1項の総務管理費から、そのページ最後になりますが、3款1項の後期高齢者支援金等までは、表の右側の説明欄に財源振替の記載があるとおおり、歳入補正に伴います財源の更正でありまして、歳出予算の補正はございません。

続きまして、9ページをごらん願います。

4款1項1目前期高齢者納付金は、各医療保険者の間で前期高齢者の医療費負担を調整するに当たりまして国保が調整金として支出する分で、本年度の負担が確定したことにより、不用額55万4,000円を減額するものでございます。

8款1項保健事業費、1目保健事業活動費148万6,000円の減額は、短期人間ドック委託料であります。人間ドックの利用者は、合併以来年々増加を続けてまいりましたが、本年度は医療機関の受け入れ等の都合によりまして、利用者の減少が見込まれるものでございます。

同項2目特定健康診査事業費47万4,000円の減額、及び3目特定保健指導事業費57万5,000円の減額は、いずれも事業実績により、健診・指導委託料を減額するものであります。

続きまして、9款1項1目財政調整基金積立金3万円は、先ほどの歳入でもご説明いたしましたとおおり、本年度の基金利息を全額積み立てるものであります。

続きまして、11款3項2目直営診療施設勘定繰出金687万8,000円につきましては、東陽病

院の運営活動費に対する国・県の調整交付金でございまして、先ほど歳入でもご説明いたしましたように、東陽病院の施設整備、医師確保事業、救急患者受け入れ体制支援に係るもののほか、病床数に応じて毎年交付されるものでございます。

以上、歳出総額は、歳入と同額の381万9,000円でございます。

引き続きまして、議案第15号 平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料につきましては、やはり別冊の議案第15号補正予算案、これをごらんいただきたいと存じます。

それでは、予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ631万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,923万8,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりましてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

初めに、歳入からご説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収の徴収方法別に調定額を算出し、徴収率を年金天引きの特別徴収で100%、納付書あるいは口座振替の普通徴収で98%を見込んだ結果、1目特別徴収保険料が413万円、2目普通徴収保険料が69万4,000円の減額で、保険料全体では482万4,000円の減額補正とするものであります。

4款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金で、保険料軽減分の補填のための繰り入れでありまして、このうち4分の3を負担する県からの交付決定に基づきまして、149万1,000円を減額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらん願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、631万5,000円の減額で、内訳といたしましては、歳入でご説明いたしましたとおり、保険料納付金が482万4,000円、保険基盤安定納付金が149万1,000円の、それぞれ減額であります。

以上で、議案第14号及び議案第15号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第16号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第16号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。補正の資料をごらんいただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,573万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19億6,470万円とするものであります。

主なものといたしましては、介護給付の給付費の減に伴う関係費目について補正を行うものでございます。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきまして、ご説明いたします。

1款1項1目、第1号被保険者保険料465万1,000円は、1節現年度分特別徴収保険料で172万3,000円の減額を、2節現年度分普通徴収保険料で637万4,000円の増を見込んだものでございます。

続きまして、2款1項3目地域支援事業手数料63万1,000円の減額は、1節包括支援事業・任意事業手数料の減を計上したものでございます。

続きまして、3款1項1目介護給付費負担金1,614万7,000円の減額、及び3款2項1目調整交付金231万1,000円の減額、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）63万7,000円の減額、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）66万9,000円の減額は、国の内示額及び変更申請により補正をするものでございます。

続きまして、4款1項1目介護給付費負担金4,779万2,000円の減額、2目地域支援事業支援交付金4万3,000円は、国と同様に、支払基金の変更交付申請により補正するものでございます。

続いて、7ページ。

5款1項1目介護給付費負担金1,354万4,000円の減額、及び5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）31万9,000円の減額、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）33万5,000円の減額につきましても、国と同様に、県への変更申請額により補正をするものでございます。

続きまして、6款1項1目利子及び配当金4万円は、介護給付費準備基金利子でございます。

続きまして、8款1項1目介護給付費繰入金899万9,000円の減額、及び2目地域支援事業繰入金119万7,000円の減額につきましても、国・県等の変更申請額に合わせて補正をするものでございます。

続きまして、8款2項1目基金繰入金1,713万円の減額は、サービス給付費の減により、基金繰り入れの必要がなくなったことから、全額を減額補正するものでございます。

続きまして、9款1項1目繰越金2,924万3,000円は、前年度繰越金が確定したことにより、補正するものでございます。

以上、歳入補正総額は7,573万4,000円の減額でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出につきましてご説明をいたします。

1款1項1目一般管理費36万5,000円は、説明欄記載のとおり、印刷製本費の100万円の減額及び介護保険システム仕様変更業務委託料136万5,000円であります。

続いて、1款3項2目認定調査等費36万5,000円の減額は、介護認定更新者の減少による手数料の減であります。

続きまして、2款1項1目介護サービス給付費9,775万2,000円の減額は、このたびの補正の主たるものであり、平成24年4月開設予定の介護施設の開所のおくれ等により、施設介護サービス給付費で9,533万5,000円の減額、居宅介護サービス給付費においても1,797万円の減額を見込んだこと等によるものでございます。

続きまして、2款2項1目介護予防サービス給付費707万3,000円は、サービス給付費ごとに、4月から12月までの給付実績と1月から3月までの給付額を見込んだものでございます。

また、次の3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、7項特定入所者介護サービス等費は、財源振替であり、基金繰り入れを行わないことによる財源調整でございます。

次に、10ページ。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金2,039万3,000円は、サービス給付費が減額となったことから、今回、基金積み立てを行い、来年度以降に備えるものでございます。なお、本積み立て後の基金保有額は1億2,100万円を見込んでおります。

続いて、5款1項1目二次予防事業費191万5,000円の減額、3目生活機能評価事業60万

3,000円の減額は、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

続いて、2項2目任意事業費293万円の減額は、配食サービス、家族介護用品支給事業の利用者数及び利用回数の減によるものでございます。

以上、歳入歳出補正総額は7,573万4,000円の減額となります。

以上で平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

慎重審議の上、可決承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第17号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、議案第17号 平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

それでは、議案第17号の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,648万8,000円と定めるものでございます。

続きまして、2ページ及び3ページにつきまして、第1表は、歳入歳出の予算補正でございます。並びに4ページ、5ページにつきましては、事項明細の総括になっておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

それでは、恐れ入りますが、6ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入であります。1款1項1目受益者分担金、補正額19万9,000円は、新規に1件が加入したことから計上したものであります。

2款1項1目施設使用料の2節滞納繰越分の2万8,000円は、3件分の金額が納入が済んだことから、計上したものでございます。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金の確定によるもので、今回補正の財源となるものでございます。71万円を補正し、171万円とするものであります。

5款1項1目雑入であります。5名の放射能検査、2回分が東京電力から支払われたため、補正計上したものであります。

続きまして、7ページの歳出であります。2款1項1目維持管理費に98万8,000円、全額補正し、1,220万2,000円とするもので、11節の需用費、光熱水費に係る経費に計上したものでございます。

以上、平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせて

いただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますよう、お願い申し上げます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第18号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第18号 平成24年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,336万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,343万2,000円とするものであります。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページをごらんください。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

1款1項1目事業収入が3,273万2,000円、これは豚の3万頭増で見込みまして算出をしております。右側に16万頭とありますが、当初予算は13万頭でありますので、3万頭をそれぞれ掛けて算出したものであります。

なお、3節のカット室使用料につきましては、過去の実績1万5,000頭で見込んでございます。そのため、3万頭であります。

以上が事業収入の詳細でございます。よろしく申し上げます。

それから、3款1項1目利子及び配当金は、基金利子11万1,000円を追加し、11万2,000円とするものであります。

4款1項1目繰越金、財源調整の関係から52万4,000円を追加し、4,073万5,000円とするものであります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は、163万2,000円を減額し、9,159万3,000円とするものであります。これは説明欄に記載のとおり、消費税の確定による減額でございます。

それから、4款1項1目積立金は、3,499万9,000円を追加し、3,500万円とするものであります。これは屠畜頭数の増頭による事業収入の増額が見込めることから、財政調整基金積立金とするものであります。

以上、議案第18号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますよう、お願い申し上げます。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第19号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第19号 平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、この議案第19号と書かれました補正予算書をごらんください。

1 ページ、第2条の収益的収入及び支出予算の補正でございますが、収入の既決予定額13億9,693万2,000円に、5,425万3,000円を追加し、収入の総額を14億5,118万5,000円とするものであります。

次に、第3条の資本的収入及び支出予算の補正でございますが、収入の既決予定額1億1,493万2,000円に262万4,000円を追加し、収入の総額を1億1,755万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算説明書に基づき説明いたしますので、3ページをごらんください。

3 ページ上段にあります。収益的収入及び支出予算の収入、1款2項2目1節の補助金につきまして、425万3,000円を追加し、425万4,000円とするものでありますけれども、病院の運営費助成及び医師確保対策分として、国民健康保険調整交付金等の交付額が決定したことによる増額補正でございます。

次に、3目1節の負担金交付金につきまして、5,000万円を追加し、5億6,139万7,000円とするものでございますが、医業収益及び医業支出の見込みを精査した上で、運営費不足分を一般会計からの繰り入れにより対応するものであります。なお、この繰入額につきましては、入院を中心としました収益を上方修正しましたことから、11月の議会全員協議会でご説明申し上げました見込み額を下回る額で計上させていただいております。

続きまして、同じく3ページ下段になります。資本的収入及び支出予算でございますが、収入の1款3項1目1節の国県補助金につきまして、262万4,000円を追加し、262万5,000円とするものであります。これは本年度に購入いたしました内視鏡の購入財源として、国民健康保険調整交付金の交付額が決定したことによる増額補正でございます。

以上、議案第19号 平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさ

させていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 3 時10分からです。

（午後 3 時 0 2 分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 1 0 分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第20号について、企画財政課主幹。

〔企画財政課主幹 早川裕明君登壇〕

○企画財政課主幹（早川裕明君） それでは、議案第20号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、右上に囲みで「資料 1」……

〔「補正予算と違う」「補正予算じゃない」と言う人あり〕

○企画財政課主幹（早川裕明君） あっ、済みません。ごめんなさい。大変失礼しました。

〔「当初予算」と言う人あり〕

○企画財政課主幹（早川裕明君） 議案第20号 平成25年度横芝光町一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、右上に囲みで「資料 1」とあります、この資料 1 でございます。

この「平成25年度一般会計当初予算（案）の概要」によりまして、ご説明をさせていただきます。

なお、過日の全員協議会での企画財政課長の説明と重複する部分もありますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

3 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、3 ページから 6 ページについて申し上げます。

1 款町税では、個人町民税の現年分の所得割で、景気の低迷による所得の減に伴う影響額等を勘案し、平成24年度決算見込み額から 1 %減少すると見込む一方、徴収率を95.2%と見

込み、また、法人町民税の現年分の法人税割は、平成23年度の税制改正による影響を加味し、平成24年度決算見込みから4%減を見込み、町民税全体では2,001万5,000円増、率にして2%の10億404万円の計上となっております。

固定資産税の土地では、評価額の時点修正の影響を加味し、平成24年度決算見込み額の1.5%減を、家屋では1.8%の増を見込み、固定資産税全体では、前年度比832万円、率にして0.8%の減となる10億8,252万6,000円を計上いたしました。

また、軽自動車税は、四輪軽乗用車の増を見込み、前年度比207万4,000円、率にして3.9%増を見込み、5,502万4,000円を計上し、たばこ税にあつては、税制改正の影響を加味し、前年度比1,700万円、率にして9.3%増の2億円を計上いたしました。

町税全体では、前年度比3,076万9,000円、率にして1.3%増の23億4,309万1,000円の計上となりました。

2款地方譲与税については、総務省予算案をもとに、前年度比1,100万円、率にして6.9%増の1億7,100万円を計上し、内訳として、地方揮発油譲与税を前年度比400万円増の4,900万円、自動車重量譲与税を前年度比700万円増の1億2,200万円を計上いたしました。

3款利子割交付金については、千葉県からの財政情報などを参考に、前年度比60万円、率にして12.5%減の420万円を計上いたしました。

4款配当割交付金は、現在の株式動向や千葉県の試算額を参考に、前年度比110万円、率にして31.4%増の460万円を計上いたしました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、現在の株式動向や千葉県の試算額を参考に、前年度と同額の100万円の計上でございます。

6款地方消費税交付金は、消費動向や千葉県の試算額を参考に、前年度比2,180万円、率にして9.9%減の1億9,920万円を計上いたしました。

7款ゴルフ場利用税交付金については、利用者動向や千葉県の試算を参考に、前年度比90万円、率にして4.1%減の2,110万円を計上いたしました。

8款自動車取得税交付金は、自動車販売台数の動向や千葉県の試算額を参考に、前年度比1,240万円、率にして20.7%減の4,760万円を計上いたしました。

9款地方特例交付金は、総務省予算案を参考に、前年度比831万7,000円、率にして49.8%減の840万円を計上しました。

10款地方交付税は、普通交付税を、合併特例事業債の償還額の増などを考慮し、積極的に前年度比1億5,000万円、率にして5.8%増の27億2,000万円を、特別交付税では、前年度と

同額の1億3,000万円を計上いたしました。なお、普通交付税については、いまだ不透明なところもありますが、29億円程度が見込めるものと考えております。

11款交通安全対策特別交付金は、総務省予算案を参考に、前年度比40万円、率にして8.9%増の490万円を計上しました。

12款分担金及び負担金については、図書館空気調和設備機能回復工事負担金があることから、前年度比1億4,355万6,000円、率にして123%増の2億6,029万3,000円を計上いたしました。内訳として、教育費負担金が、先ほど申しあげました図書館空気調和設備機能回復工事負担金1億4,000万円。民生費負担金が保育所入所児童保護者負担金で9,965万1,000円、児童クラブ利用者負担金838万2千円、老人福祉施設入所措置費負担金733万5,000円、これらが民生費負担金の主な項目でございます。

13款使用料及び手数料は、前年度比203万1,000円、率にして4.3%減の4,501万8,000円を計上しました。内訳は、道路占用料や町営住宅使用料などの土木使用料が2,804万8,000円、戸籍や税務証明等の交付に係る総務手数料が980万5,000円、社会体育施設などの教育使用料が380万1,000円、これらが使用料及び手数料の主な項目でございます。

14款国庫支出金は、前年度比1,828万8,000円、率にして2.2%増の8億4,452万6,000円の計上で、その内訳は、児童手当国庫負担金や保育所入所児童運営費負担金などの民生費国庫負担金が5億3,360万5,000円、道整備交付金や社会資本整備総合交付金などの土木費国庫補助金が2億8,260万円、これらが主な項目となっております。

15款県支出金は、保育所緊急整備事業補助金があることから、前年度比で1億5,822万1,000円、率にして29%増の7億380万7,000円の計上で、その内訳は、保育所入所児童運営費負担金や児童手当県負担金などの民生費県負担金が3億2,950万4,000円、社会福祉費補助金や児童福祉費補助金など民生費補助金が1億6,955万5,000円、子ども医療費助成事業補助金や妊婦健康診査支援基金事業などの衛生費県補助金が3,778万4,000円、水田自給力向上対策事業補助金や「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金など農林水産業費県補助金が3,400万3,000円、防音共同利用施設（町立図書館分）の町の起債償還に係る公債費県補助金が4,972万3,000円、県税徴収事務委託金や参議院議員選挙委託金などの総務費委託金が4,983万円で、これらが主な項目となっております。

16款財産収入は、前年度比7万7,000円、率にして0.8%増の971万6,000円を計上しました。その内訳は、県営住宅用地やゴルフ場用地等の財産貸付収入が886万円、財政調整基金や地域振興基金などの基金利子が84万6,000円となっております。

17款寄附金は、ふるさと納税などの収入見込みの計上であります。

18款繰入金は、財政調整基金からの繰入金の増等により、前年度比2億9,434万6,000円、率にして86%増の6億3,648万1,000円を計上しました。その内訳は、財源補填のための財政調整基金が5億円、保育委託事業の保育所緊急整備事業補助金に充てるための社会福祉基金繰入金が5,388万7,000円、町民の連帯の強化や地域振興を図るための各種事業に充てる地域振興基金繰入金が4,383万7,000円などがございます。

19款繰越金は、前年度比811万6,000円、率にして10%増の8,922万円の計上でございます。

20款諸収入は、前年度比975万6,000円、率にして1.7%減の5億7,541万2,000円の計上となっており、学校及び保育所給食費負担金が児童生徒数の減少から減額となっており、空港周辺対策交付金においても、対象区域の住宅防音工事等がおおむね実施済みとなってきたことなどから、収入見込み額を推計し、減額したところでございます。

21款町債は、防災行政無線更新事業の終了などにより、前年度比で5億3,600万円、率にして32.2%減の11億3,040万円を計上し、その内訳は、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業、駅前広場整備事業、日吉・南条小学校屋内運動場改築事業のほか、町道I-8・I-9・I-12号線の道路改良事業に充てる合併特例事業債が5億8,450万円、臨時財政対策債が4億円、道路整備事業に係る道路橋梁整備事業債が9,860万円、農業基盤整備事業債が4,730万円となっています。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。

目的別歳出、7ページから10ページについて申し上げます。

1款議会費は、議員研修事業や議会だより発行事業の増により、前年度比54万8,000円、率にして0.5%増の1億708万3,000円を計上しております。

2款総務費は、前年度比8,095万2,000円、率にして6%増の14億3,320万5,000円を計上し、その増加要因の主なものは、緊急雇用創出事業補助金を活用し、広報紙のデジタル化に要する経費が1,193万9,000円、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の積立金が1,400万円、空港シャトルバスの老朽化による更新事業負担金1,150万円、航空機騒音防止対策事業補助金の額の改定及び交付対象地域の拡大による増加額が1,267万7,000円となり、これらが主な増加要因でございます。

3款民生費は、前年度比2億7,821万9,000円、率にして11.1%の増で、27億7,389万8,000円を計上し、その増加要因として、社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金に基準外繰り出し5,000万円を当初予算に計上したこと。老人福祉費で、老人ホーム維持管理交付

金が施設増床により増額となったこと。身体障害者福祉費では、介護給付・訓練等給付事業など扶助費が大幅に伸びたこと。児童福祉費では、新規に高校1年生を対象とする町内児童等医療費等助成324万円やフタバ保育園への保育所緊急整備事業補助金1億6,166万2,000円を計上したことから、民生費が増加したところでございます。

4款衛生費については、前年度比5,920万5,000円、率にして5.3%増の11億8,080万6,000円を計上いたしました。

保健衛生費では、千葉県からの権限移譲により未熟児養育医療事務を町で行うこととなり、新規に305万円を計上すること、子ども医療費助成事業で6,769万1,000円。子宮頸がんワクチン、幼児を対象としたヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンなど個別予防接種事業3,805万5,000円、妊婦健康診査1,593万8,000円、がん検診事業2,360万5,000円。環境対策面では、浄化槽設置促進事業1,079万円を予定しております。

また、一部事務組合負担金では、火葬場負担金が、炉の改修を行うことから、前年度より増額の4,018万1,000円。上水道負担金6,356万8,000円、一般廃棄物処理負担金1億7,800万6,000円、し尿処理負担金3,178万3,000円を計上しております。

東陽病院事業会計繰出金については、前年度比6,539万1,000円増の4億9,745万2,000円を計上いたしました。

5款農林水産業費は、前年度比2,710万1,000円、率にして7.5%増の3億8,737万2,000円の計上で、需給調整推進対策奨励事業2,375万1,000円を当初計上としたほか、主な事業として、篠本新井地区で行われている戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業に4,812万1,000円、南条地区や栗山地区などで行われる県営土地改良負担金事業2,227万4,000円、広域営農団地農道整備事業1,757万4,000円を計上しております。

6款商工費は、前年度比595万3,000円、率にして8.7%減となる6,281万8,000円を計上し、海水浴場開設事業などの観光事業のほか、観光・産業振興のため、町をイメージしたマスコットキャラクター開発補助金を含め、町の商工振興運営支援事業として764万円を計上いたしました。

なお、商工振興費の減額要因は、消費生活相談事業でパンフレットの印刷経費を要さなくなったことにより105万8,000円、中小企業振興融資資金利子補給金の実績見込みから371万4,000円減少したことによるものであります。

7款土木費は、前年度比5,712万円、率にして5%増の11億9,218万5,000円を計上しました。継続事業の駅前広場整備事業、町道I-22号線道路改良事業、町道G166号線道路改良事

業では年度内事業費が減少しているものの、新規事業として、個人の住宅改造、いわゆるリフォーム経費を補助するため、町単独で住宅改修事業補助金300万円を創設したほか、継続事業の町道Ⅰ-9号線道路改良事業、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業、町道Ⅰ-12号線道路改良事業、町道Ⅱ-10号線道路改良事業、新栗嶋橋架橋・取付道路整備事業で、いずれも年度内事業費が増額となったことにより、土木費が増加したところでございます。

8款消防費は、防災行政無線更新事業が終了することから、前年度比で4億5,793万4,000円、率にして49.4%減の4億6,835万6,000円の計上となりました。25年度の主な事業としては、匝瑳市横芝光町消防組合負担金が3億8,806万7,000円、24・25年度の2カ年継続で地域防災計画の見直し作業を行う地域防災計画改定等業務委託料が1,997万1,000円となっています。

9款教育費は、前年度比1億6,704万7,000円、率にして15.2%増の12億6,560万2,000円の計上です。平成24年度中に実施した東陽小学校屋内運動場改築事業、白浜小屋内運動場等改築及び施設改修事業や旧横芝学校給食センター解体事業など、事業完了による減額要因があるものの、主な新規事業として、日吉小・南条小の屋内運動場改築事業に向けた調査設計業務委託料を1校当たり2,411万9,000円、上堺小学校施設改修事業に向けた設計業務委託料315万円を計上し、社会教育施設では、図書館の空気調和設備機能回復工事2億1,000万円、町民会館トイレ改修工事2,341万5,000円を計上したことから、教育費全体では増額となったところでございます。

なお、学校給食に関しては、給食調理業務を全面的に委託することとし、その委託料5,090万4,000円を計上したところでございます。

10款災害復旧費については、前年度同様に存目計上です。

11款公債費は、前年度比1,769万5,000円、率にして1.7%増の10億4,866万1,000円の計上です。元金償還分が9億259万8,000円、利子償還分が1億4,606万3,000円でございます。増額となった主な要因は、平成21年度に借り入れた臨時財政対策債4億9,600万円と合併特例事業、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業などの9,960万円に係る元金償還が始まったことによるものでございます。

12款諸支出金、13款予備費は、前年度と同額でございます。

以上、平成25年度横芝光町一般会計予算は、歳入歳出とも99億5,000万円の計上としたところであります。

なお、この資料の11ページには性質別歳出の内訳が、16ページには人件費並びに物件費の内訳、17ページには一部事務組合負担金の状況、18ページには特別会計等繰出金の状況、19ページには基金現在高見込みの状況、20ページには会計別予算の状況、21ページから24ページには主な歳入の説明、25ページから46ページにかけては、歳出に関する主要事業が款項目別に記載してありますので、後ほどごらんいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上で議案第20号 平成25年度横芝光町一般会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課主幹 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第21号及び議案第22号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第21号及び第22号につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、議案第21号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

「資料2」と右肩に記載しております当初予算案の概要をお開き願いたいと存じます。

それでは、資料2、表紙をめくりまして、1ページをごらん願います。太枠で囲み、網かけをしてあるのが平成25年度予算案の額で、これを平成24年度の当初予算と比較した表となっております。

平成25年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億5,000万円で、前年度当初予算と比較いたしまして、額で2億1,600万円、率で6.3%の増となりました。これは前年度当初予算が骨格予算としての編成であったこと、歳出において、医療費の伸びに伴う保険給付費及び後期高齢者支援金が大きく増加していること等が主な要因となっております。

それでは、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税でございます。議案第1号でもご説明がありましたとおり、厳しい国保財政状況から、一般会計法定外繰り入れによる被保険者の負担軽減措置を講じつつ、平成25年度において税率改正をお願いすることといたしました。前年度当初予算が骨格予算であったことから、前年度と比較いたしまして額で6,280万3,000円、率で7.7%の増となる8億7,842万3,000円を計上したところであります。

4款国庫支出金は、療養給付費負担金や普通調整交付金のほか、高額医療費共同事業、特定健診・特定保健指導の国庫負担分を計上いたしましたが、療養給付費の伸びに伴う国庫負担金の増加を反映し、前年度当初予算額と比較して、額で5,119万円、率で5.5%の増となる9億7,646万円となりました。

5款療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費に係る交付金で、医療費の動向を反映し、額で725万円、率で5.2%増の1億4,725万1,000円を計上いたしました。

6款前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者数に応じて交付されるもので、6億2,200万1,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして、額で4,300万円、率で7.4%の増となりました。

7款県支出金は、財政調整交付金、高額医療費共同事業及び特定健診・特定保健指導の県負担分を計上いたしました。前年度と比較して、額で1,149万円、率で4.6%の増となる2億5,974万8,000円を計上いたしました。

8款共同事業交付金は、高額な医療費の発生による国保の負担を緩和するため、国保連合会が実施しております共同事業の交付金で、前年度と比較いたしまして、額で2,753万円、率で6.8%の増となる4億3,113万円を計上いたしました。

10款繰入金は、法定外繰入金5,000万円を含めた一般会計からの繰入金2億6,097万5,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、額で1,478万5,000円、率で6%の増となりました。

続きまして、下段の歳出の状況のうち主な項目についてご説明いたします。

1款総務費は、人件費や事務費、国保税の賦課徴収費、医療費通知を初めとする趣旨普及費等でございます。対前年1.7%増の7,015万7,000円を計上いたしました。

2款保険給付費は、合併以来の医療費の増加動向を考慮し、23億4,911万6,000円を計上いたしました。骨格予算でありました前年度当初予算額と比較して、額で1億4,967万4,000円、率で6.8%の増を見込んだところであります。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため国保からの支援金として支出するもので、後期高齢者の医療費の伸びを反映し、前年度と比較して額で4,574万6,000円、率で9.8%の増となる5億1,318万2,000円を計上いたしました。

6款介護納付金は、介護保険2号被保険者分の支払基金への納付金で、前年度と比較して額で1,266万8,000円、率で5.4%増の2億4,638万8,000円を計上いたしました。

7款共同事業拠出金は、高額医療費に係る共同事業の拠出金で、前年度と比較して額で

977万9,000円、率で2.4%増の4億2,284万9,000円を計上いたしました。

8款保健事業費は、短期人間ドックや水中ウォーキング等の保健事業活動費及び特定健診・特定保健指導に係る事業費で、前年度と比較して4.1%減の3,687万3,000円を計上いたしました。

次の2ページから4ページは、ただいまご説明いたしました予算案の概要、5ページは、国保医療費の動向をまとめてございますので、後ほどごらんくださいますよう、お願いいたします。

以上、平成25年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第22号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

使います資料は、資料3でございます。後期高齢者医療特別会計当初予算（案）の概要をお開き願いたいと存じます。

表紙をめくりまして、1ページをごらんください。表は先ほどの国民健康保険特別会計と同様の表となっております。

平成25年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,700万円で、前年度当初予算と比較いたしまして、額で900万円、率で4.0%の減となりました。

なお、平成25年1月現在の被保険者数は4,059人、人口割合にいたしますと15.9%となります。

それでは、上段の歳入の状況のうち主な項目についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、年金天引きによる特別徴収または納付書あるいは口座振替による普通徴収によって納めていただく保険料でございまして、千葉県広域連合の試算をもとに、徴収率を特別徴収100%、普通徴収99%と見込み、1億3,877万円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして、額で936万7,000円、率で6.3%の減となりました。

4款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度とほぼ同額、0.1%増の7,110万1,000円を計上いたしました。

6款諸収入は、後期高齢者の健康診査及び保険料の帳票作成に係る広域連合からの受託収入が主なもので、前年度と比較いたしまして29万円の増となる712万5,000円を計上したところでございます。

続きまして、下段の歳出の状況のうち主な項目について、ご説明いたします。

1款総務費は、人件費や保険証郵送料等の一般管理費、及び保険料徴収に係る徴収費で、

前年度と比較いたしまして194万3,000円減の594万5,000円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳出でご説明いたしました保険料と保険基盤安定繰入金をあわせまして広域連合に納付するもので、2億442万7,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして、額で733万2,000円、率で3.5%の減でございます。

3款の保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費で、前年度と比較いたしまして額で46万8,000円、率で9.8%の増となる525万6,000円を計上いたしました。なお、この健康診査は、千葉県広域連合の委託により実施するもので、その費用は全額広域連合からの受託収入により賄われるものでございます。

次の2ページは、ただいまご説明いたしました予算案の概要、3ページは後期高齢者医療費の動向をまとめてございますので、これも後ほどごらんくださいますよう、お願いいたします。

以上、平成25年度後期高齢者医療特別会計当初予算の概要でございます。

以上で議案第21号及び議案第22号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして可決承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第23号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第23号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

資料4、「平成25年度介護保険特別会計当初予算（案）の概要」により、ご説明させていただきますので、この資料4をごらんいただきたいと存じます。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

上段には、平成25年度の介護保険特別会計予算案の概要と介護保険の状況について、ご説明をさせていただきます。

真ん中の辺ですが、予算案の主な内容といたしましては、高齢者人口の増加による自然増、平成24年度に新規及び増床した老人福祉施設、認知症高齢者施設のサービス利用者の増による介護サービス給付費の伸びを見込んだほか、介護予防事業を中心施策として予算編成をしたところでございます。

続きまして、下の段の表でございますが、この表は、歳入の款別予算額を表にしたものでございます。2ページの説明欄とともにごらんをいただきたいと存じます。

1 款保険料は、全体の17.5%を占め、対前年度比3ポイント、1,097万2,000円増の3億7,247万9,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、特別徴収が3億4,435万円、普通徴収が2,674万9,000円、滞納繰越分が138万円であります。

次に、2 款使用料及び手数料は、包括的支援・任意事業の手数料でございまして、家族介護用品支給事業、配食サービス事業の個人負担分の利用料として、前年度比マイナス10.4ポイント、27万9,000円減の239万4,000円を計上いたしました。

続きまして、3 款国庫支出金は、介護給付費分3億4,672万円を初め、調整交付金など、前年度比9ポイント、4,085万4,000円増の4億9,537万9,000円を計上いたしました。

続きまして、4 款支払基金交付金は、介護給付費分5億7,913万9,000円、地域支援事業交付金など、前年度比6.4ポイント、3,516万1,000円増の5億8,242万2,000円を計上いたしました。

続きまして、5 款県支出金は、介護給付費分3億231万4,000円を初め地域支援事業交付金など、前年度比6.5ポイント、1,897万6,000円増の3億1,055万8,000円を計上いたしました。

続きまして、8 款繰入金は、一般会計からの繰り入れであり、介護給付費分2億4,962万9,000円を初め地域支援事業交付金など、前年度比5.2ポイント、1,778万7,000円増の3億6,275万5,000円を計上いたしました。

説明以外の科目につきましては存目計上でございます。

以上によりまして、歳入合計は、前年度比6.1ポイント、1億2,200万円増の21億2,600万円の計上となります。

続きまして、3 ページをごらんください。

歳出の款別予算表でございます。

初めに、1 款総務費は、職員7名の給与費のほか、介護保険コンピュータシステムの維持管理費等、前年度比マイナス3.3ポイント、269万8,000円減の7,941万円を計上いたしました。

続きまして、2 款保険給付費につきましては、歳出全体の93.9%を占めるものでございます。予算の計上に当たりましては、現在までの給付実績と65歳以上の高齢者が増加する介護出現率や、平成24年度に新たに開所・増床した特別養護老人ホーム及び認知症グループホームの入所者数を考慮しまして、前年度比6.5ポイント、1億2,103万6,000円増の19億9,703万3,000円を計上したところでございます。

内訳といたしましては、介護サービス給付費18億2,516万3,000円、介護予防サービス給付費4,620万5,000円、高額介護サービス費3,908万3,000円、高額医療合算介護サービス費361

万8,000円、施設入所者の食事・居住費等の減額補填分として、特定入所者介護サービス費8,139万6,000円を見込んでおります。

続きまして、3款財政安定化基金拠出金は、平成21年度から拠出金の支出が見送られていることから、存目計上となっております。

4款基金積立金につきましても存目計上でございます。

続きまして、5款地域支援事業費は、介護や支援が必要となるおそれのある方の介護予防を中心に実施するものでございまして、二次予防事業554万4,000円を初め生活機能評価事業など、前年度比2.2ポイント、513万3,000円増の4,704万9,000円を計上いたしました。

続きまして、7款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料の還付のために、50万円を計上したところでございます。

8款予備費は、昨年と同様の200万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比6.1ポイント、1億2,200万円増の21億2,600万円でございます。

5ページ、6ページは、介護保険事業の状況を参考資料として添付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、平成25年度横芝光町介護保険特別会計予算（案）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第24号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、議案第24号 平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、別添資料の5をごらんいただきたいと思います。

それでは、資料5の概要書の1ページをお開きをお願いいたします。

1ページは予算の概要についてでございます。5行目あたりになりますが、現在の処理施設への接続率は、平成24年度中に新たに2件の接続があったものの、木戸台、中台、両処理場の平均接続率は人口ベースで57%であります。引き続き、普及啓蒙活動に努めてまいりたいと思っております。

歳出の面では、建設事業費に対する起債の償還金が予算の全体の64.1%を占めており、平成46年度まで償還となっております。

施設の効率的な運用と適切な管理を計画的に実施し、経費の節減に努めてまいりたいと思っております。

このような状況を踏まえ、平成25年度の予算編成をしたところ、歳入歳出予算の総額は5,500万円となり、前年度と比較いたしますと50万円、0.9%の減額となりました。

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款別にお知らせをさせていただきます。

1款分担金及び負担金は、前年度と同じ2,000円の存目計上をさせていただきました。

2款の使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の174件、4施設、一般世帯の自然減を見込んで877万2,000円で、前年度と比較して7万4,000円の減額でございます。率で0.8%の減となっております。

3款の繰入金は、4,522万3,000円の計上で、前年度と比較いたしますと42万6,000円、0.9%の減額となっております。起債償還や事業費の縮減を見込み、計上したものでございます。

4款繰越金は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

5款諸収入は、預金利子等を見込んだ、前年度と同じ3,000円の計上でございます。

3ページに移りまして、歳出の状況でございますが、1款の総務費は854万円の計上で、人件費がその主な大宗を占めておりまして、49万3,000円、率で6.1%の増額となっております。

2款事業費は1,022万1,000円の計上で、発生汚泥を発酵処理し、安全な農地還元を行うための費用や、光熱水費、通信運搬費、維持管理委託費など施設の運営管理に係る経費を計上いたしました。平成25年度は大きな工事を予定していないことから、前年度と比較しまして99万3,000円、率で8.9%の減額計上となりました。

3款公債費は、3,523万9,000円の計上で、前年度当初予算と同額となっております。建設事業に対する借入金の償還金の元金2,583万9,000円と償還金の利子の940万円を計上したものでございます。

4款予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上、平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についての補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第25号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第25号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料の6をお願いいたします。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億6,390万円の計上であり、平成24年度の当初予算額と比較いたしますと、額で5,730万円の増額、率として27.7%の増となりました。

新年度予算の計上に当たりましては、2ページの食肉センター特別会計予算案の概要についてということで記入をさせていただいております。

ただ、その中で、3行目に「牛海綿状脳症脳症」と2つ続いておりますので、済みません、1つ「脳症」を削除していただきたいと思います。上から3行目の「牛海綿状脳症脳症（BSE症）」となっておりますので、「脳症」を削除していただきたいと思います。申しわけありません。

ここに書きましたように、最近の畜産情勢というのは、飼料の価格高騰また原油高等々の影響によりまして、畜産農家の経営は厳しい状況があります。また、このBSE症ですが、対策を開始して10年以上経過しているんですが、国内外のリスクが大きく低下したということで、また、屠畜場法等の規則が改正されて、対象牛が引き上げになるというような、いろいろな問題がございます。一方、消費者が食の安全・安心というものを求めておりますので、食肉処理場の果たす役割というのは重要であるというふうに考えております。

その中で、食肉センターの経営は、平成21年度から増頭傾向にあります。平成24年度も、前年度と同様に、計画頭数を大幅に上回って、このまま2月末現在を集計しますと、3月で17万頭を確保できる見込みであります。そういったところで、料金収入の増収を見込めるところであります。一方、設備機器等、すぐもう老朽化しておりますので、そういったものの維持補修、また石油価格高騰また電気料金等々、そういったものの経費も加算する中で、予算計上させていただきました。

それでは、2ページをごらんください。

歳入のほうを説明させていただきます。

1款、歳入の大宗をなす事業収入は、1億8,792万1,000円の計上でございます。これは2万頭増を見込みまして、前年度の実績を踏まえて、2万頭増の15万頭で見込んでございます。

牛につきましては、昨年度同様、3,500頭を見込んだ各種の使用料の計上であります。

2 款県支出金、260万9,000円の計上であります。これは県から、屠畜合格した枝肉に検印、押印ですね——を1頭17円で作業委託されるものでございます。

3 款財産収入は、財政調整基金利子で、存目計上でございます。

4 款繰越金3,786万9,000円、これは前年と比較して111万6,000円、率として3%の増額でございます。

5 款諸収入、前年と同額の20万円の計上でございます。

6 款繰入金、財政調整基金から繰入金として3,500万円を繰り入れるものでございます。これは枝肉カット室等改修工事に充当するものでございます。

続いて、歳出であります。

1 款総務費、1億330万3,000円の計上で、前年と比較して1,065万3,000円、率として11.5%の増額でございます。増額の主なものは、一般職給与費10名分、1名増でございますが、7,885万4,000円で、649万2,000円の増額であります。また、一般管理費は2,438万4,000円、前年と比較して416万1,000円、率として20.6%の増額であります。主なものは、退職職員の再雇用の費用及び事業収入増額等に伴う消費税の増額でございます。

総務費の主なものは、ここに記載されたとおり、一般職の10名分の給与が7,885万4,000円。一般管理費、賃金が120万円。負担金、補助及び交付金が567万4,000円。公課費の消費税が1,149万9,000円等の一般管理費でございます。

次に、2 款施設管理費、1億3,583万8,000円の計上で、前年と比較いたしまして4,664万8,000円、率として52.3%の増額でございます。増額の主な要因は、重油価格の高騰、それから燃料費、光熱水費等の増額と、屠場内の老朽化の著しい舗装箇所等の改修工事等でございます。

内容といたしましては、燃料費が1,235万9,000円、光熱水費が5,292万9,000円。次、4ページをごらんください。4ページの修繕費が1,300万円、それから浄化槽余剰汚泥堆肥化委託料等820万5,000円、それから工事請負費（施設営繕工事）等172万2,000円、それから原材料費が300万円であります。

また、施設整備費関係で、4,040万4,000円の計上で、これは枝肉カット室の改修工事に伴う設計監理委託料155万4,000円と工事費3,885万円の計上であります。

3 款の公債費は1,975万8,000円の計上で、前年と同額で、現在の借入数は7口であります。

4 款積立金は、財政調整基金で存目計上でございます。

5款予備費は、前年同額の500万円の計上でございます。

それから、5ページをごらんください。

平成24年度の食肉センター特別会計決算見込みでございます。

豚処理、一応17万頭、牛は3,200頭の屠畜頭数を見込んだことから、歳入合計が2億9,385万8,000円、歳出合計が2億3,752万3,000円となり、収支差引で5,633万5,000円の繰り越しとなる見込みであります。

以上、議案第25号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認くださいますよう、お願いいたします。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第26号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第26号 平成25年度横芝光町病院事業会計予算案の補足説明をいたします。

資料につきましては、資料ナンバー7の平成25年度病院事業会計当初予算（案）の概要により説明をさせていただきます。

最初に、2ページをごらんください。

予算（案）の概要でございますが、医療情勢は、依然として厳しい状況が続いております。東陽病院基本理念である「地域医療の向上」を安定的に提供していくためには、医師、看護師等医療スタッフの確保が最重要課題であり、また、地域における医療ニーズへの対応、事業性・収益性を念頭に、広域的・長期的な視点に立った取り組みが必要となっております。

このような状況にある中、平成25年度の予算編成では、医師の確保が依然厳しい状況にあることから、入院収益等について、現状に即した収益を見込んだほか、新患外来の拡充、人間ドックや脳ドック等の検診事業の充実を図ることとして、年間の総患者数を見込み、収益を積算いたしました。

一方、費用では、業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、必要最小限の経費を計上したところであります。

それでは、資料1ページをごらんください。

上段、1の収益的収入及び支出予算につきましては、予算総額を収入支出ともに12億1,977万2,000円を計上いたしました。前年度に比較しまして、金額で1,392万8,000円、率で1.1%の減であります。

収入の基本となります1款1項の医業収益は、入院の一日平均患者数を一般病床が33人、療養病床で32人の計65人を、また外来の一日平均患者数を173人と見込みました。そのほか、救急医療に係る一般会計繰入金及び健康診断事業等の収益のほか、介護保険利用者の訪問介護収益や室料差額等収益で総額7億9,677万9,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、金額で7,898万5,000円、率で9.0%の減となります。

2項の医業外収益は、運営費不足による一般会計繰入金及び匝瑳市からの負担金に加え、患者ほか給食収益、売店収益等で4億2,249万1,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、金額で6,505万7,000円、率で18.2%の増となっております。

3項の特別利益は、存目計上でございます。

次に、支出でございますが、支出の大宗をなす1款1項医業費用の総額は、11億9,168万円を計上いたしました。前年度と比較しますと、金額で738万6,000円、率で0.6%の減となっております。

内訳を申し上げますと、給与費といたしまして、医師、看護師、医療技術者、事務員、労務員等を合わせた正職員83人分のほか、パート医師やパート看護師等の臨時職員の人件費を、また、材料費としまして、診療に必要な薬品、医療材料及び入院患者の給食材料等を見込んでおります。経費では、診療以外に係る消耗品や光熱水費、各種機器のリース料及び保守点検料、各種業務委託料が主なものであります。そのほかには固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費、介護保険事業としての訪問看護に係る経費等を計上いたしました。

次に、2項の医業外費用の総額は、2,707万2,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、金額で654万2,000円、率で19.5%の減となっております。

内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費として長期資金利子償還金9件分を見込んでおります。そのほかでは、繰延勘定償却費や売店費用等を計上いたしました。

3項の特別損失は、存目計上でございます。

4項の予備費の総額は、昨年度同額の100万円を計上いたしました。

続きまして、中段、2の資本的収入及び支出予算でございますが、収入総額は1億5,915万4,000円で、前年度と比較しますと、金額で5,044万円、率で46.4%の増。支出につきましても、支出総額は2億3,093万4,000円で、前年度比較では金額で5,721万6,000円、率で32.9%の増となっております。

なお、収入額が支出額に対して不足します7,178万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

それでは、収入から項ごとに説明いたします。

1 款 1 項の企業債は、屋上防水工事分で4,300万円を計上いたしました。

2 項の出資金は、1 億1,615万2,000円で、前年度比較では額で743万9,000円、率で6.8%の増であります。内訳は、企業債償還と建設改良分による一般会計からの出資金、それと匝瑳市からの企業債償還金であります。

3 項の補助金2,000円につきましては、存目計上でございます。

次に、支出でございますが、1 款 1 項の建設改良費は6,804万4,000円で、前年度と比較しますと、額で4,981万8,000円、率で273.3%の増となっております。内訳でございますが、機械備品購入費としまして、25年度、超音波診断装置、人工呼吸器及び企業会計システム更新等に2,231万1,000円を、改築事業費では、病院施設屋上防水工事費として、設計委託料を含みます4,563万3,000円を計上いたしました。

また、2 項の企業債償還金 1 億6,289万円は、企業債元金 9 件分の償還金でございます。

4 ページをごらんください。ここに記載の表は、繰入金の状況でございます。

3 条の収益的収入、この表の中段あたりに記載してございますけれども、この合計が 4 億675万円、4 条の資本的収入が 1 億1,615万2,000円、合計で 5 億2,290万2,000円という状況でございます。前年度と比較いたしまして、金額で6,540万4,000円、率で14.3%の増となっております。

以上、議案第26号 平成25年度横芝光町病院事業会計予算案の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号について、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、報告第1号について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり、47ページをお開きください。

報告第1号 専決処分報告について（和解）についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年3月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

第4項は、原告は、原告と被告との間で締結した平成16年12月15日付覚書を尊重することを約束する。

第5項は、原告は、被告に対するそのほかの請求を放棄する。

第6項は、原告と被告は、原告と被告の間に本件に関し、本和解条項の定めるもののほか、何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。

第7項は、訴訟費用は各自の負担とするというものであります。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号 専決処分の報告について（和解）は、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時27分）

3 月 定 例 会

(第 2 号)

平成25年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年3月5日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	総務課長	田鍋悦央君
企画財政課 主幹	早川裕明君	環境防災課長	土屋文雄君
税務課長	高埜広和君	住民課長	若梅操君
産業振興課長	伊橋秀和君	都市建設課長	五木田桂一君

福祉課長	實川裕宣君	健康管理課長	伊藤定幸君
食肉センター長	加瀬盛久君	東陽病院事務長	大木良夫君
会計管理者	鈴木健夫君	教育長	齋藤明君
教育課長	高蝶政道君	社会文化課長	早川典男君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	川島重男	書	記	椎名圭子
---	---	------	---	---	------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、議席番号5番、森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

通告は大綱4点で、防災関係、教育関係、建設関係、財政関係です。

執行部の明快なご答弁を求め、質問をいたします。

まず最初に、防災関係ですが、災害対策基本法について当町ではどのような支援体制をとる計画があるのか、お伺いいたします。

東日本大震災では、市町村の行政機能が著しく低下し、支援のおくれがありました。このことを教訓に個人情報保護法との両立など、多くの課題が残りました。

次に当町では、災害弱者の名簿や避難支援計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

現在名簿の作成は、災害時要援護者の支援ガイドラインで市町村に求められております。当町ではどのように対応していくのか伺います。

今現在、法的位置づけがないという理由で、作成されている市町村は約6割程度にとどまっております。当町の現況をお伺いいたします。

次に民生委員への情報開示の対応についてお伺いいたします。

各地区には、厚労大臣から委嘱された民生委員が町内にも数多くいらっしゃいます。特に
独居高齢者等の安否確認はこの方々をお願いをするわけですが、ある意味個人情報保護法を
盾にと言いましょうか。理由に十分な情報が伝えられていないとお聞きしますが、当町では
どのような対応をとっているのか伺います。

続いて教育関係です。

放課後児童クラブについてお伺いいたします。

現在町では、公立で3カ所の学童児童クラブがございます。私立でもやっぺいらっしやる
学童クラブもあります。

この町の現在の児童数、過去数年も含めて、児童数、指導員の数はどのようになっている
のか伺います。また、ここ数年の数も合わせてお願いいたします。

2015年、再来年度から本格施行となる子育て支援3法では、対象児童が小学校1年生から
6年生までに拡大されますが、当町ではどのような対応を計画されておるのか伺います。

次に設備や運用の基準、人員の要件等の現況について教えていただきたいと思ひます。

続いて建設関係ですが、町道の整備について伺ひます。

近隣の市や、過去にも当町でございましたように、行政側も町道の管理、風紀届け等によ
り行政に一定の損害賠償の発生した事例が散見されます。

当町での町道管理はどのようにされているのか伺ひます。さらに、賠償事故が発生した際
の対応はどのようにされているのか伺ひます。

最後に財政関係についてお伺ひします。

電気料金についてであります。ご存じのようにちょうど3月11日で2年がたちますが、
東日本大震災において福島第一原発の大変な放射能の事故が起きました。その影響はもちろ
んあろうかと思ひますが、昨年9月より約8.7%が値上げされました。この東京電力管内で
すが、他の電力会社も追随して上げていくと思ひます。

そこで伺ひます。事故前、後のそれぞれ町内の主な公共施設の合計金額はどれぐらいだっ
たか。また、東金市、大網白里市などで取り入れました特定規模電気事業者、俗にPPSと
いひますが、その入札の検討についてはどのようにお考えか伺ひたいと思ひます。

以上、檀上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠君議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、森川忠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、教育関係のご質問につきましては教育課長から、建設関係のご質問については都市建設課長から、そして財政課長へのご質問については、企画財政課主幹から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、防災関係の災害対策基本法についてお答えをいたします。

初めに、当町の支援体制はどのようなものかのご質問でございますが、横芝光町の地域にかかわる災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、横芝光町地域防災計画で示し、風水害編、大規模事故編、震災編など、構成の中でそれぞれに災害予防対策計画、災害応急対策計画、災害復旧計画の活動指針を定めております。

また、管内の防災担当課で構成している山武地域行政連絡会議では九十九里地域全体の特色を加えながら、管内共通の対策として職員による防災行政無線の広報部とサイレン音の統一や、避難所へ避難した場合に記入していただく避難者カードの様式をそろえるなど対策を提案するため、九十九里版津波避難に関するガイドラインを作成したところであり、あわせて九十九里地域の広域的な支援体制の整備も進めているところであります。

東日本大震災での対応の一例を申し上げますと、町は避難所開設と同じく、町民の方へ避難勧告を発令し、避難所等へ避難された方に炊き出しを行いました。あわせて被災状況を調査し、被災された方に対する支援を関係機関と連携しながら対応したところであります。内容といたしましては、家屋の全壊や大規模半壊などの被災者生活再建支援金の手続申請及び県義援金の手続申請、罹災証明書の発行、屋根瓦を破損された方へはブルーシートの配布を行ったところでございます。

また、東日本大震災後に県の地域防災計画の見直しが終了したことから、県及び関係機関との整合性を図りつつ、平成24年度から25年度にかけて横芝光町地域防災計画の見直しを行っているところでございます。

次に、名簿や避難支援計画について説明をとのご質問が、名簿につきましては現在、要援護者名簿のシステム化に向け、災害時要援護者台帳システムの整備を進めているところであります。

この事業は、国の災害時要支援者の避難支援ガイドラインに基づき、災害時の情報伝達、

避難誘導、安否確認の迅速化を図るべく、台帳へ緊急時の連絡先や居住状況等を登録するものです。

対象となる方は、ひとり暮らしの65歳以上の高齢者、高齢者のみの世帯（世帯全員が65歳以上）の方です。ひとり暮らしの障害者、障害者のみの世帯、障害者のいる世帯で他の世帯員が子供（おおむね18歳未満）と高齢者（おおむね65歳以上）の世帯、そしてこれらに準じる状態にある方でございます。

現在、対象者が2,364名に登録申請書を郵送し、登録申請のあった者の確認作業を行っており、今年度末に完成する予定であります。また、避難支援計画につきましては、災害発生時における要援護者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者避難支援プラン全体計画の作成が求められていることから、早急に、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき作成してまいります。

次に、民生委員等への情報開示はされているかのご質問でございますが、民生委員児童委員には、年度当初に訪問調査を実施する際に、町から65歳以上の方の名簿を提供し、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の把握を行っていただいております。

なお、名簿につきましては、取り扱いに十分留意いただき、調査終了後に回収をしております。

以上で、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、森川議員の教育関係のご質問の放課後児童クラブについてお答えいたします。

初めに、現在の児童数と指導員数は、についてであります。本年2月1日現在の状況を申し上げますと、横芝小学校児童クラブは児童数72名、指導員数4名、上堺小学校児童クラブは児童数36名、指導員数3名、ひかり児童クラブは児童数86名、指導員数5名となっております。

また、過去3年の各児童クラブの児童数ですが、横芝小学校児童クラブは、平成21年度66名、22年度62名、23年度62名で、指導員数は各年度とも現在と同数の4名でございます。

次に、上堺小学校児童クラブは、平成21年度25名、22年度23名、23年度34名で、指導員数は各年度とも現在と同数の3名でございます。

次にひかり児童クラブは平成21年度95名、22年度93名、23年度83名で、指導員数は各年度ともに現在と同数の5名となっております。

次に、子育て関連法で児童福祉法の改正への対応は、についてであります。子供・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が昨年8月に公布され、この法律の中で、放課後児童健全育成事業に関する児童福祉法の改正が行われました。

改正内容につきましては、放課後児童健全育成事業の対象が拡大され、放課後児童クラブの対象を今まで小学校3年生までとしていましたが、これを小学校6年生までに拡大するものであります。ただし、この改正規定の施行期日につきましては、今後政令で定めることとされており、早ければ平成27年度から施行される見込みでございますが、国におきましては、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することを考慮し、施行期日を検討するというところでございますので、今後の国の動向に留意しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、設備や運営の基準、人員要件等については早急に直すべきではと考えるが、についてであります。放課後児童クラブの対象が小学校6年生まで拡大されることに伴い、児童クラブ施設の拡充などの対策が必要となってまいります。今後、特に高学年の児童の利用ニーズを把握しながら、適正な規模の施設拡充などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、放課後児童健全育成事業に関する基準については、市町村で条例を制定する必要があるが、国においては、適宜情報提供を行いながら平成25年度中には、国の考え方を示したいとしておりますので、国からの情報提供に留意しながら対応してまいりたいと考えております。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからご質問の大綱3点目、建設関係についてお答えをさせていただきます。

初めに、町道の管理についてであります。町で管理を行っている町道は2,227路線で総延長約764キロメートルであります。

現在、町道の舗装の穴埋めなどの簡易的な補修については、職員による道路パトロールや住民の皆さんからの情報提供などにより早期の発見に努め、職員で随時対応をしております。

さらに、職員で対応しきれない緊急性の高い補修については、業者へ維持工事として発注し、順次対応しているところでございます。

また平成24年度からは、横芝光町建設業災害対策協力会と協定を締結させていただき、降雪時の町道への凍結防止剤散布など安全対策に努めているところであります。

次に、事故発生の際の賠償についてであります。町では全国町村会総合賠償補償保険に加入しており、道路管理に過失が認められる事故が発生した際には、算定された過失割合に基づいて、損害を賠償することとしておりますが、被害者との示談交渉を初め保険会社との連絡調整、賠償請求など、全ての窓口対応事務については都市建設課職員が行っております。なお、合併後に損害賠償が発生した事故件数は2件で、平成20年度に1件、賠償額は10万9,725円、平成22年度に1件、賠償額は15万5,886円でありました。

いずれも、専決処分され議会へ報告しているところでございます。

今後とも、町道の適正な維持管理に努めてまいります。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

〔企画財政課主幹 早川裕明君登壇〕

○企画財政課主幹（早川裕明君） 私からは、財政関係についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町内公共施設の合計電気料金についてですが、東日本大震災前の21年度実績は1億4,287万6,000円であったのに対して、震災後の平成23年度実績は1億4,885万5,000円で、金額で597万9,000円、率で4.2%増加しております。森川議員が懸念される電気料金値上げの影響は24年度以降、さらに拡大されるものと思っておりますので、決算が出た時点で分析をしたいと考えております。

次に、特定規模電気事業者、いわゆるPPSは、ご存じのとおり契約電力が50キロワット以上の需要者に対し、一般電気事業者が所有する電線路によって電気を供給する事業者であり、平成12年度施行の改正電気事業法によって電気の小売りが自由化され、一般企業が電力事業に参入できるようになったという経緯がございます。

特定規模電気事業者からの電力供給で、経済的にメリットが出るのは特定規模電気事業者の電源が余っているケース、具体的には、冬場や夜間に電力を多く使う場合と言われております。

このようなことを考慮して、町では社会文化課所管である文化会館、上堺会館、光文化の

森公園、光スポーツ公園、ふれあい坂田池公園の5施設において、既に特定規模電気事業者と電力供給契約を締結し、昨年11月から電力の供給を受けております。契約方法については、5施設全体で試算上10%程度電気料金を削減できることなどから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みであるときに該当すると判断し、随意契約としました。

今後は、これらの施設の電気料金の削減実績や電気の安定供給を確保できるか等の諸要素を考慮して、他の公共施設でも施設ごとに特定規模電気事業者からの電力供給を検討してまいります。

〔企画財政課主幹 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠君議員。

○5番（森川 忠君） それぞれ、丁寧な答弁で本当にありがとうございます。

最初に防災関係ですが、当町も災害時要援護者避難支援ガイドライン、今町長にお答えいただきましたけれども、非常にありがたいと思います。現在、全国ではまだ6割程度の現状でありますので、このような、ある意味震災を受けた地域としては、当然かと思っておりますので、今後きっちりと作成していただきたいと考えております。

名簿ですね、要援護者の名簿なんですけど、我々の耳に入ってくるのはですね、なかなか先ほども申しましたように、表現があれですけど、個人情報保護法を盾に、なかなかきっちりと情報をいただけないという声があるんですね。やはり当然、国の厚労大臣ですか、委嘱された特別公務員ですから、その辺は心を一つにしてぜひ情報はお与え願いたいと考えております。

また、庁内でもですね、当然福祉課のみならず防災課、総務課、関連部局はきっちり同様の情報を共有されて、民生委員さんを初めですね、そういうご協力いただける団体、方々にはぜひとも忌憚のない情報をお願いしたいと思います。

民生委員の情報、民生委員だけに限りません。特にですね、東京のある地区では、地域支え合い活動の推進に関する条例というのを制定されているそうです。やはり、最近進められなければいけない協働のまちづくりも含んで、地域にももちろん情報もお与えする。そのかわりに、その情報も行政がいただくというような、お互いの関係を築いていく必要があると思っておりますが、町長はその件に関してどのようにお考えですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今森川議員からのご質問の中で、個人情報保護法を盾にとってなかなか

か情報をくれない方がまだいるという話でございましたが、実際私、先ほど檀上からの答弁の中で要支援というか、そういうような方が2,364名おられる中でですね、実際に個人情報保護法を盾にとって、だめですよという方はこの要支援にかかわる皆さんにおいてはですね、極めて少ないように感じます。

現在この名簿を作成中ではありますが、約5割ちょっと、4割くらいがもう既にデータとして集まっているわけではありますが、そこにはきっちり民生委員会さんですとか、そういうものには公にしますというような一文を書かせてもらってございます。これは災害時に使いますよと、ある部分、公に使いますというようなことを書かせてもらっていて、ただ、あと5割強の方がですね、個人情報保護法を盾にとってというようなニュアンスではないように聞いています。

やはり、高齢者の方ですとか障害者の世帯を、というかそれのみを今やっているわけでございます、やはり申請が面倒くさいだとか、何でこういうものが来たんだか理解がされていない状況かあるのかなと思っておって、これは職員また臨時職員も使用してですね、これはたまたま臨時雇用の県の予算をもらって、臨時職員の人が1件1件回ってもらって丁寧な説明をしていくうちに、皆さんほとんどが書いていただいている状況でございますので、若干のお時間はかかるかと思いますが、すばらしい実のあるものができるものだと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） 町長からはですね、町民の方々が情報をというそういう個人情報というそういう個人情報じゃなく、私が聞きたかったのはある意味逆で、行政側が民生委員さんとか、そういう団体にはですね、急を要するときにはきちっと情報を与えてくださいよという、双方向からやはりお互いに持ちつ持たれつやってほしいということでございます。

よろしくをお願いします。

次に教育関係ですが、放課後児童クラブ、町内には3つですね。横芝小、上塚小、そして東陽小学校、3カ所あります。それぞれ指導員の方がいらっしゃるわけですが、今後平成15年、再来年度になります、ご存じのとおり、多分子育て3法の中で拡充されます。そうすると、単純にこれを大体、予想といいましょうか、何人くらいになるというような課長、予想されますか。6年生まで拡充されるということに。個人的な主観で結構です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 現在ほかの児童クラブ、小学校3年生までを対象にしております、これを6年生まで拡大すると当然利用者、ふえると思いますが、高学年になってくればひとりでも留守番はできるのかなというところもございますので、単純に倍になるということはないだろうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 私もそんなふうに予想しています。

いずれにしても、拡充されればふえることは間違いないと思いますので、そのときの町の対応は、当然その受け入れ施設、ご指導いただく指導員の方もふやす必要がありますね。

今現在ですね、町内には学童クラブ、町長は民間でやられているところご存じですか、ご存じですね。そこは、私もお邪魔しました。外国人の指導員の方がいらっしゃって、非常にアットホームな雰囲気、英語をちょうど私行ったとき。小学校の低学年でも、ある意味私より英語があれかなというような、きちんと挨拶を、ハウ・アー・ユーもできましたね、マイ・ネーム・イズもできました。すばらしいことだと思います。

やはり、そのような民間の施設もあるということも教育関係の方はもちろんご存じかと思いますが、ある意味周知をするということもあれかと思えますけれども、そこはグループホームという施設でご老人の方と触れ合ったり、非常に私はそういう意味でもすばらしいなと思いました。ただ、公立でやっているものとは違うよさがあるんですね。当然、料金は町の学童クラブよりは当然かかりますけれども、その辺は町長得意の子育て支援、公約としている、公約といましようか、方向性は子育て支援。その辺もですね、お考えいただきまして、今後そのようなことがあるということは、ぜひ場所があるということをご認識いただきましてですね、英語は多分、本当にこれから若い人は特にしゃべる必要が私、あると思いますので、ぜひぜひその辺もお考えに入れていただきたいと思います。

そして、設備運営の基準、人員、要件等ということになっておりますが、課長、当町では資格要件といいましようか、例えば何人に何名の指導員とか、そういう基準に関してどうなっているんですか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 当町におきましては、児童数の人数によりまして、指導員の配置をしております。これについては県のガイドラインに準じたような形となっております。

ちなみに児童数が19人までは指導員は2名、それから児童数20人から40人までが指導員が

3名、41人から60人までについては指導員が4名、61人から70人までについては指導員数が5名ということになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 横小が若干足りませんね。横小が2名、現状70名までが5人と今おっしゃいましたね。ですね。足らなくても別に罰則とかそういうことではなくて。ですから、そういうこともやっぱりガイドラインは当然守っていただきたいということで、きっちり対応をしていただきたいと思います。

そして、その指導員の方の現状の資格といいたまいますか。元保育所の先生とか、そのお立場はどのようになっていますか。

教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 指導員さんにつきましてはですね、一応委託の契約の中の仕様書の中で、各児童クラブに最低1名は、そういった有資格者という方を配置することになっております。ですから、全ての指導員さんが有資格者ということではない状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 全国的なデータですが、1カ所に1名ということではなくて、割合なんです、3割強、3分の1、例えば3名のところはお一人。横小とか東陽みたいに、72名、86名というような大きなところは、現状の放課後児童の資格の状況からするとかなり低いんですね、かなり低いんです。保育士、幼稚園教諭31.2%、平成24年度で。資格なしは28.8%。ですから、資格の多いというのが指導員の方のほうが多いんですよ、現状は。それに関しては、いかがでしょうか。現状、資格のある方とない方の比率について。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、各児童クラブに1名ということになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 現状を聞いてるんじゃないんです。1名なのは今お聞きしましたけれども、全国平均で半数以上はそういう資格をお持ちの方がなってるということに対して、そのままでいいというお考えなのか、やはりある程度資格を持った方にやっていただきたいの

かというような内容をお願いしたいと思うんですけど。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） でき得ることであれば、全ての指導員さんにそういう資格者の人を配置したいというふうには考えておりますけれども、あとは現在、業者に委託業務としてやっておりますけれども、なかなか人材の確保という面では厳しいものがあるのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 町長にお伺いしますけれども、やはり民間に委託しているということの弊害も私は非常にあるケースかなと、この場合は思っているんですね。民間委託だから我々は口が出せないよということではなくて、やはりその現状の中身をですね、その業者の方とよく話し合いながらですね、できればそのような方向でなんとかしたい。それはいろんな賃金の問題とか経費の問題もあろうかと思っておりますけれども、その辺はせめて全国平均ぐらいに、私は大事な子供さんの教育ですから、保育といいましょうか。その辺をお願いしたいと思えます。

町長、それに関して。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 森川議員のおっしゃるとおりであるかと思えます。しかしながら、本来、一番最初に森川議員がおっしゃってましたとおり放課後児童クラブについての、民間で全てがですね、経営から管理まで民間でやっていただけるようなところがどんどん出てきてくればありがたいなと思っているところでございます。

また、児童クラブ、本当に大切な大切な小さなお子さんをお預かりすることになるわけですので、当然のことながら、資格者があつたに越したことはないのですが、それにも増して、本当に子供をですね、じっくりと愛情を与えながら育てていただけるような人材の確保、これがやっぱり一番まさるものなのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ぜひぜひ大事な子供の保育に関しては、子育て支援に力を入れる町長としては前向きにお考えいただきたいと思えます。

ちなみに、保育園、幼稚園以外の教諭、学校の先生と申しましょうか。その比率を入れる

と全国平均では51.5%でございます。要するに、そういう教育、保育の資格を持った方が多いのが全国平均となっておりますので、お願いしたいと思っております。

続いて、建設関係。

課長からは道路の整備をきちっと、道路パトロール、またされているということでありがたいんですが、ご存じのとおり、東金で先月ですか、カスタム自転車といいたまいますか。定価が260万とか270万、定価というか価格のものが誤設置の、多分あれグレーチングかなんかのあれだね、168万の賠償というのが多分皆さんご存知かと思っておりますけれども。そういう例があるのでですね、建設課の職員だけではもちろんできないし、役場の職員が全員下ばかり見て行くというわけにもいかないのです。その辺は各地域にですね、地区の行政総務員さんを中心に、会議のときにはぜひそれをお願いしていただきたいと思っておりますが、課長どうですか。それは、案として。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） そこら辺のほうの周知につきましては、毎年4月に行政総務員会議が行われておりますので、その際とか、あと回覧等でですね、地元周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 行政総務員さんのみならず、例えば学校関係からさまざまな、子供さんたちは毎日特に自転車通学の方多いわけですから、その辺も広げていただきまして、周知をぜひぜひお願いしたいと思っております。

賠償に関しては、その町村会の救済の保険というか、あれでやっておるので問題はないと思っておりますけれども、ないことが一番いいわけで、ほかに道路のみならず、例えば木の枝が出てきてどうのこうの、さまざまな問題があるので、それはまた法的な問題もあろうかと思っておりますけれども、我々も含めて道路を通っていたらよくチェックするように、みんなで、より多い目でやっていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。

それでは財政関係の町内公共施設について、電気料金をPPSにというご提案も含めてですね、私が申し上げたいんですが、5施設で1億4,000幾らで、23年は約4.何%上がってしまってますね。それはあれですか、主幹、電気料金の値上げということではなくて使用料の増加ですか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（早川裕明君） 震災が発生した後はですね、役場の職員も電気量を抑えよ

うということで、昼間とかそういうものをかなり消しまして、昼間だけじゃなくてなるべく庁舎も消さうということ、暗くなっていたところもあります。ただ過剰に、エアコンなんかも、夏は消しておったり冬場は暖房をつけないということもあって、逆に体調が悪くなったというところも逆にあったところもございます。

そういう意味で、非常に意識が高かったものですから、震災後はかなり減ったんですけれども、それが薄れてきたと言ったらちょっと語弊があるかもわかりませんが、そういう面もあって若干上がっているというところもあると思います。

ただこれからも、この電気は非常に1億円以上かかっていますので、なるべく使わないといいますか、削減していきたいというような考えは持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 合わせて、食肉センターの所長にお伺いしますが、来年度の予算もちょっと具体的に5,000数百万にまた、約1割くらいの補正というか、予算の提案がありましたね。非常に、頭数も十数%ですか、割合にすると。多くやるということですが、私としては5,000数百万の屠場、食肉センターにこそPPSなどの検討ということなんですが、過去の経年的な電気量の推移もわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） 今森川議員からのご質問ですが、先ほどの5,000数百万というのは光熱水費で油等も入っているんですが、電気量で申し上げますと、ことし24年度の見込みが電気使用量で231万4,860キロワット、料金で4,058万6,653円の見込みです。それで、23年22、21と戻ってきますと、23年が220万9,296キロワット、電気料金が3,356万1,099円。22年度になりますと、230万2,173円、電気料金が3,198万5,209円。こうなりますと、24年と22年で電気量はそんなに変わらないんですが、900万ほど違ってきます。これは、22年度は単価は13.89円で、ことしは17.53円です。ですので、4円近く上がっていますから、これが電気量は変わらないんですけど、大幅な値上げになっています。

そういったことを踏まえて、先ほどのPPSという問題がございました。これについてはちょっと会社のほうに問い合わせをさせていただきまして、またインターネット等で調べたんですが、まず会社のほうのお話からいきますと、大口の契約をされていて、東京電力関係だと負荷率というのがあるんですが、負荷率が30%以下であればいいですよ。ただ、それが負荷率が高いとメリットがないので、どこの会社も契約はしてくれませんというようなお話

でした。それで、ちなみにうちのほうの負荷率がですね、先ほど言いました22年度、23年度ですが、22年度が53%、23年度が52.5%、それで24年度が見込みですが54.2%です。

ちなみに、この負荷率はどういうふうに出すかといいますと、年間の使用量200数十万キロワットを契約電力で割ります。それを年間、1日24時間で365日掛けると8,760時間になるんですが、これで割り返したものがこの負荷率になります。先ほど言いましたように22年からずっと53%前後で、この30%をはるかに超えているので、契約ができないと、メリットがないということでありましたので、何とかこういう契約も、それからもう一つは供給する電力が足りないので、今は無理。その先々どうなるかはわからないということでありました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 勉強不足で負荷率まで考えませんでしたで申しわけありませんでした。

いずれにしても、屠場の場合はいろんな設備の更新とかいろいろあるわけですが、その際には、極力省電力化の機械といいたいでしょうか、設備をご導入いただくように意識をしていただきたいと思います。

本当にうちの町内5施設だけでも約10%という、さっき主幹から聞きましたけれども、これが今後、世で言われている発送電分離というものが進めば、より進むかもしれませんが、思いはまた裏腹にあの大きな事故を起こした東京電力に関しても、若干同情の念もあるわけですが、町の財産も貴重なものでありますので、最後に町長のその辺の思いはいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 電気ですね、云々という問題は本当に日本経済を大きく揺るがすような大きな問題でございまして、今太陽光発電をやる場所がないとかいろいろな部分でまだ、食肉センターに限って申し上げさせていただきますと、抜本的にちょっと施設が余りにも古過ぎるという部分がございます。そうした中で、一生懸命ある意味町等で運営している中でですね、だましまし使っているような状況の部分もちょっと否めません。その辺の部分を今後どういうふうにするかという部分では当然のことながら、新たに考えることにつきましては、いろいろな部分でエネルギーをどういうふうにも有効かつ幾らかでも少なくできるように考えるのが今の時世でありますし、当然のことだと考えております。

今後、食肉センターだけのものではなくて、いろんな部分について、省エネについては一番先に考えながら設計業者と色々な部分でかかわってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。

大局的な立場から町長とそのようにですね、お答えいただきましたので、職員、町民一体となって今後の町のあり方も含めてやっていきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で、森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

(午前10時53分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

◇ 齋藤 順一 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

齋藤順一議員。

[2番議員 齋藤順一君登壇]

○2番（齋藤順一君） ただいまご指名をいただきました、横芝光町の鳥喰の齋藤順一でございます。

日増しに暖かさを加えるころとなりました。坂田城跡の梅林の梅もほころび、馥郁たる香りを漂わせ春揺るぐ季節を感じます。

さて、民主党の3年3カ月の政権も終わり、昨年12月に安倍晋三内閣が誕生いたしました。今思うに、民主党の綱領は政権交代のみが最大の目的であり、政権獲得後の政策等には国民の期待を裏切った感じが強いのは私だけだったでしょうか。

そして2月28日、安倍晋三首相の施政方針演説が行われ、8つの方針が示されました。要約いたしますと、1つ、初めに強い日本をつくるのは私たち自身だ、2つ、災害者の皆さんの強い自立心と復興の加速化、3つ、経済成長をなし遂げる意志と勇気、4つ、世界一安全・安心な国、5、暮らしの不安に一つ一つ対応する政治、6、原則に基づく外交安全保障、7、今ここにある危機、8番目に終わりに、初心忘るべからず、結びに安倍晋三首相は、こ

の議場にいる全ての国会議員の皆さんに呼びかけたい。何のために国会議員を志したのか。それはこの国をよくしたい、国民のために力を尽くしたい。国会議員になったときの初心を思い起こしてほしいというものでございました。この8つの方針はどれも重要な方針ですが、中でも「初心忘るべからず」は私ども地方議員にとっても、特に忘れてはならないことと思います。

そして安倍晋三内閣が構想する経済政策といわゆるアベノミクス、財政出動、金融緩和、成長戦略という3つの矢で長期デフレを脱却して、名目経済成長率3%を目指すというものです。

財政出動、総額20兆円の公共工事、金融緩和、インフレターゲットの設定、物価上昇2%の設定、長期戦略イノベーションの創出、促進、研究、開発等です。狙いどおりに株高と円安が進み、世論調査では内閣支持率も上昇しております。

地方分権の時代とはいえ、国の指針に合わせ地方自治を考え、アベノミクスを踏まえて3月定例議会の質問をいたします。

それでは、3月定例議会におきまして登壇の機会を与えていただきました議長を初め、先輩議員及び同僚議員の皆様より心より感謝を申し上げつつ、元気に質問させていただきます。町長を初め執行部には、明快、簡潔なるご答弁よろしく願いいたします。

早速、通告順に従いまして質問に入ります。

まず、私の目指すものの1つ、行政改革より質問をいたします。

大綱1としまして、健全財政化の執行部の取り組みについてお伺いいたします。

イロハのイ、財政健全化のこれまでの取り組みについて何をされてきたかお伺いしたいと存じます。

ロ、財政健全化のこれまでの取り組みについての成果はどのようなものがありましたでしょうか。

ハ、職員給与手当退職金削減等の執行部の考え方を伺いしたいと存じます。

ニ、財政健全化の今後の政策課題について何をめざすかをお伺いいたします。

そしてまた、私の目指すものの1つ、安心・安全なまちづくりの関係の質問をいたします。大綱2といたしまして、成田空港騒音問題についてお伺いいたします。

イロハのイ、成田空港の夜間・早朝、カーフェューの離着陸制限緩和を執行部はどのような考え方をしているのかお伺いいたします。

ロ、カーフェューの広聴後に担当地区の説明では交渉の順序が違おうと思いますが、当町の考

え方はいかななものかお伺いいたします。

ＬＣＣ、いわゆるローコストキャリアの当町のメリット、デメリットは具体的に何があるかお伺いいたします。これはハになります。

ニ、騒音測定の地域の現状と騒音対策事業費についてお伺いしたいと思います。

ホ、航空機騒音障害防止対策事業補助金の主な事業実績はどのようなものがあるかお伺いしたいと思います。

へ、平成25年度の成田空港会社より、迷惑料の町への総額は幾らか。航空機騒音障害防止対策事業補助金の地域迷惑料の詳細は、町へ幾ら、地域へ幾らかお伺いしたいと思います。

ト、30万回の離着陸回数を実行した場合、Ａラン、Ｂランのそれぞれの回数ほどのくらいになると推測するのかお伺いしたいと存じます。

チ、成田空港株式会社及び国等へ横芝光町は今後、何を要望するのかお伺いしたいと存じます。

リ、その他成田空港騒音問題についてご意見があればお伺いしたいと思います。

以上、大綱２点について檀上よりの質問とさせていただきます。

〔２番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、齋藤順一議員のご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。なお、成田空港騒音問題についてのご質問につきましては、企画財政課主幹から答弁をさせますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

それでは、財政健全化の執行部の取り組みについてをお答えをさせていただきます。

財政の健全化は、当然のことながら地方公共団体の運営にとって、とりわけ重要な事項でございます。当町の場合、幸い危機的な財政状況に陥った時期はなく、そのため財政健全化計画などを作成したことはございませんが、健全財政堅持のため、日ごろから歳入をより確保すること、そして歳出をより削減することを続けてきております。

これまでの取り組みとして主なものを申し上げますと、歳入では主たる自主財源である町税について、納税環境の向上や収納体制の強化に努めてまいりました。また、町債につきましては借入額を極力抑制すること、財政的に有利な起債を借り入れることとしてまいりました。

一方歳出では、行政改革大綱、いわゆる集中改革プランに基づき、事務事業の統廃合、補助金の見直し、指定管理者制度の導入、給食センター調理業務を初めとした民間委託の推進、町職員定員管理の適正化、時間外勤務の抑制などに努め、また予算編成について、いわゆる枠配分方式をとることで経常経費の抑制を図ってまいりました。

その結果であります、代表的な財政指標である経常収支比率、これはその団体の財政構造の弾力性を示す指標で、町税や普通交付税などの経常一般財源がどの程度経常的経費に充てられたかを示すものですが、平成18年度は92.8%でございましたが、23年度は85.6%と改善されてきております。

この大きな要因は、平成18年度340人であった職員数が23年度には304人に減少したことで、人件費の削減が図られてきたことにあると分析しております。また、一般会計の積立金現在高は平成18年度末27億2,979万2,000円と、23年度末33億6,236万7,000円を比較すると、6億3,200万円以上増加をしているところでございます。

その一方で、一般会計で地方債残高は平成18年度85億5,324万6,000円と、23年度末108億2,968万6,000円を比較いたしますと、22億7,600万円以上増加をしております。しかしながら、近年借り入れている起債は、臨時財政対策債、これは普通交付税算入率が100%でございます。それや、合併特例債、これは普通交付税算入率70%などの財政的に有利な起債で、新町建設計画に基づいた事業などに充てるために借り入れたものでございます。

財政指標等を全体的に評価してみますと、昨年9月定例会で報告させていただいた平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の問題のない内容であったことから、地方債現在高は増加しているものの、財政の健全性は維持できているのが現状であると認識をしております。

職員の給与などでありますが、国に準じて削減するよう要請がなされており、今後、県においても説明会が実施される予定ですので、財政状況などを考慮するとともに近隣自治体も参考にしながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また退職金については、同じように国に準じて段階的に削減されることとなっております。

さて、今後のことでは、統計的に地方税収全体はここ20年近くほとんど変わっておらず、現状では町税の伸びは余り期待できない状況にあります。また、少子高齢化の影響により、福祉関係や保健関係で歳出圧力の増加が確実視されるほか、今後の国保会計の状況悪化や病院経営の不透明さ、各社会資本、施設の老朽化が懸念されます。加えて、旧横芝町と旧光町が合併しないとして算定される2町分の普通交付税額の合計を保障する合併算定

替えにより、24年度ですと本来の交付税額よりも5億7,147万2,000円が多く当町に交付されていますが、これが平成28年度から段階的に減少し、平成32年度で終了することを考えると、昨年8月末に議会全員協議会で財政推計をお示ししたとおり、今後の財政状況は、非常に厳しくなると見込まれます。

課題としては、歳入をより確保することと、歳出をより削減することに尽きるわけですが、そのためには今まで行ってきたことを地道に継続するほか、身の丈に合った事業を実施することで、町税収入がふえるような施策に取り組むことなどが必要であると考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

〔企画財政課主幹 早川裕明君登壇〕

○企画財政課主幹（早川裕明君） 続きまして、成田空港騒音問題について答弁をさせていただきます。

齋藤議員からは、多岐にわたりご質問をいただいておりますので、それぞれ1つずつ質問順序に沿って回答をさせていただきます。

初めに、夜間・早朝の離着陸制限緩和案を執行部はどのように考えているのかとのことについてであります。今回の国土交通省と空港会社から提案のあった運用案については、経済面を重視した提案で、騒音直下自治体の現状を余り理解していない運用案だと感じております。

次にカーフェーの公表後の地域性では順序が違うのではとのことについてであります。この運用案については、昨年の12月14日に空港周辺自治体の9市町の首長が急遽成田市役所に集められ、国土交通省と成田空港会社からその趣旨と内容が公の場で初めて示されました。

齋藤議員が常々言われるように、成田空港は地元の理解が得られないまま強引な手法で建設計画が進められたことから、反対闘争などによるさまざまな事件が起きてしまった経緯があります。国や空港会社には1つのボタンのかけ違いにより、あのような悲惨な事件が起きてしまったことを教訓にしてもらいたいとの思いもあって、当町の佐藤町長がこの案が示された会議の席上において、このような重要案件については、議会や地域住民に十分な説明を行うことが必要ではないのかとの提案をいたしましたことを、まずはご報告をさせていただきます。

なお、説明の順序については、初めに関係自治体の代表者に説明があつて、その後に住民説明を行うというところはごく一般的だと思いますので、特に順序が違っていたとの思いはございません。

次に、LCCの当町へのメリット、デメリットはどのことですが、メリットとしては、既存の空港会社に比べてLCCは格安で運行されることから、町民の皆さんの中にも旅行やビジネスなどで航空機を利用する方がふえてくるものと思われまふ。また、雇用の面においても、できるだけ地元の皆さんを採用したいとのことですので、町内からもこれらの会社に就業する方がふえてくるものと思つております。なお、デメリットとしては航空機がふえることによる騒音等があるものと考えられます。

次に、騒音測定地域の現状と騒音対策事業についてとのことですが、ご案内のように成田空港は、昭和53年の5月にA滑走路1本のみで開港しましたが、さまざまな問題を抱えながら開港したことから、騒音対策事業については国の法律の範囲では実施できない細かな対策についても、財団法人成田空港周辺地域共生財団を設立し、範囲を広げて行つています。例えば、鳥喰地域の一部区域が隣接区域、第1種区域を除く大総地域が準谷間区域として設定され、他の空港では実施されていないきめ細かな騒音対策事業が実施されているところでありまふ。

また、騒音測定については、A滑走路だけのときは町内10カ所程度で実施していましたが、B滑走路が供用開始された平成14年度からは、県などが行つている場所と町が独自で行つている場所を合わせ、町内37カ所で騒音測定を実施してまふ。なお、騒音値については、各航空会社が大型機から中・小型機へと移行したことや航空機の性能そのものが向上したことなどから、Aラン直下の騒音値は減少してきてまふが、Bラン直下の騒音値については近年、離着陸機がふえてきたことなどから、特に北風になる秋から春先にかけての着陸機の騒音値が年々高くなつてきてまふ。また、当町では、AランとBランの間に挟まれている範囲も広く、これらの地域では騒音値とともに便数がふえたことによつて、騒音の影響が長く続いてまふという課題も1つになつております。

次に、航空機騒音障害防止対策事業補助金の主な事業実績はどのことについてですが、この補助金は通称、騒音迷惑料と言われ、航空機騒音によつて住民の生活が著しく阻害されると考える地区に対して補助金を交付するもので、騒音の状況によつて交付基準が異なりますが、旧横芝町地域の全地区に交付されてまふ。

また、この事業にはどのようなものが対象になるかのご質問ですが、航空機の災害等に

備えるための事業、生活環境整備に関する事業、スポーツ振興事業などが該当になります。例えば、地区の消防団活動費や共同利用施設、集会所等に係る経費、町民体育祭などのスポーツ振興費などがこれに当たります。

次に、平成25年度の騒音迷惑料の総額と各地区への交付額はとのご質問ですが、町には成田空港会社から毎年約4億円の空港周辺対策交付金が交付されておりますが、第1種区域の世帯数や面積、防音工事実施済み公共施設の面積などに応じて算出される普通交付金と、消防施設設置事業費や道路新設・維持管理事業費など、その事業実績に応じて交付される特別交付金に分けられており、各地区に交付されている騒音迷惑料は、普通交付金の一部として今年度は、4,600万円が交付されています。約4,600万円でございます。

しかしながら近年、Bランの騒音値が高くなっていることなどから、この騒音迷惑料の改定が大きな課題となっていました。9月議会や12月議会でも、五木田議員並びに杉森議員からの一般質問に町長がお答えしたように、今年度は合併後初めて、町空港関連問題対策委員会を10月と1月に2度開催し、平成25年度の騒音迷惑料を改定することになりました。

その内容としては、Aラン直下地域の交付金は据え置き、騒音値が高くなってきているBランに係る地区の交付金を増額するものであり、また光地域についても、騒音値の高い日吉、南条地域の栗山川沿いの地区に新たに騒音迷惑料を交付するものであります。なお、財源については、一部は空港会社が増額してくれることになりましたが、空港会社からの指摘もあったことから、普通交付金の財源調整等を行いながら約1,200万円を増額し、平成25年度は町全体で5,800万円を騒音迷惑料として各地区に交付する予定になっています。

次に、30万回を実行した場合のAランBランの回数とのことですが、年間20万回運用時には、Aランが13.5万回、Bランが6.5万回でしたが、30万回運用時になるとAランBランそれぞれ15万回になると聞いています。

次に、今後空港会社や国には何を要望するのかとのことについてであります。A、B2本の滑走路の延長線上にある自治体としては、まずは騒音対策事業等をしっかり行ってもらうことだと考えています。特に、Bランについては今後、大幅に離着陸数がふえることが予想されますので、現在個々の騒音対策事業が行われていない横芝地域や上堺地域に対しても、空調機器の設置事業などが実施できるように要望してまいります。

また、近年は着陸機の騒音値が高くなってきており、同様の問題を抱える山武市とも協力し、今月の28日に開催される成田国際空港騒音対策委員会において、現在の着陸機の進入角度3度の引き上げについて検討してもらうことを要望することにしていきます。

着陸機の進入角度は国際基準によって2.5度から3.5度に決められており、日本の空港では、特別な事情がない限りほとんどが3度に設定されているとのことですが、航空機の性能も年々向上してきておりますので、安全性の観点から見ても無理な要望ではないものと思っています。

いずれにしても、成田空港は国策によって開港した空港であり、今後も空港発展のためのさまざまな施策が行われるものと考えられます。空港に隣接する自治体としては、騒音対策はもちろんです、いかに成田空港との共生・共栄を図りながら町を発展させるかが今後の大きな課題であると認識しております。

〔企画財政課主幹 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ご丁寧な答弁大変ありがとうございます。

町長におきましては、財政健全化の基本であります一番単純で難しい歳入をふやし、歳出を減らすという、また民間委託、指定管理者等の形で臨時財政対策債まで丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

それではですね、もうちょっと深くお伺いしたいと存じますけれども、これまでの取り組み、成果については、今町長からのご説明いただきましたんですけれども、もう少し掘り下げまして当町の財政健全化のこれまでの取り組みについてのですね、健全化判断比率を教えてくださいなと思っておりますけれども、21年度の実質公債費比率、あるいは将来負担比率等わかれば、わかる範囲で、出ている範囲でいいですので、21年度くらいから教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（早川裕明君） それでは、実質公債費比率と将来負担比率ということで、21年度からわかっている範囲でというようなご質問でございますので。

実質公債費比率、平成21年度が12.6%、22年度が12.0%です。23年度が10.3%、24年度についてはまだちょっと数字が出ておりませんが、23年度とそんなには変わらないというような認識をしております。

それと、将来負担比率でございますが、21年度が65.5%、22年度が55.4%、23年度が48.8%、24年度につきましては先ほども申し上げましたけれども、まだ数字が出ておりません。そんなに前年度と変わりはないというような認識をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。

実はですね、なぜこういう形でお伺いしたかと申しますと、町長の詳細で大体わかるんですけども、数値で実質公債費比率、将来負担比率を見まして、本来ですと実質公債費比率などは10%以内が望ましいんですけども、おおむねクリアされているということで、今までの努力も実って財政課の厳しい中で非常に努力されているということがわかるんですけども。もう一つちょっとお伺いしたいんですけども、ラスパイレス指数は、あと県内の順位とはどんなものですか。ちょっと教えてください。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） ラスパイレス指数ということでございますが、当町の指数と県内順位ということ、これ年度ごとということでございますか、先ほどの。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長（田鍋悦央君） まずですね、平成21年度ラスパイレス指数は、100.3です。これは県内の順位といたしましては24位、数値の高い順ということですね、いわゆる給料の高い順ということになるかと思いますが、千葉県内24番目でした。平成22年度は101.4、県内順位で19位です。平成23年度は100.8、県内順位23位です。そして、平成24年度は108.0、県内順位で34位ですが、この108.0、非常に高くなったようでございますけれども、24年度は国が国家公務員の給与削減を行っております。その国の削減後の給与に比較したラスパイレス指数ということで、108.0になっています。国の削減がないと仮定した場合のラスパイレス指数ですと、99.8というような数値になるかと思いますが。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。

実はですね、なぜこういう問題申し上げるかと申しますと総務省は2月8日にですね、12年度の地方公務員給与実態調査を発表して、ラスパイレス指数は平均107.0%を発表したんですけども、03年から9年ぶりに公務員給与は地方を上回ったということなんですけれども、これはどういうことかといいますと、何を言いたいかといいますと、冒頭のあれでアベノミクスの問題なんですけれども、東日本大震災の復興のために国家公務員の給与を時限つきで2年間給与を減らすというもので、平均7.8%引き上げて自治省は、地方に国家公務員の削減並みに、地方は国家公務員並みに給与を地方公務員もしなさいよというふうに通達が

あるということなんですけれども。

私についてですね、持論はきょうたまたま毎日新聞の2面見ましたところね、セブンイレブンホールディングスですか。これがね、54社、5万3,000人を対象にして子育て支援でベースアップをしたということで、世の中要するに、経済の基本原則でありますお金の流動性をよくして、経済の状況をよくしようじゃないかという新政権のもとでの形で、今みんな給与を少しでも上げようとしております。そういう形でできれば、いろんな事情もあると思うんですけれども、私の持論としてはですね、齋藤順一の持論は、公務員は身分保障が数々あるんですけれども、反面、非常に公務員としての制約を受けているというのが私の持っている常々の感覚で、私の持論ですけれども、公僕として町民を支えるためには平均賃金をですね、私の持論ですよ。国の平均給与の数がアップしなければ、要するに公務員の質が高まらないという形で、質の向上が困難になるというふうに考えておりました。

しかしですね、町民感情としては横芝光町の健康保険税、平均年収しますと、この間住民課長を伺ったところ年収平均146万ですよ。その中で、18%の26万円も端的に払っているんですよということで、国民健康保険のそういう世帯の部分も現実として忘れてはならないんですけれども、職員給与削減、地方分権を本当に考えるなら財政健全化のこれまでの取り組みについて、今ご報告いただきましたとおりに、一定の成果があらわれているのであれば、職員の士気の影響について非常に憂いますので、職員給与の削減は来年度より数年間据え置くとか、あるいは緩和するという形の世の中の状況に合わせた、そしてただ給与を据え置いてという形ではあれですけれども、職員も議員も含めて意識改革をして、町民サービスに臨むというような考えをはいかがでしょうかというふうな形で、こういう観点から質問させていただきましたけれども、町長、済みません。どういうふうにお考えになりますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 齋藤議員、おっしゃられるとおりで思っております。

当町では、単独で削減にやったことは記憶には私はないんですが、やはり国全体のバランスの中でですね、人事院勧告があるとなればそれは真摯に受けとめながら進めているわけがありますが、そうでなければですね、やっぱりその辺のところは齋藤議員のおっしゃられたとおり、運用を確保しながらやっていくべきであろうと。やはりその、地方公務員についてもですね、質の向上というのは非常に考えていかなければならないものだと考えておりますし、それに伴った報酬というのは、それはそれでよろしいかと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大変ありがとうございます。

とにかく、給料据え置いたんだから今までいいんだというような形じゃなくて、地方分権の時代を踏まえて横芝光町がこういう形で他町村から見て、職員も議員もこれだけ努力しますよというような状況を見られるような形で、町長がリーダーシップをとって進めていただければというふうに思います。

次に再質問を移します。

大綱2の形で、成田空港問題で、成田空港の夜間・早朝カーフェューの問題についてはこのあと鈴木同僚議員がみっちり質問しますので、これはちょっと割愛させていただいて、ただ1つだけ。

順序が違うという形は考え方の相違がありましたので、私はできれば住民同意があつてから政府のほうも横芝光町がどうのこうのということじゃありませんで、住民同意があつて、その後政府のほうの発表とかそういう形があれば、順序が望ましかったなという形で思いましたので。ただ、今企画財政課主幹のおっしゃったとおりに、そういう問題が会議のところで町長がすぐ当町への説明をすぐ求めたという、そのレスポンスには敬服いたします。

そういうわけですので、カーフェューについてはこの後専門的にみっちり質問します。

時間ないようですけど、あと、LCCのメリットについて何があるかという形で、地域の利便性確かにあると思うんですけども、それは再質問の中で。

それですね、騒音測定地域の現状と騒音対策事業については、いろいろお話を伺ってきたんですけども、もう時間が迫っているいろいろ聞きたいんですけども。

迷惑料というのは今ちょっと伺いたいんですけど、今度の対比でいいんですけど、今度10年ぶり、9年ぶりに見直されたということなんですけれども、迷惑料は空港からもらう迷惑料と住民に分配する料金ではどのくらいふえたんですか、実質。ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（早川裕明君） 今齋藤議員がおっしゃっているのは、騒音迷惑料としてどれだけふえたかということだと思いますけれども、実はこの騒音迷惑料につきましては、もう何年も前からBランが非常にうるさくなってきているというようなことで、空港会社に、それに対して何とか手当してくれないかというようなことで要望もしておりました。ただ、ご承知のとおり、AランとBランにつきましては、Aランは開港当初から、専門用語で言いますとコンターといまして、騒音区域というのが広がっているんですけども、Bラン

については平成14年に開港したということで、滑走路自体も2,500メートルとAランに比べて短く、また北寄りといいますか、茨城寄りに滑走路自体もAランに比べて北寄りになっています。

そのようなこともありまして、また航空機自体も25年も過ぎたそのコンターの線引きという形になりますので、騒音自体もかなり、音が前よりも低減されたときのコンターということで、コンターが非常に小さくなっております。

そのわけで、横芝光町は海岸から谷台まで15キロにわたりましてBランの直下になっておるんですけども、その空港、国だとかそういうことがやる対策については実施できないのが現状でありました。

そのようなことで、前々から空港会社のほうにも対策をしたいということで要望はしておったんですけども、なかなか、普通交付金といいますのは先ほども申しあげましたけれども、いろいろ公共施設だとかそういうものの防音工事をやった値について出ておるんですけども、そういうものもたくさんいってるんだからその分で何とか調整できないかというようなことがありました。

それで、直接旧光町の栗山川沿いの6地区につきまして、新たに騒音対策迷惑料が対象になるわけですけども、その分につきましては今までやっていないし、わかりましたと。そのかわり、旧横芝町、栗山だとかBラン直下のふえた分につきましては、普通交付金の中で財源調整をしてもらいたいということでは言われました。ですので、実際については、200万程度は新たにその迷惑料として来ますけれども、1,000万程度については、財源調整をやって手当てするというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 早川主幹にね、空港のエキスパートでよくわかりました。

10年ぶりに1,167万円アップされて分配したんだけど、実は空港会社から200万しかふえてなかったんだよというお話を、よくわかりました。

それでですね、私どもも地域で、私は鳥喰下というところに住んでるんですけども、AランとBランのまさに谷間で、きょうも朝しみじみ思ったんですけども、Bの滑走路から朝6時5分か6分前ごろたつんですけども、また少し時間がたつと、最初はBランが主なんですけれどもAランとBランと交互に飛びまして、非常に、それで私ども航空会社と主催する例のあれですか、2月15日の谷台の騒音体験という形で、実は私も早朝参加させていた

だいたんですけれども、音がうちのほうより静かだなど、回数も随分少ないなという感覚が、現実私も24時間待機して自宅で調査をしておりますので、実感でございます。

それで、専門家の意見で資料いただきましたところ、WECPNL値というんですか。これ近年の24年の夏のデータを見ますとね、鳥喰下共同利用施設、私の家の前なんですけれども、その指数と準谷間地区に指定されている牛熊、木戸台、大総小学校のところなどは数値がほとんど同じなんです。うちのほうが高いくらいなんです。にもかかわわらず、今20万回がAが13.5、Bが6万5,000回で、今度30万回飛ぶとAもBも15万回で、音がうるさいは騒音は倍はアップという形で非常に不合理性を感じるんですけれども、その点はどのような解釈をされていますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（早川裕明君） ただいま齋藤議員おっしゃいましたように、AランBランの間に入っている地域も非常に多うございます。Aランが騒音が若干低くなったんだよということは言いましたけれども、やはり、一番高いところは横芝光町でもAランの中台地区、遠山地区、姥山地区というようなところが今でも一番高くなっております。先ほど、谷台地区で、朝行ったけれどもうちより低いんじゃないかというようなお話がありましたけれども、実際にBランについては、谷台地区が一番高いです。騒音値でいろいろはかっておりますけれども、谷台地区が一番高くなっております。鳥喰地域につきましても、齋藤議員がお住まいの地域につきましても、AランBランのちょうど間に挟まっています、回数だとかそういうものが非常にAとBの音が両方聞こえる地域になっています。ですので、W値と言いますのはうるささ指数といいまして、音の高い低いだけではなくて、やはり朝静かだとか夜静かだとか、そういうときにいっぱい飛んだり普段の生活が静かなときに、生活しているものに対しては静かにしないといけないだとか、そういうもので計算されておまして、静かな時間には倍になったりいろんな計算方式があります。ですので、人間が静かに暮らせるところが高くなると、そういうときに飛行機が飛ぶと高くなるというようなことがあります。

そういう状況もあるんですけれども、齋藤議員がおっしゃられたようにAとBの間に挟まれている地域も非常に回数が多くなっておりますので、その辺もよく検討いたしまして、今後進めていきたという考えであります。ただ、今回の騒音迷惑料が改定するということにつきましても、今まで10年もなかなかできなかったという経緯がありまして、いろんな町の対策委員会の皆さんと色々なお話し合いをしました。その中で理解いただきまして、いろんな状況から25年度はこういう方向が一番いいんじゃないかということで、決めさせてもらっ

たといいますか、なりまして、まずその手順化といいますか、その第一歩ではないのかなというふうに思っています。今後何回もそういう会議を開いて変えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。

町長には最後にまとめてもらいますけれども、私ども地域で実際に生活していますとね、今までAランの部分で確かに、早川主幹おっしゃるとおりにこういう形で、Uの字になっていて進入路は私どもの南区、成田エアポートの前ですと、南のA、Bランで北のA、Bラン4カ所でやっているわけなんですけれども、事実そういう形で、それを4カ所から離着陸という回数でやるかというのは詳細はわかりませんが、全体の言い分としましたらボクシングのボディーブローと同じような、小さい形で毎回やられているという感覚を強く持っていますので、ぜひ同じ地域の隣接する山武市の松尾町木刀というところは、U字型の部分じゃなくて、私どもの直接下の部分よりも対策が防音工事ですとかそういう形になっていて、なぜ同じ形で、行政区分が違う形でそういう対応がとれないのかという形で、同じ空港の直下の地域として非常に残念に思いますので、その点もう少しよく研究をしてみただければというふうに思います。

最後に佐藤町長の手腕で、いろんな形で今度医療費、高校1年生まで無料という形で。実はですね、横芝光町住みたいなという感覚がこれは事実の話なんですけれども、医療費が今までですと中学生まで無料化だったんですね。住みたいな、けどよ、あの飛行機はうるさいからなという話があって、功罪が見えてきますので、横芝光町もちろん旧光町旧横芝町全体で考えて、こういうものを分配するというのは非常にいいことなんですけれども、功罪があって環境が悪化して、いい行政をしてても環境が悪ければ人が集まってこなくて、人貧乏が一番町のためにならないなというふうに思っていますので、その点、将来の空港の問題とそういう感覚で町長さんのご意見があればひとつお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 最後に大変難しい質問をいただいたわけでありまして、まず1点、航空機の騒音についてはですね、まず離発着の回数、それと航空機の機種、そして性能、またAランBラン、4,000メートルと2,500の利用環境、あと風向き、これによって順次、いつもと違ってきちゃう現状があるわけでありまして。その変化がこの30万回に向けてどんどん起きています。それによって一番最初につくったコンターのですね、ありようが相当大き

く変わっているように私は思っております。

しかしながら、この国交省も空港会社もコンターは変えないとずっと強く言っているようなところで、私どもも空港を排除する方向に向かうことができるかといいますと、先ほど壇上からの答弁でも申し上げましたとおり、毎年4億円以上いただいている関係もございますし、今となっては横芝光町の財政運営をする上で空港なしではなかなかままならない状況になってきているのも状況であります。

そうした中でですね、今後どのように、本当に共栄、そして共存を図られるような施策を積極的に空港会社また国交省のほうに提言をしながら、住民が安全で健康的な暮らしをするのも十分必要なことでございますので、それに合わせて、またこうした空港対策騒音委員会の委員長もおられますけれども、委員会と合わせてですね、今後ともこのまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆さんにはさらなるご理解とご協力をいただきながら答弁にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大変ありがとうございました。

ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 以上で、齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時59分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

◇ 浅野孝男君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

浅野孝男議員。

〔3番議員 浅野孝男君登壇〕

○3番（浅野孝男君） 議席番号3番の浅野孝男です。議長のお許しを得まして、一般質問を

させていただきます。

この数年、国政におきましては地方分権が大きな関心と重大なテーマとなっております。我が横芝光町では少子高齢化が急激に進行し、その影響により町全体各地区ともさまざまな問題が生じているように思います。

したがって、合併7年を経過するこの機に、国の地方分権ならず横芝光町地域コミュニティ施策を確立していく必要があると思われまます。このことは、国の総務省からも弱体化する地域コミュニティの強化策として、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって、地域力を創造する取り組みを促進する必要があると示しているところであります。

そして今、全国各地におきまして、住民と企業、行政が一体となった協働のまちづくりがまさに競争の時代となっております。

このような観点から、我が町の地域地区の実態より、4点の課題を指摘させていただきたいと思ひます。

まず1点目は、地区戸数や地区特性を考慮した上で、横芝光町地区行政組織の効率的な平準化を検討する必要があると思われまます。

また2点目は、地区ごとの防災、福祉、活性化等に関する行政と住民一体の協働支援策の検討も重要な施策かと思ひます。

3点目は、各地区各地域に対する地域コミュニティの充実と活性化に対応する助成金、交付金等のあり方も、前向きに再検討の必要があると思われまます。

4点目は、地域コミュニティの活性化の推進には、役場職員と地区住民との共通認識の上での連携強化策が欠かせないと思ひます。

以上、4点いずれの課題にいたしましても、キーワードは「地域コミュニティ」にあると思ひます。現時点での認識と今後の方針は、どのようなものでしょうか。お伺いしたいと思ひます。

やや抽象的かつ素朴な質問と問題提起になりましたが、これからの横芝光町の将来がかかる大きなテーマかと思ひます。町財政も厳しい折かと思ひますが、ぜひスーパープラス思考の姿勢で真剣な検討の上、積極的な改善、改革を実行していただけますようお願い申し上げ、壇上からの一般質問とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

〔3番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めまます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速浅野孝男議員のご質問でございます「協働のまちづくりと地域自治組織の見直しについて」お答えをさせていただきます。

初めに、「地区行政組織（地区戸数、地区特性を考慮）の町内平準化」についてでございますが、合併時の行政組織数は、横芝地域が83地区、光地域が34地区で、合計117地区ございました。ご存じのように、地区行政組織は先人の方々が最もその地域に適した形で確立してきたもので、合併時には旧町の形態をそのまま引き継いだものが実情であります。

しかしながら、旧両町の行政組織数に余りにも違いがあることから、横芝地域の行政総務員に統廃合できないかどうか調整をお願いしましたところ、東町区や栗山区などが統合について合意していただきましたので、平成21年度に一部組織の再編をさせていただきました。

現在、行政組織の数は、横芝地域が55地区、光地域が34地区で、合計89地区となっており、横芝地域が28地区減っております。

しかし、世帯数を見ますと、現在も地域格差が大きいことも事実でございます。

また、地区の状況を見ますと、農村地区や新興住宅地区、新旧の住民が混在している地区などさまざまな地区がございます。

混在している地区などでは、新住民と旧住民との意見の相違など問題が発生している状況もお聞きしておりますが、地区の皆さんの努力により地域の連携を維持していることも認識しております。

議員ご質問の町内平準化ですが、先ほど申し上げましたとおり、合併後一度実施をいたしました、その際も他の地区では歴史的経緯や地域の実情などがあり、統合することはできませんでした。

こうした経緯もあり、今後行政運営を効率的に行うために、町が主導して再編を行うことは好ましくないと考えております。

次に、「地区ごとの防災・福祉・活性化支援等」についてであります。地区ごとの防災については、消防団が中心になることは言うまでもありませんが、社会情勢の変化により団員確保が難しい状況であったことから、合併時に統廃合を実施しています。

しかし、団員の勤務形態の多様化などから、速やかに出動できない分団もありますので、地域の皆さんによる初期消火活動や、要援護者の避難誘導等がますます重要になっていると感じております。

こうした状況から、日ごろから防災訓練への参加や防災備品の点検など、住民の自主防災への認識を高めていただき、被害を最小限に抑えるようご協力いただきたいと存じます。

町では、消防設備の充実や防災無線の整備による情報伝達体制の強化を図るなど、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

福祉施策についても、高齢化や少子化の進展に伴い、重要課題の一つと考えておりますが、地区ごとに対応しようとするると人的にも財政的にも非常に難しいと思われまます。

町では、社会福祉協議会と連携し、配食や外出支援などの各種サービスを行っておりますが、福祉サービスを実施していく上で、地区社会福祉協議会や民生委員、児童委員、ボランティアなど、地域の皆様のご協力が欠かせません。

また、日ごろから地区内にお住まいの方々から情報提供や通報なども重要であり、まさに住民と行政が、一体となって取り組んでいかなければならないものと考えております。

今後も福祉関係のサービス需要は増大していくものと考えられ、地域の皆様と連携を密にしながら取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

地区の活性化に関する支援であります。年齢構成や人数など地区によってばらつきがあることや、地区ごとの特性などもあることから、それぞれの地区に即した事業等を展開する必要があると思ひます。

それぞれの地区では、昔から行われている行事や習慣があり、地区の皆さんの努力により継承されておりますが、地区の皆さんが独自に行う公益的な住民活動に対しては、町としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、「各地区・各団体等に対する補助金等のあり方」についてでございますが、補助金は地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要のある場合に交付されるもので、一口に補助金といっても、政策を推進するため個人に給付されるものから、各種団体への活動の支援として交付されるもの、町が主導して組織された団体への補助で、事実上、町の負担金や委託料としての支出となっているもの等、さまざまなものがございます。

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、公益的な住民活動を活性化するなど、町の施策を展開する中で長い間重要な役割を担ってまいりました。

この、公益上必要があると判断した場合、予算の範囲内で初めて反対給付なくして補助金を交付することになります。その判断要因として、一つに補助を行うことの目的に合理性があるか、一つ、補助金の効果は具体的に説明ができるか、一つ、補助を受ける側の組織維持のための補助になっていないか、などが挙げられます。

しかしながら、一般的には補助の長期化による既得権化、一旦補助を始めると長期化することが多く、交付団体自体も補助金への依存を強め、自己財源の確保など、みずからの努力で運営を行う姿勢が希薄になりがちとなる傾向が見受けられ、社会情勢が変化してもなかなか見直せない状況が続いてしまうケースもございます。

町の厳しい財政状況を踏まえ、補助金の見直しをも実施しており、個々の補助金の必要性や効果等については、客観的な視点から十分なチェックを行い、相対的の役割の小さくなったものは、適時廃止・縮小する一方で、新たな必要性の高いものは、時期を取り逃さず取り入れることが必要であると考えております。

次に、「役場職員と地区住民との連携（協働）強化策」についてであります。協働のまちづくりは住民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し連携・協力して地区の公共的な問題解決を目指すことと認識しております。

それには、多くの皆さんのご意見などを伺うことが最も重要であり、合併以降まちづくり座談会などを開催してまいりました。

また、町から積極的に行政情報を公開し、透明性のある行政運営を行うことで、住民との信頼関係を構築できるものと考えております。

皆さんからいただいたご意見・ご要望などについては、緊急性や優先性を考慮しながら順次進めております。

職員については、1日清掃や栗山川環境ボランティア、町民体育祭、産業まつりなど町の行事への協力はもとより、町内在住の職員などは地区内の役員を受けたり、地区行事等への参加を通じて、地区内の皆さんと連携をとっていることは言うまでもありませんが、各担当課においても、所管する事務事業などを通して、それぞれの分野の方々にご指導、ご協力をいただきながら、適正な事務執行に努めております。

災害対策や高齢者支援など、地区の皆さんのご協力をいただかなければならない課題も山積しており、今後も皆さんのご意見等を伺うとともに、情報公開を推進して行政に対する信頼を得ることで、連携の強化につなげてまいりたいと考えております。

以上、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは、改めてもう少し具体的に指摘をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の平準化なんですけど、実際小さいところとか少ないところは二十数軒の範囲から、大きなところでは数百軒、百何十軒とか二百何十軒とかとなっている地区、行政とか範囲があると思うんですけども。

ただ、私が一番気になっているのは、もちろんそれはそれで自分のところの例を言うのは一番わかりやすいんですけども、例えば屋形地区、三本松は40軒、荒場は五十何軒ぐらいで。実際に例えば前の行事、昔からの行事をやるときに、三本松だけでやっていけない、荒場だけでもやっていけないという中で、いろんな形でそろそろ協力しようよという話が出ながら少しずつ始まっているんですけども、多分そういう事例が結構ほかの地域でもあるんじゃないかな。

それともう一つは、さっき空港問題の話も出ましたけれども、回覧板を回っている戸数と実際に世帯数がある戸数が相当違う。要するに、回覧板が回っているということは地域組織と申しますか、地区組織の中に組み込まれていて、回覧板が回っていないところは疎外じゃないけれども、何となく準町民みたいな位置づけになっている部分も、もしかしたらあるのかな。その中で連携がややもすると途切れる、ぎくしゃくする原因にもなり得るということで、その辺のことも含めて、二十何軒では一つの行事もなかなかやっていくのは困難になるでしょうし、かといって200軒、300軒じゃとてもまとまらないところもあって、適正な規模というのもしかるとあると思うんですね。

それと、その回覧板が回らない、多分地区によっては3割も4割も回覧板が回らない世帯があると思うんですけども、その辺の整合と申しますか、有効な手だてというのは何か考えられないものかなと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それではまず、地区の世帯数の差ということもありましたが、確かに世帯数、今、町で私のほうで把握している世帯数の輪、いわゆる一つの区分の仕方として、行政総務員の担当する世帯数ということで言わせていただきますと、確かに一番少ないところは12～13世帯くらいだと思います。多いところは400以上の世帯数を抱えております。

しかしながら、四百幾つという、あるいは何百という世帯数を抱えている行政総務員いらっしゃるんですが、それぞれ地区によって組織の形態は違うかと思いますが、班であったり、またその中の支部的な組織がいろいろあるかと思いますが、そういった形がうまく機能しながら、それも一つずつの地区の事業等が運営されているということで認識をしております。

やはりこれがまたその一つの地区の特性であるのかなというふうに感じているところでご

ざいます。

あともう一つ、回覧板の回らない世帯がということですが、確かに住民基本台帳上の世帯数というのは9,300余りあります。そのうち、実際に回覧板が回る世帯ということでございますが、これは行政総務員の担当する世帯を合計しますと、7,500弱です。その差、千七、八百という世帯が、ある意味回覧が回らないというのは、そういう言い方はどうなのかわかりませんが、少なくともその地区に加入していない世帯がそれだけあろうかと思えます。

ただし、その中には例えば特別養護老人ホームであったり、養護老人ホーム、こういった施設の方々は一人1世帯としてカウントされているかと思えます。

そういったものもありますし、また、さまざまな都合で世帯分離されている方もあろうかと。ところが実際その地区のつき合いの中では、若い方といいますか高齢者の方、親の世代と若い方の世代が別世帯としてありますが、地区のつき合いの中では一つの家族というようなつき合いをしているようなところもあろうかと思えます。

そのほかに、実際に転入してきて一時的にこちらのほうに住んでいるというような方もいらっしゃるんで、確かに地区未加入の世帯もあるかと思えますが、それらの事情も考慮すれば多くの方々には地区に所属して何らかの形で地域活動に参加されていらっしゃるのかなというふうには考えております。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 大変申しわけないんですが、今のご答弁は現状追認といいますか、私が最初に申し上げたのは、合併当初若干の改善というか統合はやられたということですが、7年たって多分私を感じるのには、余り改革改善というのはきっと行われていないような気がしています。

中には、それこそ防災無線も入っていないところも、無線というか家の中で、町のことはわからないという人も何人かたまに耳にすることがあります。そんなこんなも含めて、もうちょっとこの組織というのを充実させる必要があるんじゃないかなという意味で、私は提案させてもらっているんですが、余り問題ないというふうに捉えられると何もしなくてもいいことになっちゃうんですが、そういう意味でもう少し実態を把握してもらったほうがいいのかなと。少なくとも私は、今の実態はいい形で推移しているとはちょっと感じられないんで、そういうことを提案させていただきました。

ですから、総務課長と私の認識は若干ずれがあると思うんですが、私としてはそういう立場の中で見ているので、できれば機会を設けてその辺のところは情報を集めていただきたい

など。で、本当に問題はないよということを、実際に数限りなく私は問題があると思っていますので、少なくとも私どもも屋形地区においても、いろんな形でみんながまとまってという話ができないというのがいっぱいありますし、そういうものももうちょっと見直すことが。うちの集会所、三本松40軒くらいの集落で集会場があって、年に何回も使っていないというような実態なんですね。

それは、宮前だって、南だって、同じような単位、ちっちゃい部落なんですけど、ほとんど使っていない。ですから、そういったものを含めて本当だったらもうちょっと集約的に頻りにそこでみんなが集まれるような形を、統合して集まれるようになったほうがもっとも意思の疎通というのは、コミュニケーションというのがとれていくんじゃないかなと。

それも、財政的にも、あるだけで年間10万とか20万とか存在するだけでかかると思うんで、その辺のところも別に財政再建ということじゃないんですが、まとまるという意味で、人の心もまとまるという意味でもぜひぜひ考えていただきたいなというふうに思っています。

また、機会を設けてその辺のことは私もちょっと追っていきたいと思っています。

それから、地区ごとの防災福祉活性化、先ほど町長もあることを意識した上で助成金、交付金等の問題も触れていただきましたけれども、地域からの依頼ということも含めて兼具体的な事例を挙げて、問題提起をさせていただければと思います。

このことは先日、全員協議会においても町長より説明はもらいましたけれども、正式な名前をいいますと、ガス送水管理設地域交付金ということの中で。それと、私が問題にしたいのはそのことと地域コミュニティの関係であります。

先日、上堺地域、3部落部落長を初め、各区長、全員の区長連盟による要望書も出されていると思いますが、超一部抜粋で紹介をさせていただきたいと思います。

過日いただいた通知によりますと、ガス送水管理設地域交付金の廃止をお考えとのことですが、余りにも性急な上に経過と実情を無視しているとしか思えないような通告であり、関係部落一同大いに落胆するとともに、混乱をきわめているところです。

そもそもこの交付金は、天然ガスを採掘、送水する会社から関係地域に迷惑料として直接支払われていたものであり、昭和59年に当時の横芝町が道路占有料徴収条例を制定したことにより、町に納入されることになりました。

この際に、条例の規定上、ガス会社から一旦町に納入していただいた上で、今までどおり関係地域に交付するとの約束がなされ、これに基づいて名称は、ガス送水管理設地域交付金ということに変わりましたが、それが現在まで交付されてきたものであります。

そして、関係地域ではこの交付金を原資として、町民体育祭や敬老会等の町の各種行事、そして道路の草刈り等、あるいは公共施設の維持管理への協力、さらに地域の名所旧跡や伝統行事の保存・継承活動等、また少年野球や婦人バレーボール等のスポーツ活動の育成、祭り等の地域住民の交流と融和を図るための活動等に努めるなど、地域と町の発展、充実のための尽力してまいりました。

部落組織はさきのような各種事業のほかにも、地域の中心として総合調整的な役割も担っており、若者の減少が続く今日、その重要性は非常に高まり、活動の機会も年を追うごとに増加しております。

しかしながら、その交付金が廃止されますと、こうしたことが全て不可能になるばかりか、場合によっては、脈々として続いてきた部落という地域自治組織そのものの消滅を現実のものとして大いに危惧されてなりませんというようなものであります。

このことは、町全体の公平感とかいろんな考え方であろうと思います。

したがって、私が申し上げたいことは地区の再編成を検討していく中で、地区それぞれの行事や活動を積極的に推進、充実させていくことが肝心かと思えます。

そのためには、現在町からさまざまな形で各地区に向けられている助成金、交付金等を地域コミュニティの発展と充実のために、さらに前向きな見直しを検討していただきたいというふうに思っております。

その考え方についていかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 地域コミュニティの活性化については、おっしゃるとおり。これからも町としては、協働のまちづくりも含めて、いろいろな町の行事にも参画の部分も含めて、積極的にこれからも支援をしていきたいと考えております。

横芝光町全町にわたって、できる限り公平・公正になるように努めながら今後も努めていきたいと考えております。

現在今、浅野議員おっしゃられました敬老会の日とか、体育祭ですとか、少年野球ですとか、そのものにつきましてはその地域、その地区だけのものでもございませんし、今般平成25年度予算の中では、コミュニティ基金を新規創設する中で100万円ほどをつくらさせていただいて、どの地域であろうともその目的に沿ったもので整合性のとれるものであれば、3年間という時限はありますものの、それに交付をさせていただきたいし、またそれが草刈りですとか道路維持のボランティア活動につながるものであれば、4億円のコミュニティ基金

が枯渇するまで、それは出していっていいものだと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

くどいようですけれども、私が言いたいのは上堺ガス、上堺地区一部鳥喰のことだけで、助成金・交付金をなくしてほしいということではなくて、全町的な公平感の中でコミュニティを推進すべく、本会にかわる原資を何らかの形で見出してほしい。また、そのことを地区住民の人に誤解のなきように、伝えておいてほしいと。

そうでないと、ただただ不信感が募って何だよみたいな話になりかねないんで、重々このことだけは地区の住民の皆さんにも理解してもらえるようなことをしていただきたいなど。これだけは、くれぐれもお願いをいたします。

それから、役場職員と地区住民との連携ということについてですが、これも先ほどの町長からの説明の中で、役場職員も地域行事に積極的に参加していただいて、いろいろ貢献しているんだという説明もありました。

ただ、なかなか一般町民というのは役場の職員に対して、少し間があるというか敷居があるというかという部分がありまして、誤解がややもすると生じやすいと私はいつも感じています。

そこで、一つ提案なんですけれども、その役場職員と地区住民との連携という意味で、昔どなたかもそういう提案をされたようには聞いているんですが、私は思うに、自分も4年ぐらい前にちっちゃな部落の区長をやらせてもらったんですが、それでも結構大変で、回覧板を回すのも本当にやれないぐらい、仕事を持っているとなかなか回覧板回しも大変という中で、常々思っていたんですけれども。回覧板を回すのに今町から区長のところにはいっていると思うんですね。大きい部落だとそれを10とか20とかに分けていかなくちゃいけないというのもあって、実は私は直接、班長あるいは組長のところへ持って行ってもらえないかな。

多分、今細分化すると、町全体で700ぐらいかな、回覧板の回るルートというのが多分700ぐらいだと思うんですけれども。仮に、職員が持って行ってもらえるとすれば、お一方が10軒持って行ってもらうと。そうすれば、70人の人が協力してくれればできると。1日かかりじゃなくても2日かかりでも、10軒回るのはそんなに難しいことじゃないのかなと。

これは、職員が横芝光町住民じゃなくてもそんな遠くから来ている人いないと思うんで、交代交代でやるのもいいでしょうし、いろんな形が考えられると思うんですね。

そうすれば、職員が班長のところへ行って、いつもお世話さまですよとあって、どうですかやってやるのが、私は組長通して部落の中に誰々が大変だけれども来てくれたよという形の中で評価があると思うんですね。それはジェスチャーじゃなくて、その中で今度町長にこう言ってくれないかとか、課長にこう言っておいてくれないかということもあり得ると思うんですよ。

だから、一番いいお礼、町の融和というか行政と住民の一体化という意味で、非常に効果があるのかなと。それで、信頼関係もぐんとふえると思うのね。

作業そのものは、そんなには大変じゃないのかなと。役場の職員も残業したり何かして、ましてや班長以上になると残業手当も出ないんだから、それはそれで大変かもしれないけれども。

でも、さっきの報酬、月給というか公務員の給料の問題じゃないけれども、そういうことも一生懸命やっていけば公務員の給料はいいよなって、そういうのも大分解消されるでしょうし。公務員は公務員で役場の職員もみんな大変なんだよというふうにもとられて、ある意味信頼関係、この町みんなで頑張っていこうよというふうになっているものですけども、そんなことは考えられませんか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに職員と地域の連携は、今の段階で十分ではないというふうに考えております。

ぜひ、今のご提案について研究をさせていただいて、前向きに検討させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ぜひぜひそれもお願いします。

それで、最後になりましたけれども、総体的に話を、さらに具体的なお願いをさせてもらいたいと思うんですが、これも地域コミュニティの推進という意味で、より具体的な問題提起をさせていただきたいと思います。

合併7年たって、さっきも再三言っていますが、まだまだいろいろな意味で、横芝光町も完成されてはいないという中で、町民連帯のきずなをつくるためにもいろんなコミュニティを推進するためにも、具体的なイベントとか、いろんな行事を積極的にやるべきだろうと、さらに。さほどやってないような気がするんですね。

そこで、私が提案したいのは横芝光町のシンボル、栗山川を何としても活用したい。まさに、旧横芝、旧光の橋渡し、橋を使ってというか、川を使って融合させるということを積極的にやるべきだろうというふうに思っています。

一つには、私、去年初めて祇園祭というものに出させてもらったんですけども、本町のほうからずっと駅まで歩かさせて、渡御というんですかね、やらせていただいて。これはいいことだなと。ぜひ旧横芝と旧光というか、栗山橋ですか、当時まだできてなかったんですが、あそこの東町と橋場の間に立派な新栗山橋ができて、あそこで旧光、旧横芝の橋渡しの行事をイベントをぜひぜひやったらいいなと思って、全商工会の前会長とも来年絶対やろうよという話を約束していたんですけども、ことしぜひ。商工会の会長残念ながら亡くなっちゃったんですが、遺言の意味も含めて、何とか実現してほしいなと。

できれば、具体的にいうと祇園祭の前日、土曜日だったならば八坂神社とは切り離して考えられると思うので、全町を挙げて橋渡しという意味で、みこし祭りの大イベントを計画していただけないかなと。新栗山橋の麓で、観光協会の前会長はそこで大カラオケ大会をやりたいとは言っているんですけども、いろんなことが考えられると思うんですが。一部そういう話をしていると、みんな乗り気な人も多いものですから、ぜひこれも実行していただきたいと思うんですがいかがでしょう。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、関係各皆さん、観光協会長も含めて、相談をさせていただき、町もそういうものが実現できるとすれば、積極的に支援ではなくて、主となって考えていければいいなというふうに私も思っています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

ぜひ実行、これもお願いします。

ついでにもう1点、お願いなんですけど、さっきも栗山川、今回この25年度予算でも、栗山川をきれいにするというので、高性能な草刈り機も購入していただけるということで、我々も含めてみんなして栗山川をきれいにやっっていこうと思っていますが。

そこで、せっかくですから栗山川の行事も積極的に、町長も多分興味があって、いろんな提案をしていると思うんですが、さまざまなレース、例えばカヌーレースとか、いろんな競走をそこでやるとか。釣り客も本当に栗山川というのは、土日になると何百人も毎週毎週押

し寄せてきているわけですね。ですから、例えば全国レベルじゃなくても、県単位でもいいですから、何々釣り大会とかいう中で、もっともっと栗山川をアピールしていただきたいなというふうに思っています。

それも、一応お願いということでぜひ考えてみていただければなど。

最後に、時間があともう幾らもなくなったんで。若干お隣の芝山町の紹介をさせていただきます。

知り合いがいまして、少し「えっ」と思ったんですが、芝山町ってすごくいい町じゃないかというか、成田空港があって、補助金いっぱいもらって、優雅な町なのかなと実は私思っていたんですが、そうじゃないんだと。今、芝山町がひどいことになっていると。人口がどんどん減って、昔は8,500人ぐらいいると思ったらもう七千何百人だと。あと、20年もしたら半分になっちゃうよというような話がありまして、どうなっているんのよと。だんだん、さっきの私の横芝光町の地域コミュニティに通ずることなんですけれども、どんどん少なくなっちゃって、もう地域コミュニティというのがほとんどずたずた。何もできない、昔あった祭りも何もできない。老人介護、面倒もなかなか見られないというようなことになっているそうです。

その中で、若者はどんどん外に、それこそ東京じゃなくて富里や成田に移っちゃう。そういう状況だそうですね。本当に恐ろしいというか、考えさせられたんですけれども。

だから、余計私もこの横芝光町はそうなっちゃいけないだろうと。ならないためにどうするんだということの中で、今回、地域コミュニティというのをテーマにさせてもらったんですけれども。

やっぱり、本当にさっき町長に約束してもらいましたけれども、地域コミュニティを推進する立場でさまざまな地域コミュニティ基金というものもあるように聞いてますし、そういうのもフルに活用しながら地域の活性化。地域の活性化がないと、商売だっとうまくいかないでしょうし、さっきの財政の問題も収入が上げるためには、地域が活性化して元気が出て、農業も商業も工業もみんな頑張っ収入上げていくんだということの中で、初めて我々のふるさとがいいものになってくるだろうと。

我々は、子や孫に誇りを持って、子や孫たちも誇りが持てるようなふるさとをつくる義務があると思うんですね。

そのために、まさにこのままずるずるいっていると、私は前回も衰退するまちづくりとかと言ってしまいましたけれども、そうではなくて、その反対の発展する町になるように、ぜ

ひ頑張ってやっていっていただきたいと。それも、協働のまちづくり、行政と町民が一体となる。そういう意味で地域コミュニティをさらに推進させていただきたいと。

最後に、町長のその決意をお聞きして質問を終わらせてもらいます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それこそ、多くの皆さんと議会の皆さんも含めてそうでございますが、連携をとって一緒になって、この私たちのふるさと横芝光町の発展のために頑張っていくことをお誓い申し上げて、答弁にかえます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 以上で、浅野孝男議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩します。再開は、午後1時55分とします。

（午後 1時42分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時55分）

◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

〔1番議員 鈴木和彦君登壇〕

○1番（鈴木和彦君） 議席番号1番、北清水の鈴木和彦です。

議長のお許しをいただきましたので、私からの質問は大綱2点でございます。

1点目は、成田空港関係の質問の中から離着陸制限の弾力的運用案に対してですが、午前中齋藤議員から詳しい質問をされましたので、私からは成田空港に隣接する市町の新聞報道をかいつまんで話したいと思います。

この新聞報道は、千葉日報社の県東版のところからでございます。

1月22日抜粋でございますが、成田空港騒音対策地域連絡協議会の下総地区部会の役員が20日の夜、会合で同案の即時撤退を求めていく方針を確認したということでございます。

1月26日、弾力的運用論の懸念もということで、これは多古町の騒音地区7区に対しての住民説明会の中の抜粋でございます。

質疑では、住民側から弾力的な運用案が今後恒常的になるのでは、2月中にも弾力的運用

案の合意を得るため、地域に理解を求めるとあるが、どういうことか。やむを得ない場合に限り運用を認めるというような、ないがしろにならないのではないかというような懸念が、声が上がったということでございます。

それから、1月31日です。

見出しに「静かな夜を」「性急だ」ということで、これは芝山の説明会でございます。

「早朝や夜の騒音は非常に苦痛だ」「午後11時台から午前5時台に飛んだら、我々は寝る時間がない」「目覚まし時計を抱いて寝ているようなものだ」ということでございます。

2月5日、これは成田市長と芝山町長が騒音の実体験をしたということでございます。

そういった中から、成田市長のほうから小泉市長は、昼間と違ってほかの音のない時間の騒音は強く、住民に負担をかけるということは間違いないと感じたということでございます。

2月13日でございます。

これについては、成田市長の話が出ておりますが、見出しに「現行がぎりぎりの選択」ということで書いてございます。

成田市の小泉市長は、7日から11日に市内の航空騒音地区で開かれた説明会でも、「住民反応について、各地区とも認められないという声が多く、想像以上に厳しい」と述べた。

11日の夜、説明会後取材に答えた。市長は「開港以来、厳格に運用されてきた現行発着時間の午前6時から午後11時が、住民が許容できるぎりぎりの選択だということを再認識した」とも語り、「住民の立場に立てば、緩和を容認できる状況にはない」とのことをにじませた。

このような報道に対し、当町はAランBランの飛行コースの直下であり、下は屋形地域から上は大総地域全域にこの間15キロにわたり、横断しているのが現状であります。

国交省及び成田空港会社の説明については、格安航空会社の乗り入れやオープンスカイを理由に進め方が余りにも強引であり、地域住民の意見を無視したやり方は空港開港前の形に似ているように感じるの私だけでしょうか。

町長のご感想をお聞かせください。

2点目は、町の農業振興、観光振興から、昨年12月の定例議会で坂田梅林の保全保護について質問しましたが、農家の高齢化により栽培管理ができにくい環境にあり、早急に協議、検討を再度お願いいたしたいとお伺いいたします。

なお、町観光協会によります梅まつりを開催しておりますのでぜひおいでください。議員の皆様を初め、執行部の皆様もお越しくください。観光協会及び梅林組合役員一同、お待ちしております。

ております。

続いて、町の農業振興計画において、地域営農組織、営農集団、大規模農家担い手の育成及び協議会を設置してみてもいいかでしょうか。現在、地域に営農組織、大規模農家担い手は、作業面積においても、規模拡大は限界に近いと感じています。

今後は、新規の営農組織、担い手の立ち上げと、育成が急務と思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

執行部の明解なる回答をお願いいたします。

〔1 番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、鈴木和彦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、「農業振興について」のご質問につきましては、産業振興課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひ賜りたいと存じます。

それでは、「成田空港における離着陸制限の弾力的運用案について」お答えします。

なお、齋藤議員からも同様のご質問を受けており、お答えが重複するところがあるものと存じますが、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、この案に対する町長、執行部の考え方は、とのご質問であります。弾力的運用案については、昨年の12月14日の早朝に空港周辺自治体の9市町の首長が急遽、成田市役所に集められ、国土交通省と成田空港会社からその趣旨と内容が公式の場で初めて示されました。

このことは、テレビや新聞等でも報道されたことからご存知の方も多いと存じますが、一部の首長の中には、成田空港のさらなる発展のためには必要、とのことで賛成する方もいましたが、私といたしましては、成田空港のAラン、Bランともに、飛行直下となっている自治体の首長であることを踏まえ、このような重要案件については、まずは議会や地域住民の皆さんへ丁寧な説明を行っていくことが必要との提案をさせていただきました。

このようなこともあって、周辺自治体においては議会や地域住民への説明会が順次行われてきたところであり、当町においても1月11日に議会と町空港関連問題対策委員会の皆さんに、2月23日と24日、3月2日に町内3会場において、国土交通省と成田空港会社の担当者による住民説明会を開催させていただきました。

鈴木議員も住民説明会にご出席いただいたことですから、説明会の内容等についてはご認識いただいていることと存じますが、各会場とも大勢の町民の皆さんが出席し、多くのご意見、ご質問が出されましたが、その内容についてはほとんどが大変厳しい意見等でありました。

成田空港の歴史的経緯を顧みると、当時の政府が地元の理解が得られないまま、強引に建設計画を進めたことから反対運動が展開され、成田闘争と呼ばれる社会運動にまで発展し、とうとい命が犠牲になってしまった悲惨な事件も起きてしまいました。

また、開港式についても当初予定されていた4日前に過激派ゲリラによって、管制塔が占拠され、機器類などが破壊されたことから急遽延期になり、約2カ月おくれの昭和53年5月20日に全国から動員された1万3,000人余りの機動隊や警察官が警戒する厳戒態勢の中で、挙行されたと聞いています。

このように、成田空港はさまざまな問題を抱えながら開港した空港であります。空港建設から30年以上かけ、地元住民を初め多くの関係者の努力によって、周辺住民との共生・共栄を図りながら発展し、今では地域経済や雇用の観点から見ても、周辺自治体にとってはなくてはならない存在になっています。

当町としても、成田空港がさらに発展することは強く望んでおりますが、今回の国土交通省と空港会社の提案については、当初から経済面だけを重視した強引な提案と感じており、町としても担当者レベル会議等において、3月中の決定ではなく、半年1年をかけて、慎重に進めてもらいたい。また、早朝1時間の緩和案は空港のメリットもそれほどなく、周辺住民の負担が増すばかりなので、再検討してほしいなど、この運用案に対する修正要望をしておりました。

しかしながら、3月末のオープンスカイまでに何としても間に合わせたいとの国土交通省と成田空港会社の強い思いがあって、当初の運用案どおりに住民説明会が進められてきたところでもあります。

今後、この運用案をどのように取り扱われるのかとのご質問であります。最終的には国・県・関係市町と、空港会社の代表が集る4者協議会において協議され、実施するか否かが決定されるものと思います。

当町においては、改めて議会全員協議会を開催していただき、各説明会でいただいた多くの町民の皆さんのご意見等を参考に、議会の皆さんと慎重に協議しながら、町の総意を決めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、2本の滑走路の延長線上にある自治体の首長として、成田空港との共存共栄を図りながら、将来にわたり住みやすい、よりよい横芝光町になるよう、努力してまいり所存でございますので、議員各位におかれましても格別のご指導・ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、鈴木和彦議員ご質問の大綱2点目、農業振興の「坂田梅林の保全、保護について」の「梅林農家との保全管理計画を早急に協議・検討を」について、お答えをさせていただきます。

坂田梅林の保全、保護につきましては、鈴木議員より12月議会においてもご質問いただき、答弁をさせていただきました。

梅林の保全、保護は、観光事業の充実・発展のためにも大変重要なことと認識をしております。

しかしながら、近年は組合員の高齢化、担い手不足等から野菜畑への転換による梅畑の減少に伴い、出荷数量・販売金額も減少しておりますので、早急に梅林農家の意向を確認しながら、保全管理に向けての検討を図りたいと思います。

次に、「町の農業振興計画について」の「営農組織・営農集団・大規模農家担い手の育成及び協議会の設置を」についてでございますが、本町農業の持続的な発展を維持するため、担い手となる農業者の育成・確保は最重要課題でございます。

町では、認定農業者等の担い手支援窓口として、横芝光町担い手育成総合支援協議会を設置しており、担い手育成支援のためのアクションプログラムに即した認定農業者の育成、確保、農業経営の法人化推進・指導、集落営農組織の育成確保など、担い手支援体制の確立を目指しております。

今後も規模拡大を志向する担い手農業者については、経営再開マスタープランの中で中心となる形態として位置づけをし、各種施策の動向に注視しながら農業者へ適切な情報の提供と支援を図ってまいります。

また、本町には近隣市町村に類を見ない農業振興会が組織され、全11部会の中の1つとして営農集団部会があり、営農組合組織として12団体が部会員となっております。これら、各部会の活性化や情報の共有化等に努めながら、農業振興会のさらなる支援に努めてまいりた

いと思っています。

よろしく申し上げます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） それでは、空港関係のほうから再質問をさせていただきます。

AランとBランの基本的な飛行コースをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（早川裕明君） AランとBランの飛行コースということで、先ほど鈴木議員からもお話がありましたけれども、当横芝光町はAラン、Bランのともに直下となっております。

Aランにつきましては、中台が一番北寄り、中台、遠山、姥山、長倉、それと鳥喰の沼地域が直下になっております。

Bランにつきましては、谷台、それと大総地域では小堤、曾根合、於幾、坂田等が中心ですけれども、直下になっておりまして、横芝地域で本町、栗山の一部、あと上堺地域に入りますと、鈴木議員がお住まいの西地区、それと入間だとか屋形の南、宮前、南川岸がその直下の地域になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

今、早川さんから話されたようにAラン、Bランはほぼ旧横芝地域の全域を網羅しているような感じを受け取りました。

そういった中で、先般ですけれども、国交省なり成田空港会社、そして町の担当ということで、カーフェーの関係の説明会があったわけですが、私につきましては、中央公民館と町の町民会館2カ所に私は出席をしております。

大総の中台地区の公民館でも説明会はあったようですけれども、大勢の方が見えており区長さんの話を聞きますと、かなり質問が出たという話も聞いております。

そういった中で、国交省のほうから説明があった中で、羽田と成田はハブ空港であるということをおっしゃってございましたけれども、私はそれに対してちょっと矛盾を感じました。

羽田につきましては、前ですけれども、民主党政権のときに前原国交省大臣のときに、羽田はハブ空港だということで、確かに申していたような気がします。

今度政権が変わりましたから、そういったことのないようなことを言っているのかもしれませんが、成田と羽田では飛行滑走路が成田は2本ですよ。今羽田は4本あるんですよ。Aラン、Bラン、Cラン、Dランが今度完成したわけですけども、Aラン、Bランが今まで結構使っていたわけなんですけれども、ACランですね。Bランが横風用でつくってあるわけなんですけど、Bランについては横風用対策ということで着陸のみの滑走路であるということで、飛び立つとディズニーランドの上を通るということで、これはもう絶対できないということで、そういったBランのコースは規制されているようです。

また、羽田については24時間で操業しているというか、実際に運営されているわけですので、この成田空港は2つの滑走路で今現在20万回強、離着陸しているという中で、今後30万回に向けて、実際に運用されていく中で、先ほど言いますように、格安航空LCCですか、そういったものが参入してきて、30万回飛ぶんだよという交通の、空港の空のダイヤがだんだん過密になってきて、そういったところで本当に30万回、国交省の方へ空港関係者がおりませんから、答弁はできないと思いますけれども、私はその辺にですねすごく矛盾を感じておりました。

それで、今回のその説明会に町長も今申されておりましたけれども、4者協議がこれから進められていくということで話は聞きましたけれども、国交省なりNAAは確かに見えておりました。でも、県は私が見る限り、2カ所ともありませんし、中台地区の方に聞いても県の方は見えてなかったよということで確認しましたけれども、そういったところはどのようなものなんでしょうか。もう一回お聞かせ願えますか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（早川裕明君） ただいま、鈴木議員からご質問ありましたけれども、私のほうも県がなぜだということで、説明会やる前に県のほうに30万回容量拡大のときには、来てもらったんですけども、来れないのかということで確認しましたところ、30万回運用時のときは線引きの関係がございまして、中台地域でも当町でも何件か移転区域になったんですけども、そういう関係があつて県のほうは行ったんだよということの話がありました。

それと、この引用案につきましては、あくまでも国交省と空港会社の案ということで、県については静観したいと申しますか、中間的な立場で見たいということでございました。

皆さんの各地域の説明会の意見を聞いて、県のほうはまたその辺を判断したいというようなことも言っておりました。

ですので、横芝光町3カ所で説明会やったんですけども、いずれも県の職員は来ており

ません。ほかの自治体についても県の職員はみんなそういう形で、出ないというような形になっているそうです。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） やはり、4者協議の場所ですから、県がいたほうがよかったのかなという私は感じを持っております。

そういった中で、4者協議が地元の関係9市町で、近隣の首長が出るんでしょうけれども、そういった中でその9市町の中が1本になって話を国交省なり、空港会社なり、そういったところに一枚岩になっていかないと、俺らのほうは大した騒音がしないから関係ないんだよというような。こないだ、町民会館のところで私の地元の北清水の方が、関西の方だったらいいですけども、2年前にこちらに来たということで、町長も聞いておると思いますが、そういう方がおるということで、かなりその方は憤慨しておられて、じゃあ香取のほうに飛ばせろよという話までも出ていましたので、そういったところで町長も9市町の中の一枚岩となって進めていっていただきたいという私の思いが、どのような形で感じておるかお聞かせ願いますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） どのように一枚岩になれるかどうかというのは、ある意味難しいところがあるのは事実でございます。

本当に騒音で悩まされているというところが、本当に幾つあるのだろうかというふうにか考えたときに、当町も含めて、芝山、成田の一部、それに実際今15キロと鈴木議員がおっしゃっていましたが、本当にその直下の距離でいいますと、成田の次に多いのが横芝光町であります。

ましてや、民家の上を通過していることを考えますと、直線距離の中で民家の多いのは当町なのかなという認識も非常にある中で、その辺のことは重々空港会社、または国交省のほうには逐次逐次、何かのたびに話を持っていつているわけであります。

そうした中で、今後横芝光町としてこういう状況があった旨を、力強く繰り返し述べて理解が得られるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） また、きつい質問をして申しわけないんですけども、私は空港会社

のほうから、交付金という形で先ほど町長が申しますように、町の財政に大分貢献していただいているということで、聞いています。

ただ私は、交付金という形イコール騒音迷惑料というのが、私の思いなんですね。その騒音迷惑料と、住民の健康、そういったものは切り離して考えていただかないと、どうしても私の立場と町長の立場とでは立場が違いますから、そういった中でもこないだの説明会の中では健康被害を随分心配されていた方がおりますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおり、一段階として国交省からの説明の中にカーフェュー、要は門限といって23時から早朝6時までは、万が一のとき以外は離発着をしないという重い約束がある。その重い約束の意味をどういうふうに捉えているのか、私どもも国交省または空港会社に再度聞いてみたいと思っておりますし、やはり健康被害等との問題は間違いなく因果関係がゼロではないと思っています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 私、全員協議会でも述べたかと思えますけれども、私はいつも5時40分から45分に目を覚まして犬の散歩をするわけです。

やはりこの間も、空港会社の方がやむを得ない場合ということで、その門限はそれは確かにあるんだよという中で、その門限をどうしても超える部分、結局早朝便で着陸する飛行機がこの洋上で待機をしています。

きょうも私見ましたけれども、4機見ました。3機だけは先にBランに入って、やっぱり1機がAランなんですね。7時、8時になってくるとAランのほうに大型機がだんだん下りてくるのが現状ですね。

ですので、やはり格安航空というのは早い時間帯とか遅い時間帯がどうしても入り込んでくるのかな、入らざるを得ないのかな、料金体系が安いからそういうところに入ってくるのかなという、私は思いがあるんですけれども。結局、洋上で待機している飛行機が、遠くから来る飛行機であればある程度余裕を見て、偏西風に強ければ早く着きますし、いろいろ角度によりますけれども。向かってくる高度とかあるでしょうけれども。早く来たら早く下してやるという感覚でやっていくと、もし5時半に着いて洋上に来たらすぐおろしてくれというようになれば、だんだん早まってくるんじゃないかなと。

ましてやLCCは、料金体系が安いから、稼働率を上げるということでどんどんある程度

余裕を持ちたいということになれば、なるべく早く進入して着陸したいというのが現状かなと思いますけれども。そういった点はどうなのでしょう。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（早川裕明君） 今、鈴木議員、朝の1時間もLCCが主なんじゃないかというようなご質問だと思うんですけども、夜23時から24時につきましては、確かにLCCが玉突きで遅くなった場合はということで、それが一番大きな問題で1時間延長できないかというような提案だったと思います。

ただ、朝につきましては、LCC、国内だとかそういうところが多いものですので、聞く話によりますと海外、要するに国際線、国際で遠くから飛んで来て偏西風に乗って、早く洋上で待機しているものをおろしてもらいたいというような内容のようであります。

ただ、私のほうも先ほど町長からの説明もありましたけれども、要するにLCCについて夜間のメリットはかなりあるらしいんですけども、早朝についてはLCCだとかそういうものは関係ないように私どものほうでは認識しておりまして、そんなメリットがあるのかなということで、朝のほうは何とか検討できないのかということで、事務方としても要望はかなり前に出してあります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員、念のため申し上げますけれども、通告時間が2時35分までとなっております。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） じゃあこれ最後なんですけれども、確かに町長もいろいろ悩んでいるとは思いますが。私につきましては、この成田空港は現行の運航時間を厳守していただきたいというのが、要望でございます。

続きまして、梅林の関係でございます。

先ほど、伊橋課長のほうからる説明がございました。私も昨年12月に一般質問で梅林の保全保護ということでお願いしたわけですが、そのときも検討していただけるということで、今回も検討協議するということですが、その時期をいつ検討に入るかということをお示ししていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） この検討協議会でありますけれども、12月もお話ししたよう

に早目にとということで考えておりました、ことしは梅の収穫が終わった後、大体おおむね7月か8月には農家の意向も調査をしながら、早急にこれはもうやっていきませんと大変なことになりますので、その辺の時期を考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それで、今、梅の関係についてはその出だしのお言葉が本当に、いつからやるということがひっかかったわけで、これから内容についてはいろいろ出てくると思いますが、それは説明会が入ってからいろいろ協議をしていただければと思います。

ぜひよろしくをお願いします。

それでは、3番目の地域営農組織の関係でございますが、震災でもうはや2年近くなります。県内では、この横芝光町、そして隣の山武市が災害特区ということでマスタープランですか、作成をしろという話が私は聞いておりました。

既に、山武市においてはでき上がっておるということですのでけれども、当町のマスタープランの進行状況はどうなんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 当町の再開マスタープランの今の進捗状況であります、当町におきましては、7つの地区を設けて今協議を進めております。

その中の白浜地区につきましては、先月27日に協議をさせていただきまして、大方の分がまとまってあります。

それから、同じく光地区の南条地区についてこの3月に郵送等を行いながら、協議をさせていただきまして、今月の3月18日に町の委員会を検討会ですが、これを開催をさせていただくこととなっています。

これにつきましては、委員構成が10名。そのうち女性が3名ということで、ここで決定を見まして、この2地区についてを県のほうに提出する予定でございます。

残り5地区につきましては、夏をめどにそれぞれ開催させていただきまして、これは担い手の皆さん等集めていただきながらやるわけでありましてけれども、早目に6月くらいまでにはいろいろと各地区をやらせていただきながら、夏には同じようにこれを全部策定させて決定をしたいというふうに思っています。

早目に作成をいたしまして、地域の農業に付則したマスタープランにしたいというふうに

思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） それと、先ほども登壇してお話ししましたが、地域の営農組織内の大規模農家、そういったものがこの町内には11あるというような話を先ほど聞きましたけれども、毎年そういった、これは生産調整の関係ですけれども、町に招集されてその話を聞いているというような話を聞きましたけれども、そういう形じゃなくてその組織が旧横芝、旧光にもあるわけで、山武郡の管内でも一番多くこの営農組織があるところが当町だと私は思っております。

そういった意味合いも踏まえて、協議会、どうしても営農組織というのはその地区で固まって、そのほかの地区のことは関係ないよという感覚になりがちなんですね。

よその地区のやり方とか、どういうことになっているということが余りよくわからなくて、そういったところに協議会を立ち上げて、うんと活性化を図っていったらどうかなという私の要望ですけれども、その辺も検討していただければと思います。

それと、私もこの話は余り言いづらいんですけども、この当町につきましては、1行政2農協ですか、あるわけなんですけども、私も昔JAの職員でしたから、いろいろすり合わせとか、昔はよく農政懇談会とかということ、旧町の時代は農協のトップと町のトップと、またそれに関係する地区の議員ですか、支所の所長なり前のセンターなり、そういったところでいろんな懇親の場をやったわけですけれども、そういったところにこの町がどうしても1行政2農協、余りこういったところはないと思いますけれども、その辺すり合わせをいろいろこれからもう…

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員に申し上げます。

制限時間40分を超過しましたので、注意いたします。

○1番（鈴木和彦君） その点を最後に町長からお話を聞きたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 町長、簡潔に申し上げます。

○町長（佐藤晴彦君） 鈴木議員おっしゃっていること重々認識している中で、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で、鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。再開は午後 2 時 45 分とします。

(午後 2 時 3 5 分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 4 4 分)

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

[9 番議員 川島富士子君登壇]

○9 番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

日本再建へきめ細かくスピード感ある施策を実行できるか。無駄遣いにならずより効果的に、そして適切に事業を行うためにも今まで以上に国と地方の連携が不可欠です。

さまざまな交付金事業を効果的に活用し、地方負担分を軽くする…

○議長（鈴木克征君） 傍聴人に申し上げます。静粛をお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し上げます。

川島富士子議員、続けてください。

○9 番（川島富士子君） さまざまな交付金事業を効果的に活用し、地方負担分を軽くすること、地域の実情に合う具体的な施策の実現に総力を挙げて、取り組んでいただくことを切にお願いし、質問に入ります。

当局の親切で明解なご答弁をお願い申し上げます。

初めに、教育行政について3点お伺いいたします。

1点目として、通学路における緊急合同点検の取り組み状況と安全対策について伺います。

今般、通学路における緊急合同点検の取り組み状況について、国交省より都道府県内の資料が公表されました。全国で約7万5,000カ所弱が対策必要箇所として挙げられており、その中で一番多いのはやはり道路管理者による対策で、対策箇所等を記した図面を公表することが求められています。

そこで、当町の取り組み状況を改めて伺います。

また、国の平成24年度補正予算並びに平成25年度予算を活用し、積極的に通学路の安全対策にお取り組みいただきたいと考えますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、防災教育の取り組み状況について伺います。

以前より、釜石市の児童生徒らのみずからの命を守る自主的な行動に象徴される、防災教育の重要性を訴えてまいりました。さらなる家庭、地域、関係機関と連携した防災訓練などを推進するとともに、文科省のモデル地域での成果や取り組みなどを参考に、防災教育の一層の充実に努めていただきたいと思いますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目として、出前講座の進捗状況について伺います。

現在、行政がかかわる分野は極めて広く、町民としても町会としてもその全貌を知ることにはできなくなっています。

町会や住民の疑問や要望を受けとめ、説明する責任が行政にはあるのではないのでしょうか。町民の皆さんが主宰するところへ行政職員が講師として出向き、町の事業や施策についてお話ししたり、専門知識を生かした講義や実習を行う出前講座でございますが、以前のご答弁は大変前向きであったように承知しております。

その後の進捗状況をお聞かせください。

次に、安全で安心なまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、保育所、小中学校の窓ガラス飛散による2次災害防止策として、飛散防止フィルムの張りつけについて伺います。

学校施設は子供の学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要であります。

いわば、命を守る地域の防災拠点であり、最後のとりでであります。

東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害が発生しました。避難所として使用できない例や、児童生徒がけがをした例も発生しております。

防災機能の強化として、待ったなしの課題であると思いますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、町民会館に椅子型階段昇降機の設置について伺います。

災害時、町民会館に避難してきた高齢者や障害者の方々が、2回の畳の部屋でゆっくりしたくとも、階段を上れない、とても困難で苦痛ということがあってはならないと思います。

足の不自由な障害者の方々や、ますます増加するであろう高齢者のためのバリアフリーへの配慮と、2階までの移動手段として、昇降機が設置されることを強く要望いたします。

合併とともに来館者がふえる中、以前、エレベーター設置の質問をさせていただきました

が、それにかわるものとしてぜひ導入すべきと考えますが、当局の英断を求めます。

3点目として、防災・減災対策の進捗状況と、福祉避難所、社会資本の老朽化対策、長寿命化について伺います。

過去の経験を防災・減災に着実に生かされていると思いますが、どのように改善されたのか、とりわけ防災計画、ハザードマップ、自主防災組織の進捗状況をお聞かせください。

また、大規模災害時に、高齢者や障害者などの災害事業援護者を受け入れるところとして、福祉避難所の設置及び指定をすべきと考えます。

そこで、町内の特別養護老人ホームやデイサービスなどの施設と協定を締結してはいかがでしょうか。当局のご所見をお尋ねいたします。

そして、社会資本の老朽化対策、長寿命化についてでございますが、とりわけ道路、橋の老朽化対策をどのようにお考えか、老朽化の現状とあわせてお教えてください。

最後に、さらなるがん対策の充実について4点お伺いいたします。

1点目として、がん検診受診率及び向上対策について伺います。

今年度における種別ごとの対象者と、受診者の割合はどうだったのでしょうか。がんの予防は早期発見にあると言われており、そのためには検診がもっとも有効な対策であります。

より多くの方が受信できるようにすることが、行政の任務であろうかと考えます。受診率が低ければ、原因は何であるかを究明し、その改善策を講じなければなりません。向上対策として、どのようなことが検討されているのでしょうか。

向上対策の一環として、保育サービスの実施を提案いたします。

子育て中の女性に、積極的にがん検診を受けてもらうため、保育サービスを行ってはいかがでしょうか。

2点目として、子宮がん、乳がん検診の同時受診について伺います。

多様化する社会情勢の中で、女性の社会進出は目覚ましいものがございます。

しかしながら、業種や社内規定によってはなかなか休暇がとれない、とりづらいというものがございます。

そこで、当町の多くの女性から、子宮がん、乳がん検診を同時に行っていただけたら大変ありがたいという声が寄せられております。

お隣の山武市や九十九里町などでも取り組んでおられると伺っております。

受診率向上にもつながると考えますが、当局のご見解をお聞かせ願います。

3点目として、胃がん予防の一助として、血液検査によるペプシノゲン検査の導入につい

て伺います。

当町の現行の胃がん検診は、バリウムを飲むレントゲン法であります。食事の制限があり、何といても検査が受けづらいため、なかなか検診率の大きな向上が見られないと考えます。

そこで、提案させていただきますこの検査は、消化酵素のもとになる物質、ペプシノゲンを血液中から採取し、胃の委縮や老化の程度を調べ、胃がんになる危険性の高い人などを見つけるものであります。

例えば、大阪の茨木市では、対象を昨年4月1日時点で、40・45・50・55・60・65歳の人とし、200円の検査費用で実施しております。

これまでの受診者のうち、約21%の方が精密検査の必要性を指摘されたそうであります。市民からは大変好評を博しているそうです。ぜひ、胃がん撲滅に向けた取り組みの一環として、大変受けやすいペプシノゲン検査の導入を切望いたしますが、見解を伺います。

4点目として、口腔がん検診の導入について伺います。

現在全国で約60の自治体が、地元歯科医師会と協力して、口腔がん検診を進めています。

県内でも千葉市では、歯科医師会に委託し、口腔がん検診を年間600人の予算規模で行っているそうです。

口腔がんですが、口の中は見えるし、感覚も鋭敏で早期に発見されると思われるかもしれませんが、実際には歯肉で6%、頬粘膜で8%、最も発見されやすい舌でも23%程度しか、早期に発見されていないのです。

そのため、現在の検診は問診と視診と触診などによる口腔内診査による検診です。典型的な口腔がんは盛り上がったような塊やしこりを伴う潰瘍で、粘膜表面がえぐれて欠損が生じた状態です。

また、粘膜が白くなったり、赤みを帯びている状態もがんが疑われることがあります。

口腔がんは末期になると、顔面という見える部分に病変があらわれてしまうので、内臓系のがんとは異なる大変さがあります。

がんが進行してからは、本人にとって深刻であるばかりでなく、予防的に検診、処置した場合に比べ、医療費も何倍何十倍の費用がかかるそうであります。

そこで、口腔がん検診は、各地方歯科医師会や自治体などの主催により行われており、検診方法も簡単なことから、多くの方が検診を受けられています。

しかし、まだ口腔がんに対する認識が余り広くないことから、口腔がんについて啓蒙する

とともに、口腔がん検診を推進すべきと考えます。

早期の口腔がん検診の実施を提案し、私の最初の質問といたします。

[9番議員 川島富士子君降壇]

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えさせていただきます。

私からは、「安全で安心なまちづくりについて」のご質問にお答えし、そのほかのご質問については、各担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、「安全で安心なまちづくりについて」お答えをいたします。

初めに、「保育所、小・中学校の窓ガラス飛散による2次災害防止策として、飛散防止フィルムの張り付けについて」であります。現在、町立保育所と小中学校の窓ガラスは飛散防止フィルムについては対応しておらず、ガラスの飛散防止対策については未対応でありますので、今後財政状況を勘案しながら検討してまいります。

なお、窓ガラスについては、町立保育所は防音の観点から、厚さ5ミリのガラスが入っており、また、近年整備された学校施設には、学校施設等公共施設への設置が推奨されている学校用強化ガラスを採用しております。

強化ガラスは、通常の板ガラスと比較して、耐風圧強度があり、万が一ガラスが破損した場合でも破片が細かい粒状となり、安全に配慮した性能を有するものであります。

次に、「町民会館に椅子型階段昇降機の設置について」であります。町民会館は社会教育施設として、子供から高齢者まで広く親しまれておりますが、2階を利用されるお体のご不自由な方には大変ご不便をおかけしている状況にあると認識しております。

ご質問の椅子型階段昇降機につきましては、バリアフリー化につながるものと思っておりますが、階段部分のため構造的な課題があることから、専門家の意見を聞くなどして検討してまいりたいと考えております。

次に、防災、減災対策の進捗状況についてであります。平成24年9月議会でもお答えしましたが、地域防災計画の見直しにつきましては、平成24年度と25年度の2カ年継続事業として、県や関係機関との整合性を図り見直しを行っています。

現在、地域防災計画改定等業務委託に向けて、公募型プロポーザル方式を用いての業者選定を行っています。

業務内容といたしましては、地域防災計画の修正、防災アセスメント調査、避難計画の作成、防災マップの作成、各種マニュアルの作成を行うもので、委託業者の決定については3月中旬ごろの予定でございます。

次に、自主防災組織につきましては、自治会組織が中心となる組織であり、隣近所のおつき合いの中で、家族構成も把握されておりますので、重要な組織と認識しております。

現在は、横芝地域に2つの組織、鳥喰沼と、中台が結成されており、今後は行政総務員の方にご理解をいただき、できるだけ多くの組織ができるよう努めてまいります。

また、2月6日に発生したサモワ諸島地震に伴う津波注意報の発令については、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTが自動稼働し、接続した町防災行政無線を通じて、町民の皆様へ瞬時に情報発信ができたところであります。

さらに、現在全国瞬時警報システムから、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの携帯端末へ一括送信する災害緊急速報エリアメールを4月の配信開始に向けて、整備を進めております。

そのほか、白浜地区の光楽園養護老人ホームの新築工事が行われておりますが、完成の後、津波の一時避難施設としての協定の締結をお願いすべく、調整を進めております。

なお、県の減災対策についてであります。海岸部分の盛り土工事が銚子・飯岡方面より順次行われる予定であります。

このほか、北部林業事務所では、海岸保安林緊急改良工事や県単治山施設災害復旧工事としての盛り土工事や、堆砂垣工事が進められております。

また、2月10日には山武土木事務所主催による「二級河川栗山川 津波対策事業説明会」が上塚小学校体育館で開催され、地元の皆さんへ内容説明が行われたところであります。これについては、河口から1.4キロメートルまでの堤防のかさ上げを実施するものであり、全体計画工程としては平成27年度末になると伺っております。

今後も関係機関と連携を図りながら、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、「福祉避難所」についてでございますが、障害者の福祉避難所については、東日本大震災を契機に、障害関係当事者団体・関係者から福祉避難所の設置要望が多く挙がったことから、山武圏域内3市3町で共同設置している山武圏域地域自立支援協議会において、福祉避難所協定書作成作業部会を昨年6月に発足させ、検討してまいりました。

また、山武圏域内の障害福祉サービス事業所71事業所に対してアンケートを実施し、受け入れ可能な障害者支援施設を設置運営している4法人、社会福祉法人ワーナーホーム、医療

法人静和会、社会福祉法人翡翠会、社会福祉法人緑海会の理事長へ打診し、おおむね了承を得ており、年度末に正式に協定を締結する予定でございます。

高齢者の福祉避難所については、今後改定されます横芝光町地域防災計画に基づき、老人福祉施設との協定を含め、検討してまいります。

次に、社会資本の老朽化対策、長寿命化についてでございますが、現在町道に係る橋梁と町営住宅の長寿命化修繕計画の策定に向けて、それぞれコンサルタント業者に委託し、準備を進めているところであります。

まず、橋梁の修繕計画の策定につきましては、町道にかかる266橋について、橋長15メートル以上、そして15メートル未満から4.5メートル以上。4.5メートル未満と、重要度1級2級その他町道により9段階に区分し、平成22年度は事前検討を、平成23年度と24年度に点検を行っております。

その結果を踏まえた上で、平成25年度に修繕計画を策定する予定であります。

また、町営住宅の長寿命化修繕計画の策定につきましては、小田部、栗山、古川の95棟について点検を行っており、今年度中に修繕計画を策定することとしております。

なお、町道の舗装につきましても、国の補正予算で道路ストックの総点検の一つとして、新たに路面性状調査が対象となりましたので、今回の補正予算で必要な調査費を計上させていただきます。

調査の内容といたしましては、舗装のひび割れ状況を調べるもので幹線の1、2級町道の約100キロを実施する予定であります。

今後は、策定した修繕計画等をもとに、何どきどのような修繕を行うことが最適かを随時検討しながら、施設の安全性の確保と長寿命化を図ってまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、川島富士子議員の教育行政についてのご質問のうち、「通学路における緊急合同点検の取り組み状況と安全対策について」及び「防災教育の取り組み状況について」お答えいたします。

初めに、「通学路における緊急合同点検の取り組み状況と安全対策について」であります。が、文部科学省の「通学路における緊急合同点検等実施要領」に基づき、山武警察署、山武

土木事務所、都市建設課、環境防災課、教育課及び町内各小学校による緊急合同点検を、昨年8月14日から16日までの3日間にわたり、各小学校で危険箇所として把握している町内38カ所で実施いたしました。

この点検の結果、まず、学校による対策といたしましては、通学路の変更やボランティア等による立ち番の実施のほか、児童生徒に対する徹底した安全指導を実施することとし、次に、道路管理者による対策といたしましては、横断注意などの路面表示のほか、樹木により見通しが悪い箇所の地権者への剪定依頼、また、警察署による対策といたしましては、横断歩道の路面表示を行うことといたしました。

なお、それぞれの対策の進捗状況についてではありますが、学校による対策の通学路の変更やボランティアによる立ち番については、既に実施済みであります。

次に、道路管理者による対策の横断注意などの路面表示については、16カ所のうち10カ所については今年度中に実施し、残る6カ所については平成25年度中に実施する予定となっております。樹木の剪定については4カ所全て依頼済みであります。

また、警察署による対策の横断歩道の路面標示5カ所についても、既に実施済みであります。

通学路の安全対策につきましては、職員による通学路の点検や児童生徒、保護者、地域の皆さんからの情報をもとに、交通安全面や防犯面での危険箇所の把握のほか、ボランティアのご協力をいただき、登下校時の見守りを行うなど、児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

次に、「防災教育の取り組み状況について」ではありますが、防災教育は児童生徒が災害発生時において、みずからの確かな判断のもとに安全に行動できる能力を養うものであります。

学校では、総合的な学習の時間などを利用し、地域安全マップの作成による危険箇所の確認や、災害時の避難訓練や引き渡し訓練を通じて、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行ってまいりましたが、東日本大震災発生後は地震による津波発生時の児童生徒の引き渡し方法などについて、危機管理マニュアルの見直しを行ったところでございます。

また、海岸線に近い学校では、地震・津波を想定した避難訓練や引き渡し訓練を実施しておりますが、このほか多くの学校においては、東日本大震災関連の教材による授業や外部講師を招いての防災講話の実施など、防災教育の強化に取り組んでいるところでございます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 早川典男君登壇〕

○社会文化課長（早川典男君） それでは、川島富士子議員の教育行政についての3点目、「出前講座の進捗状況について」のご質問にお答えします。

昨年の9月議会において、川島富士子議員の一般質問「出前講座の実施について」で、近隣自治体の事例を参考に研究してまいりますとお答えをし、郡内を初め、隣接市町の取り組み状況の把握に努め、社会文化課で事業化の検討を進めているところであります。

現在は、庁内検討会議を3月中に開催するため、資料を作成しているところであり、実施に向け引き続き検討してまいりたいと考えております。

〔社会文化課長 早川典男君登壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 伊藤定幸君登壇〕

○健康管理課長（伊藤定幸君） それでは、私からは大綱3点目、「更なるがん対策の充実について」お答えをいたします。

まず、「がん検診受診率及び向上対策について」であります。がん検診受診事業の評価に関する委員会に取りまとめられた全国統一の基準に基づき算定した、当町における平成24年度の受診率は、胃がん11.1%、大腸がん20.5%、乳がん30.9%、子宮がん21.6%、肺がん41.6%、前立腺がん26.7%となっており、特に胃がんの受診率が低い状況にあります。

なお、子宮がん検診につきましては、個別検診が3月末まで実施しておりますので、1月末までの数値となっております。

また、受診率の向上対策につきましては、保健師等の専門職により、老人クラブや民生・児童委員会等の各種会議を初め、学校・保育所等の保護者会でも啓発活動を実施しており、今後も強化・継続してまいります。広報紙や町ホームページでも積極的に啓発していきたいと考えております。

また、特定の方を対象とした無料クーポン券の継続や、新たに子育て世代の方がお子さんを預けて受診できるよう、保育を実施する予定でありますので、これらも受診率の向上につながると思われまます。

次に、「子宮がん・乳がん検診の同時受診について」であります。平成23年12月議会で川島議員から、総合がん検診について同様のご質問をいただき、町民の利便性を最優先に考え、調査研究し実施すると回答し、さまざまな視点から検討を重ねてまいりましたが、実施には至っていない状況にあります。

ご質問の子宮がん、乳がん検診の同時受診についても、検診車の確保、検診時間の調整のほか、子宮がん検診は検査項目の追加など、まだ検討課題が多く残っている状況であります。いずれにいたしましても、町民にとって一番受診しやすい環境で実施したいと考えておりますので、ご理解下さるようお願い申し上げます。

続いて、「胃がん予防の一助として、血液検査によるペプシノゲン検査の導入について」であります。現在、胃がん検診のガイドラインにおきましては、集団検診で実施する場合はバリウムによるレントゲン検査を一番推奨しており、町の検査でも実施しているところがあります。

川島議員から提案がありました血液検査によるペプシノゲン検査であります。胃がんは委縮性胃炎を経て発生する可能性が高いと言われており、この検査により高い確率で委縮性胃炎を発見できるため、早期発見には有効な検査方法であると言われております。

しかし、間接的な検査方法であることやこの検査には適していない方がいることから、導入に当たってはほかの検査との併用が必要であると思われまますので、今後調査研究していきたいと考えております。

最後に、口腔がん検診の導入についてであります。毎年6月から7月にかけて行っている住民検診では、日曜日に成人歯科検診を実施しております。

これは、二十歳以上の方を対象に歯だけではなく、口の中の健康状態も診察し、異常がある場合には、医療機関での精密検査を勧めていますので、口腔がん検診の予防にもつながっており、引き続き実施してまいります。

〔健康管理課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） るるご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、教育行政についての通学路における緊急合同点検の取り組み状況と安全対策についてでございますけれども、昨年5月30日付3省合同通知により、緊急合同点検への対応状況については、11月までに文科省へ報告することになっていたと思います。

昨年の11月30日現在における当町の通学路緊急合同点検実施状況として、小学校数7、点検学校数7、点検箇所数38と報告されているのを私も承知しているところでございます。

しかしながら、対策必要使用箇所数38であろうかと思いますが、12月末時点の対策箇所等の公表状況では、義務ではないということでもありますけれども、県内で当町横芝光町が公

表されておりました。その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 申しわけございませんが、その公表については承知をしておりませんでした。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） これは義務ではないんですが、千葉県内全部公表を国交省のほうから求められていたと思います。

非常にここは大事なところなんです。通学路の安全確保について地域で認識を共有する観点から、対策内容が取りまとまった市町村において、対策必要箇所及び対策内容を示した箇所図及び箇所一覧表を作成し、ホームページ等で公表しているわけでありましてけれども、今後、このご予定というのはお考えないでしょうか。

それと、ちなみに先ほど課長からる教育委員会・学校による対策箇所、これは17カ所かと思っておりますけれども、道路管理者による対策箇所が16カ所。警察による対策箇所が5カ所ということで、ご報告ありました。

公表すると、運転する方もここは危ないというふうに気をつけられるわけなんです。今回の交付金はこの図表を公表した自治体が申請をして、初めて交付されるというふうになっております。

補正予算の箇所づけに入らなくても、ぜひ本予算の成立後の箇所づけには、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

住民や学校関係者の意識を高められるような公表が望ましいと思いますが、対応箇所への今後の取り組み計画、また優先順位と公表情報の、先ほどの課長の報告ですと大分対策内容をお教えいただいたわけなんです。公表情報の活用の仕方というのをお考えかどうか伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） いろいろ対策箇所、そういった問答についてホームページで公表するという、そういう義務づけといった趣旨のものであれば、今後ホームページでも掲載するような形で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 国交省の通学路の対策箇所図と、公表状況ということで一覧表が出ていたわけなんですけれども、千葉県内では公表済みの市町村数は31%、17自治体でありました。

今回のこの補正予算をとれるのは、あくまでも公表したところだというふうに伺いましたので、ぜひ今後アンテナを高くして、しっかり子供たちのために、また町民のために町の負担を軽くするためにもぜひそういったところにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、現場の自治体の意識がやはりすごく極めて重要だというふうに今も改めて思いました。

ぜひ、一過性の対応で終わらせず、常に通学路の安全をフォローしていく体制が必要だろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 先ほどの答弁でもお答えしたとおりでございますけれども、いろいろと地域の皆さんからの情報などそういったものを収集しまして、安全面に配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ通学路、都市建設課とか、いろいろな連携が非常に大事ではないかというふうに思います。

ですが、そういったポイント、ポイントの対応をきちんとしていかないと、国は予算が成立したのをきょう1日限りという、そういった緊急事態もあろうかと思っておりますので、ぜひアンテナを高くして、しっかり予算をつかんでいただきたいと思いますというふうにお願いしたいと思います。

また、教育委員会と都市建設課の連携をしっかりと、できたらシステム化にしてはいいのではないかなというふうに思います。

次に、防災教育の取り組みについてでありますけれども、しっかり取り組んでいただいているということで安心をいたしました。

さらに、次代を担う児童生徒らに地震・台風などの自然災害によるこれまでの教訓等が継承され、災害時にみずから安全に行動することで身を守ることが可能となるよう、本町の特徴ある防災教育の推進を強く要望したいというふうに思います。

そこで、我が町の特徴ある横芝光町としてのカラーで防災教育進めていただいているというふうに思いますけれども、昨年町長が就任して間もなく町長に防災教育の充実を求める要望書ということで、5,550人分の署名を提出させていただきました。

町長、これでございます。覚えていらっしゃるでしょうか。

それですね、署名をしてくださった多くの方から、防災教育の際立って特色のある防災教育、どういうふうに行っているんだろうかという質問が私のところに時々届きます。

一生懸命やって取り組んでいただいているのを今ご答弁でわかったわけですが、目に見えて特に頑張っておられる自治体が、私はいすみ市ではないかというふうに思っております。

毎月5日をいすみ市民防災の日と定めて、防災教育の一環として今、防災かるたを作成しているそうです。車だん吉さんが絵を描いて一生懸命やっているということでもありますので、まねをすればいいというものでもありませんけれども、当町にもプロの漫画家とかおりますので、本当に適材適所、あらゆる方法でまたご検討いただければというふうに思います。

また、愛媛県の西条市では子ども防災サミットを開催したり、災害疑似体験や災害訓練をする防災キャンプなんかもやっております。

あと、提案ですが、家族防災会議の開催というのが非常に大事でなかろうかというふうに思います。

ぜひ、こういったところに取り組んで、家族全員で細かい詳細な待ち合わせ場所とか、そういった会議というのは現行行われているのでしょうか。学校のほうからそういったアドバイスということをされているのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 防災教育のやり方については先ほど教育課長からお話があったとおりでございます。

ただ、本町としましてというか特色という、なかなか特色が出せないわけですが、日本国につきましては非常に地震が多い国。この地震の多い国に生きる者として、今後は想像のつかない大災害もいつかは起こり得る。

また、あらゆるケースに備えた完璧なる防御策はあり得ないと。そういう前提に立って、被害を最小限にとどめる事前の備えと、発生時の迅速で的確な対応ができるような防災体制を築いていかなければならないだろうと。

特に、その中で学校が担う役割というのは非常に大きいというふうに考えております。

ですから、学校を挙げた対応、これが最重要であるというふうに考えると同時に、川島議

員おっしゃってございましたけれども、地域、家庭を巻き込んだ対応も、当然その中では必要になってくるというふうに考えております。

横芝光町の各学校の現状の取り組みとしまして、特徴があるということではありませんけれども、3・11が終わってから1年51週ほど過ぎました。その中で、3・11以降、各学校の取り組みは綿密な計画のもとに行われていることは事実であります。

特に、学期1回が現状であったわけですがけれども、必要に応じてプラスアルファで行っているのが一つあります。

それから、火事、それから地震が中心だったわけですがけれども、3・11以降、火事よりは地震。そして、津波と。先ほど、教育課長の答弁の中にありましたけれども、地震に並行して行っているという現状があります。

その中で、引き渡し訓練等々一緒にやらせていただいて、保護者・家族を巻き込んだ訓練を実施しつつ、その回数をふやしつつあるというものでございます。

今後は、家族会議という話ありましたけれども、家族会議プラス地域を巻き込んでやはり考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

といいますのは、学校での防災だけではないわけですね。地域へ帰ってからの防災というのが当然あります。その中で、学校で指導され、そして子供たちの身についたことが地域へ帰っても、常にそれができるような状態になっていかなきゃいけないだろうと。

そのための学校での指導は十分やりたいというふうに考えていますので、学校でのその防災と同時に学校で指導された防災教育が、地域で生きていくということを生かしていきたいという指導を現在進めているところでございます。

ですので、ぜひそこら辺のところご理解いただきながら、今後に詰めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

教育長の口から、釜石の奇跡の話はありませんでしたけれども、きょうどなたか初心忘るべからずというお話ありましたけれども、本当に釜石の奇跡に学ぶ防災教育の重要性というのは、これは忘れてはならないだろうというふうに思います。

同じ3・11の3月のときに、石巻では広報の中でこの防災特集を出したわけですが、たくさんの子供たちが亡くなっているわけです。

同じ防災教育を学んできた約3,000人の釜石の子供たちは、学校を休んでいる子、また早退した子を除いては、全員助かったという、これだけの違いがありますので、この釜石に学ぶ防災教育の重要性というのは、我が当町にもこれから取り入れて、今教育長が言った地域を巻き込むというのも、一つにあらうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

出前講座の進捗状況についてでございますけれども、町には有能で意欲的な職員が多くいると思っております。

さらにさらに逸材を掘り起こし、逸材に成長していただきたいと心からご期待を申し上げます。

町民会館の椅子型階段昇降機ですが、大災害のときには町民会館にたくさんの方が集まるというように思います。

ここは、何としても研究をしていただいて、積極的な取り組み、研究をいま一度お願いしておきたいというふうに思います。

あと、福祉避難所ですが、町長のほうからご答弁いただきましたが、今後高齢者や障害のある方以外に、妊産婦や乳幼児向けの福祉避難所もお考えになっていただきたいと思いますというふうに思いますが、一言でお返事いただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 福祉避難所につきましては、議員おっしゃるとおり高齢者でありますとか、妊産婦等そういう方が予想されるわけでございますので、今後改定されます横芝光町地域防災計画の中で、そういうものも取り入れた中で計画していきたいと考えています。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） あと、27年までの学校耐震化、計画的にやってきたと思っておりますけれども、非常に自公政権になって加速的に取り組んでおります。もう国の平均は90%を超えていると思っておりますが、ぜひ今回も学校施設環境改善交付金とか、公立学校施設整備費負担金、あらゆる形でそういった継続の補助金事業が出ていますので、ぜひ前倒しをしてでも、こういった大型拠点になる施設でもありますので、このところも研究して積極的に計画どおりでなく、何事も国の予算を勝ち取れるのであるならば、前倒しをしてどんどん積極的にやっていただきたいと思いますというふうに思います。

これは、要望しておきます。

また、ハグの体験を町のほうでやっていただいたわけですが、時間がありませんので要望

だけしておきますけれども、ぜひこれ出前講座のメニューにご検討をいただければというふうに思います。

ハグの材料自体は、1万円もしないものでありますので、ただとても人数がいるところでは有効な体験事業になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間がないのではしよって申しわけありません。

がん対策の件でありますけれども、教育長にぜひこれもお願いしたいと思っております。

答弁は結構です。通告がないものですから。病気になって治療するよりも予防接種や検診でがんを予防するほうがはるかに安心して費用もかかりません。

しかし、重要性を認識していない人が多く、大人になっても正しい知識を得られるように、子供のうちからカリキュラムにがんや検診、予防接種などを盛り込んだ健康教育にも取り組んでいただけるように、ぜひ子供から大人への会話が有効になろうかと思っておりますので、ぜひこの辺も研究していただければというふうに思います。

千葉県は、県がん対策推進条例を3月施行ということで、受診率50%以上を目標にしているというふうに伺っていたと思っております。当町でも胃がんの受診率が11.1%ということであります。

私が実は通告出した後に、「ピロリ菌除菌薬に保険適用」という画期的な発表があったわけなんです。ピロリ菌の検査の導入もぜひお考えいただきたいというふうに、1週間薬を飲めば殺せる薬があるということでありますので、これも血液検査でできるということ、健康診断のときに、一緒に前立腺がん検診も血液PSAでした。血液検査で前立腺がんをやっていると思っておりますので、この辺も研究していただければというふうに思います。

大体90%以上は、ピロリ菌が原因だというふうに胃がんの原因は聞いておりますので、よろしく申し上げます。

ここのところ、もし選べる検診ということで、課長のほうからご見解があれば伺いたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（伊藤定幸君） ただいまの質問でございますが、選べる検診ということでお話があったわけですが、いずれにいたしましても厚労省で推奨しているのは、先ほど答弁でも申し上げましたように、バリウムによる検査が一番だということで推奨しております。

それと近隣では、東金市では先ほどありましたピロリ菌とバリウムと併用で検査をしているところがあるんですが、いずれにしろ近隣の状況を見ますと、当町が一番受診率が高いと

いう状況でございますので、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 濟いません、前後いたしました。子宮がん、乳がん検診の同時受診は、非常に厳しいという答弁だったというふうに思いますけれども、それであるならば、ぜひ土日の開催を拡充していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（伊藤定幸君） 貴重なご意見ありがとうございます。

ちなみに、乳がんにつきましては、現在も日曜日は実施しております。

それと、子宮がんにつきましては、25年から日曜日に実施する予定でございます。

ただ、同時実施につきましては、もうちょっと研究をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

町長にぜひご意見を伺いたいと思っております。

医療費削減のためにも、また東陽病院の活性化発展のためにも画期的なピロリ菌除菌薬に保険適用が認められたということでもありますので、ピロリ菌外来の設置が有効ではないかと思ったわけなんです、突然で申しわけありませんが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 少し勉強させていただいて、有効であればぜひやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） とにかく東陽病院が大事、東陽病院が心配、東陽病院のためにみんな何か力を合わせて考えたい。そういう思いでいっぱいでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ぜひこの辺も、まだ県内、全国、ピロリ菌外来というのは聞いたことないものですから、ぜひ研究して取り組んでいただきたいと思っております。簡単に検診ができるかと思っております。

やろうというふうに考えている自治体はあるようでございますので、ぜひ研究をしていただきたいと思っております。

口腔がん検診でございますけれども、ぜひ現在取り組んでいる住民検診時の歯科相談のとき、有効にぜひ活用していただけないかどうかも一度。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（伊藤定幸君） 確かに、お話のとおり、口腔がん検診については、非常に発見しづらいという部分があるようでございます。

ただ、うちのほうといたしましても、先ほど申し上げましたように成人病、成人歯科検診の中で受診しておりますが、お話しに伺いますと、口腔がん検診を行うには特別な研修を受けないと、歯科医師が検診できないという状況だそうであります。

したがいまして、今後町内の歯科医師と協議をしながら、実施できるものであれば検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ前向きに、またそういう分野にたけている先生もいるのではないかとこのように思いますので、また研究していただきたいというふうに思います。

それともう1点、がんに関する質問や相談の実情と、どのように応じておられるか伺いたいと思います。

また、どこに問い合わせをすればよいのかわからないという方のために、その窓口をぜひ周知していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（伊藤定幸君） がんの相談窓口でございますが、いずれにいたしましても、私ども健康管理課窓口になっておりますので、ご相談がありましたら当健康管理課のほうにお電話をいただきたいと思います。優秀な保健師がぞろっとそろっておりますので、ぜひうちのほうに相談をしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 最後になりますけれども、3月1日から8日は町長、何の週間かご存じですか。

いつもこのような形で終わって申しわけありませんが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 勉強不足で申しわけありません。

○9番（川島富士子君） 町内の女性を代表して、あえてお伝えしたいと思います。

3月1日から8日は、女性の健康週間であります。町内の男性の健康は何より大事ですけれども、女性の健康が社会の元気につながると思います。

また、女性の健康は明るい家庭を築くために欠かせません。

女性のライフサイクルは、女性ホルモンの数値によって4つの時期、思春期8歳から18歳、成熟期18歳から45歳、更年期45歳から50代後半、老年期60歳以上。このように4つに分かれ、それぞれに出やすい特有の病気がございます。

そこで、軽視したり遠慮せずに自身の健康に関心を持ち、検診を初め、生活習慣の改善に女性が大いに取り組んでいけるよう、町長初め、町内の男性の皆さんの最大の理解とご協力を切にお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月6日から3月14日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月14日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月15日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時43分）

3 月 定 例 会

(第 3 号)

平成 2 5 年 3 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 5 年 3 月 1 5 日 (金 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 2 7 号について
(提 案 理 由 説 明)
- 日程第 3 議案第 1 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日程第 4 議案第 2 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 重 度 心 身 障 害 者 (児) の 医 療 費 助 成 に 関 す る 条 例 及 び 横 芝 光 町 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日程第 5 議案第 3 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス の 事 業 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日程第 6 議案第 4 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス の 事 業 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日程第 7 議案第 5 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 本 部 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日程第 8 議案第 6 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日程第 9 議案第 7 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 営 住 宅 等 の 整 備 基 準 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日程第 1 0 議案第 8 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 が 管 理 す る 町 道 の 構 造 の 技 術 的 基 準 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日程第 1 1 議案第 9 号の質疑、討論、採決
横 芝 光 町 が 管 理 す る 町 道 に 設 け る 案 内 標 識 等 の 寸 法 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て

- 日程第 1 2 議案第 1 0 号の質疑、討論、採決
町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号の質疑、討論、採決
指定管理者の指定について（横芝光町老人憩の家）
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号の質疑、討論、採決
指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号の質疑、討論、採決
平成 2 4 年度横芝光町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号の質疑、討論、採決
平成 2 4 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号の質疑、討論、採決
平成 2 4 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号の質疑、討論、採決
平成 2 4 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号の質疑、討論、採決
平成 2 4 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号の質疑、討論、採決
平成 2 4 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号の質疑、討論、採決
平成 2 4 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号の質疑、討論、採決
平成 2 5 年度横芝光町一般会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号の質疑、討論、採決
平成 2 5 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号の質疑、討論、採決
平成 2 5 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号の質疑、討論、採決
平成 2 5 年度横芝光町介護保険特別会計について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号の質疑、討論、採決
平成 2 5 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について

- 日程第 27 議案第 25 号の質疑、討論、採決
平成 25 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 26 号の質疑、討論、採決
平成 25 年度横芝光町病院事業会計予算について
- 日程第 29 議案第 27 号の質疑、討論、採決
横芝光町副町長の選任について
- 日程第 30 横芝光町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 31 特別委員会設置の件

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 31 までに同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 越川輝男議員の議員辞職勧告決議について

出席議員（18名）

1 番	鈴木和彦君	2 番	齋藤順一君
3 番	浅野孝男君	4 番	杉森幹男君
5 番	森川忠君	6 番	五木田平和君
7 番	川島仁君	8 番	若梅喜作君
9 番	川島富士子君	10 番	鈴木克征君
11 番	野村和好君	12 番	山崎貞一君
13 番	伊藤罔樹君	14 番	川島透君
15 番	鈴木唯夫君	16 番	八角健一君
17 番	川島勝美君	18 番	越川輝男君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	総務課長	田鍋悦央君
企画財政課長	市原成一君	環境防災課長	土屋文雄君
税務課主幹	柴喜久男君	住民課長	若梅操君

産業振興課長	伊橋秀和君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	實川裕宣君	健康管理課長	伊藤定幸君
食肉センター長	加瀬盛久君	東陽病院事務長	大木良夫君
会計管理者	鈴木健夫君	教育長	齋藤明君
教育課長	高蝶政道君	社会文化課長	早川典男君

職務のため出席した者の職氏名

局長	川島重男	書記	椎名圭子
----	------	----	------

◎開議の宣告

- 議長（鈴木克征君） おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎諸般の報告

- 議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。
日程第1、諸般の報告を行います。
最初に議長の出席要求に対する出席者について変更がございました。変更後の出席者は、お手元に配布の印刷物によりご了承願います。
次に、本日町長より追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。
-

◎議案第27号の上程、説明

- 議長（鈴木克征君） 日程第2、議案第27号について、町長より提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

- 町長（佐藤晴彦君） おはようございます。
議員各位には休会中も各委員会において、新年度予算にかかわるご審議をいただき、誠にありがとうございます。

本日追加議案を提出させていただきましたので、提案理由をご説明申し上げます。

議案第27号 横芝光町副町長の選任についてでございますが、本案は横芝光町副町長として、久本修氏を選任をしたいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めべく提案をしたものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては総務課長から説明を加えますので、慎重審議の上ご同意いただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

- 議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。
総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） おはようございます。

それでは、議案第27号の補足説明をさせていただきます。

資料は、この黄緑色の表紙のものになりますので、こちらをごらんいただきたいと思いません。

議案第27号 横芝光町副町長の選任についてでございます。

本案は横芝光町副町長に、現在は千葉県職員であります久本修氏を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため提案をさせていただいたものでございます。

久本修氏は、千葉市緑区あすみが丘9丁目24番14に在住。昭和42年12月21日生まれの45歳で、千葉大学法経学部経済学科を卒業後、平成2年に千葉県庁に奉職。公営競技事務所から始まり、土木部管理課、企画部企画課、商工労働部経済政策課、総務部消防地震防災課、総務部市町村課等を歴任され、現在は、総務部行政改革推進課で契約資産改革班長を勤めておられる方です。

行政経験、知識は極めて豊富である上に、人格見識ともすぐれており、副町長として適任の方でございますので、ご承認をくださいますよう、お願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第3、議案第1号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第2号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例及び横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第3号 横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第4号 横芝光町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第5号 横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第6号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第7号 横芝光町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声かありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第8号 横芝光町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声かありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第9号 横芝光町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第10号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第11号 指定管理者の指定について（横芝光町老人憩の家）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第12号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第13号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 質問に先立ち、この国の補正予算をどのように当局は評価し、活用されたのか。非常に短期間の間の事業の申告というか、あれだと思うんですけども、補正予算のこの活用に当たっての課題を勉強の意味で教えていただきたいと思いますし、そのための対策をどのように講じてきたのか。まず、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 国の大型補正に関するご質問ですが、これにありましては、町に直接関係のあるものは地域の元気臨時交付金という制度がございまして、国の大型補正で追加で採択をされる国庫補助事業など、それらをもとにして、地方負担分の7割から9割を後年度、いわゆる25年度に臨時交付金として交付をされます。その交付率は7割から9割というのは財政力指数によって変動がしますので、まず、横芝光町は、80%程度いただけるだろうという制度でございました。

よって、やらなければならない事業をこの3月補正で計上をし、実施ができることになり、かつ25年度では臨時交付金を受けられるということで、これについては計画が4月以降の計画になりますけれども、その事業を充当し、地方単独の事業も展開できるということで、非常に有利な事業展開が行えるということで評価をさせていただき、3月補正に舗装修繕並びに町体育館の耐震補強を中心とした改修事業を入れさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

それでは、補正予算書のまず、16ページ。

済いません。全協の際とまた予算委員会の際に聞き漏れしている部分もあろうかと思いま

すが、その辺はご了承いただきたいと思います。

1番下の延滞金でございますけれども、157万円。この件数、徴収分ですか。

そして27ページの栗山地先のパイプラインの取り下げのこの理由をお聞かせ願いたいと思います。

そして31ページの舗装修繕事業。これ国の補助事業、新規事業というふうに向ったと思いますけれども、この中身を教えてくださいたいと思います。

そして32ページの1番上の住宅管理費。町営住宅事務費マイナス88万円。この中身を教えてくださいたい。まず、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 税務課主幹。

○税務課主幹（柴喜久男君） 延滞金の件数でございますけれども、ちょっと今資料ございませんので、後ほどお調べしてお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） この栗山のパイプラインにつきましては、当初申し込みいただいたわけですが、地元のほうから今年度全員がまとまらず、それから土地改良区の補助的なものが今回受けられませんでしたので、これを取り下げということで今回補正の減額をするものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、川島議員のほうから舗装修繕事業と町営住宅の事務費についてご質問いただいております。

まず、舗装修繕事業でございますけれども、13節のほうの食糧業務委託料945万円でございますけれども、これにつきましては国のほうの補正予算で、道路ストックの総点検の1つとしまして、補助の対象となりました舗装の路面性状調査のものでございます。舗装のひび割れ状況を調査するものでございます。

次に工事請負費の分でございますけれども、これもやはり国の補正予算に対応したものでございまして、町内4路線を予定しております。

横芝地区では町道I-4号線、これは栗山新田地先になります。元の旧県道になるわけですが、約800メートルを予定しております。もう1カ所は、町道I-7号線。これは曾根合地先でございます約300メートルを予定しております。

光地区のほうでは、G004号線。これは光中学校の先の桜前踏切を手前を匝瑳市方面に向かいまして、線路沿いに並行して走る道路でございます。約500メートルを予定しております。もう1カ所でございますけれども、町道I-18号線。宝米地先でございます。これは新井方面のほうにいくところでございますけれども、約400メートルを予定しております。合計で約2,000メートルを実施する予定でございます。

それとあと町営住宅のほうの事務費委託料の減額のことでございますけれども、これは町営住宅のほうの長寿命化等の策定の委託料でございますけれども、これは入札執行によりまして、その落札残により減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 濟いません。最後に一般質問の中でも質問したわけですが、通学路の国のこの補正予算の中に安全な通行や暮らしやすい生活環境づくりということで、横芝光町が計画策定主体に入っておろうかと思っておりますけれども、この通学路に関してのお手を挙げた部分があったかどうか、そしてまたこれを公表される予定があられるかどうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） まず、交通安全対策でございますけれども、特に昨年8月に通学路のほうの点検を行ったわけでございますけれども、ほとんど小規模な関係でございます。金額的にはそんなに大きなものでございませんでした。既に大半を実施しておりますところでございます。

それとあと点検のほうの公表でございますけれども、大変さっきの一般質問のとき私のほうから答えるべきもので申しわけございませんでしたけれども、既に教育課を通じまして、各学校のほうに公表をするように通知したところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 濟いません。何点かお願いいたします。

補正予算書の13ページ。

中段ですが、児童クラブ利用者負担金。これはたしか横芝小学校の児童クラブのかと思っておりますけれども、80万円。これ人数とかその辺の数字をお願いしたいと思います。

それと、16ページの真ん中より下の教育振興基金繰入金。この減額補正105万円、内容を

お願いします。

それから、19ページ。

これも3点ほどの減額の理由ですが、町ホームページ運用事業の委託料。さらには公会計支援業務委託料。最後に地域公共交通体系計画策定事業委託料のそれぞれの減額の理由。

29ページ中段の商工振興費。これは年々、毎年減っております。中小企業振興資金利子補給事業。これも設定設営の仕方に問題があるんじゃないかという声もありますが、年々減っていることに対する執行部のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 13ページの児童クラブの利用者の負担金ということで、これで80万円ほどの増額をさせていただきます。これにつきましては、24年度に横芝小学校児童クラブの定員を50名から60名に10名ふやしております。この関係で利用者の負担金が増額になっております。

それから、16ページの教育振興基金の繰入金105万円の減額でございます。これにつきましては、高校生、大学生の奨学資金の貸付事業の事業費に充てるものでございます。24年度の当初におきまして、新規分として高校生を2名、それから大学生を5名ということで予算計上したところでございますが、24年度の実績等といたしまして、高校生は貸し付けが希望者がありませんでした。それと大学生が3名ということでございましたので、執行残を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、町のホームページ運用事業の減額の理由ということでございますが、こちらにつきましては、当初652万円の予算を588万円ということで64万円ほど減額させていただいたわけですが、まず、大きな理由の1つとしては、ホームページのリニューアル後コンテンツマネジメントシステムというものを導入するわけですが、それによりまして各課から、各課の担当、ホームページの更新をできるような仕組みに改めるということで、この操作研修を予定しておったんですが、これを当初の今年度中という中で予算は計上してありましたが、新年度に改めて研修を行う部分。

それから、そのほか各種のデザインですとかページの更新変更、そういったものにつきまして、それぞれの単価が当初見込んだよりも低く抑えられたということでの減額でございます。

す。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） それでは、ご質問の19ページになりますが、公会計支援事業委託料この19ページ真ん中辺になります。地域公共交通体制計画策定業務委託料、これにつきましてはいずれも契約実績に基づきます減額補正でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 中小企業の利子補給の関係でございますけれども、借り入れの残高を一括償還した会社等もございました。そのほかに平成24年度、件数をいろいろと見込んだわけでありましてけれども、見込みは20件を予定したところ10件とか、そういうふうに少なくなっております。ただこの利子補給につきましては、平成17年、18年ころは通常ベースで5件、6件でありましたけれども、19年、20年には一気に40数件ということで、そういうものがだんだん償還が始まって返しておりますので、そういった意味から今はだんだん減額となっているものでございます。

また設定等につきましても、これは皆さんで中小企業の資金でございますので、中にはこの景気も若干上向いているところもございますので、取りやめるようなところもございますので、今後これらをもっと注視しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 再質問ですが、教育課のほうで奨学金が減っているというその理由について、周知の方法を多分知っていて利用されない方も当然いらっしゃると思いますが、知らないでということもあろうかと思っておりますので、その周知の方法も教育課のほうでもより広く、大事な子供たちの教育等考えますので、お願いしたいと思っております。

それと今産業課長からお尋ねにありましたけれども、現在最高額は幾らなんですか。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 濟いませんが、最高額のほうちょっと今持っておりませんので、後ほどまたお知らせをさせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 多分当時から見ると、私の勘違いかもしれませんが、多分1,000万円ぐらいがくと減らしているんですね。やはり使いづらさということも視野に入れてご検討いただきたいと思います。

当然その融資に関しては、有利なものとか使いやすいものということを経営を受ける者は基本に考えますので、ぜひぜひ町の中小企業の振興ということであれば、利用しやすいということも考えてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） お尋ねいたします。

資料1の27ページ。

航空機騒音測定事業も大分ふえてますけれども、その中に具体的になぜこういう形で……。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ごめんなさい。失礼しました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第14号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第15号 平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第16号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第17号 平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第20、議案第18号 平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第21、議案第19号 平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時です。

(午前10時46分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第22、議案第20号 平成25年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 先ほどはちょっと失礼申し上げました。変更させていただきます。

資料1の27ページですか、出していただいて、航空機騒音測定事業で大分ふえてますけれども、その中のちょっと内訳と谷間地区のそういう測定とかそういう形の見直しとかもやはり含まれてるんでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まず騒音測定事業でございますが、測定地区につきましてはちょっと細かな資料を持ってきておりませんが、一応光地区のほうへ3カ所測定箇所をふやす考えでおります。それと、中台の測定局なんですけれども、その表示板を直すという工事費が加わった結果で増額ということでございますので、よろしく申し上げます。

測定ポイントにつきましては後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 何点かお尋ねをいたします。

29ページ。この資料の1です。

29ページの敬老事業。今回前年度と比較しまして、大分予算額が減っておると、そういうような状況でございまして、どのように、これは祝い品の関係だろうと思っておりますけれども、どのように変更されるのか、その辺をお尋ねをいたします。

それから、34ページの養育医療費。これは未熟児の養育に関することだろうと思っております。今年度から県のほうからこの事業は町のほうで実施をすると、そういうようなことで304万6,000円の増額でございます。この事業費、県のほうからの事業移転であるので、県のほうからの県の交付金があるんだろうと、私そのように考えてはおるんですが、ちょっとその辺わかりませんので、説明のほうをお願いをしたいと思います。

それから、38ページの農業集落排水事業の繰出金、基準外繰り出しということで998万9,000円、これは23年度にはこのような表記はなかったんですが、24年25年からこのような説明書きになっております。特定な性質の金額なのか。この基準外繰り出しということの説明をお願いをしたいと思います。

それから、41ページの直営舗装事業350万円の減額。これは財政上の土俵で配分ができなかったものなのか。地区要望が少なかったのか。意外と直営事業は生活に密着した生活に近い道路改良等も含まれておりますので、その辺の減額の理由をお尋ねをいたします。

それと46ページの給食センターの25年度から調理業務の全面委託ということでありますけれども、この全面委託することによって、どの程度のメリットが生ずるのか、その辺の説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、資料1の29ページ、中段でございます。

敬老事業につきまして、議員からのご指摘の減額247万6,000円ということで計上させていただいております。

その理由でございますが、さきの全員協議会でも若干触れさせていただきましたが、毎年9月に実施しておりました敬老会、この事業につきましては出席者の減少、それから会場までの交通安全の確保。それから監査委員からの費用対効果に対する指摘等、総合的に判断いたしまして、今年度から各年で実施したいということで、平成25年度につきましては予算を一応計上していないということで減額となっております。

よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（伊藤定幸君） それでは、議員からのご質問の34ページの養育医療費給付事業についてご説明を申し上げます。

議員おっしゃられたとおり、本年度からこの事業が県から町に移譲される事業であります。この養育医療につきましては、いわゆる出産時の低体重児、2,500グラム以下の子供を低体重児というんだそうですが、その中でも特に小さな、出生時の体重が2,000グラム以下のお子さんを対象として養育医療費が給付されるという事業でございます。何人いるかというのは25年度の事業でございますので、おおむね10名程度を見込んでいるということであります。

それと国県、当然県から移譲される事務でございますので、国県そして子ども医療費の振

りかえということで、歳入がございます。この300万円何がしのものに対しまして、国から152万2,000円。県から76万1,000円というような補助金が出る事業となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） この表記については今議員おっしゃったように前から言っているんですが、我々のほうは一般会計から繰り出しの分の中の、それから基準外というのは、これはいろいろと空港の絡み、そういういろんなものが入っておりますので、それで基準外という名前で998万9,000円、これを入れたものであります。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、直営舗装事業についてご説明をいたします。

直営舗装につきましては、機械や資材を町が提供いたしまして、地元の勤労奉仕によって実施しているものでございます。

主に田畑等の道路が中心となっておりますので、生活道路につきましてはおおむね舗装のほうは完了しているところでございますけれども、ある程度利用が偏っているということで、そういう地元のほうにも協力いただいているわけでございます。

昨年度と比較しますと、350万円ほど減額してございますけれども、これまでも要望のあった地区を実施しようとしたら、いわゆる区長さん同士のほうの引き継ぎがなされていなくて、中止になったケースが間々ございました。

また要望の地区も大分偏っているということで、そういうのもございまして、予算要求の際に枠配分ということで非常に道路維持事業のほうに要望がいろいろと多うございますので、そちらのほうに350万円ほど振り向けたということでございます。

なお、平成25年度には6地区6路線を予定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） それでは、議員ご質問の給食調理業務の民間への委託の関係でございますけれども、この調理業務につきましては現在民間委託、半々ということでやっておりますが、25年度から全面委託ということでございます。

それで、現在職員が調理業務を行っている職員が7名、それから委託の調理員が9名、合わせて16名体制で調理業務に当たっております。それで、今まで退職者の不補充ということ

で欠員が生じた場合には民間の委託調理員をふやす形で、総人数は16名体制ということでやっております。

それで、現在の調理員が仮に定年を迎えるまで、要は全て全面委託できるようになるには全ての調理員が退職するまでということ、23年度ベースでちょっと古いんですが、試算したものがございます。

そうしますと、平成39年度において全ての調理員が定年退職を迎えるというようなことになります。ここまでの試算をいたしますと、そういった形で全ての調理員が退職するまでやった場合の人件費経費等、それから全て民間に委託した場合の経費を比較いたしますと、平成39年までということで大分先になります、トータルでいうと約6,900万円ほどの減額が見込めるところでございます。

ただし、4月から民間委託、全面委託にするわけでございますけれども、職員自体は配置がえということですので、その時点でいきなり大きな経費の削減というのは実際には見込めないということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 2点ほど質問させていただきます。

1点目は、委員会の質疑のときは出たと思うんですが、日吉小学校、南条小学校、大総小学校も含めてですが、以前より統合問題等々取り沙汰されている中で、今回研究といいますか、設計業務までで2,400万円。日吉小学校、南条小学校とも計上されている。当然工事にかかれば数億円ということになるかと思うんですけれども、実際にこの委員会の質疑でも結論は出ていなかったように思うんですか、統合はなしという見解の中でこの両方、数億円を予算的にやっていくという考え方なのか、そのときに住民の意向については、実際に統合じゃないよと、それぞれこれから先もやっていくんだという住民の強い思いもあってそういう形でやっていくのか。

その辺のところをきちんとやっていかないと数億円のことなんで、経過をただしてどういうふうに行政としては理解をしているのかということと、ですから合併問題と建築の費用対効果といいますか、そういったことを踏まえて、今後どういうふうな形を考えているのか。

もう1つは、社会文化課なんです、文化財保護事業ということで120数万円の予算計上になっていますが、実際これは具体的にどういう形で文化財保護になっているのかお聞きしたい。

その中に1つは先週の土曜日にも言われたんですが、坂田城、横芝光町の文化財というふうにできると思うんですが、それは千葉県でも最も大きなお城だというふうに、何か専門家みたいな人が言っていて、この文化財の坂田城をもうちょっときちんと保護したほうがいい、宣伝したほうがいいんじゃないのという意見があったもんですから、そのこととあわせて、文化財保護事業というのはどういった形でやられているのかということをお尋ねをしたいと思います。2点です。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 日吉小と南条小の屋内運動場の整備関係でございますけれども、現在の児童数なんですが、全体的には減少傾向にあります。平成30年度までの児童数を予測しますと、大幅な減少は起きないだろうという見込みでございます。

あと複式学級といたしまして、2つの学年で16人以下の場合には複式学級ということになりますけれども、それについては現在町のほうで補助教諭等を雇って解消しておりますが、現在、日吉小学校で1つの複式学級が発生しております。

それで、平成25年度におきましては複式学級が日吉小学校で2つまで。で26、27、28はまた複式学級が日吉小学校で1つになる見込みでございます。そのほかのいわゆる小規模校の中では、大総小学校が平成28年度から30年度まで複式学級が1つになるというような見込みでございます。それで南条小学校につきましては複式学級は生じない見込みであります。

それで、今現在は複式学級が1つの学校に3つとか大きくなってしまえば、統廃合ということも考えていかなければならないと思うんですが、現在は統廃合については考えておりません。

それと施設整備につきましては地域の災害時の避難場所というような役割も担っておりますので、整備については進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、文化財保護でございますけれども、まず、この文化財保護事業の129万円でございますが、説明欄にもございますとおり、町指定の無形民俗文化財保存会補助金、こちらが4つの神楽保存会。そして、鬼来迎の保存会に合計39万5,000円。そしてその下でございますが、指定文化財保存整備事業補助金としまして、これは鬼来迎の衣装、お面等の保存庫の修繕。

それから屋形四社神社の神殿の塗裝修繕。そういった形で59万5,000円。両方足しますと99万円になるわけですがけれども、129万円の予算に対してほとんどこういった形で団体、あるいはそういった文化財の指定といった形にしてございます。

それから坂田城址でございますけれども、昨年質問にお答えしましたが、町としましては、町指定の史跡指定という形で今後も進んでいきたいといったように考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 南条、日吉各小学校の体育館につきましては、まず第1に耐震基準にもう既に合っていない。そういうような喫緊の課題がまずございます。

そうした中で今の教育課長のほうからもお話がありましたが、地域のコミュニティの災害の際の安全な避難場所としての、特に南条、日吉地区においては公民館とか青年館の施設整備がやはり老朽化している部分も兼ね備えてあります。

加えて、今回この合併特例債事業、極めて有利なお金を使える、利用できる。また、文科省の耐震の基準にも合っていないための交付金ももらえるという中で、有利な財政運営の中でこれが構築できるという部分があって、今を外してこれをつくるチャンスもなくなってしまうのではないかとこの部分も含めまして、今後の各地域、南条地区、日吉地区の総合的な小口の場所としても構築していくのに必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） そういうことでしたら、ぜひ積極的な南条、日吉の子供たちがふえるように1つ活用していただければなというふうに思います。

それから社会文化課のほうなんです、これ要望になっちゃいますけれども、いろんな意味で横芝光町の場合に、まだまだこの文化財とかいろんなものある宣伝がいまいち下手というか苦手というか、そういった部分もあると思いますので、ぜひ積極的に横芝光町のこういうすばらしい文化財があるんだということも宣伝する意味も含めて、できれば予算を、補正でもとっていただいて積極的にやっていただけたらというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 何点かお伺いします。

100ページです。

産業振興課関係で産業まつりの固定事業がありますけれども、金額はともかく、ことし町の体育館が耐震工事をするというような格好の中で産業まつりが11月に例年行われているんですけども、その辺のところのことしの対応について、もしあれば伺いたい。

それから101ページの農業振興会活動補助事業、380万円。これ例年ずっと据え置きなんですけれども、今農業振興会10幾つの、その部会がありまして、それぞれ皆さん一生懸命町の農業発展のために頑張っているわけなんです。

特にその中でも最近女性部会というのができまして、この間、その中の〇〇さんという女性のネギづくりのお嫁さんなんですけれども、意見発表の会がありまして、全国大会、要するに関東甲信越で優勝しまして、全国大会でそれを発表する場がありました。そういうふうにして、今、若いこれからの後継者がどんどん、やはりそういう部活の活動を通して一生懸命頑張っているわけなんです。

そしてもう1つは青年部会というのがありまして、いわゆる若い人です。その中の農婚という活動を今、町の青年部が中心となって〇〇君という人と一緒にやっているんですけども、今まで6組の成果があります。

これは女の人が農家に嫁ぎたい、農業をやりたいという、そういう人とお嫁さんが欲しいという人が同じ数、5人でも6人もという格好で今までやってきて。1年、2年先にうまくいっている数が今6組あるということでもあります。しかしながら、その費用がかなりかかりまして、今青年部の少ない浄財の中でそれに充てながらやっている。よくいえばもう少しそれに対する助成が欲しいというのを私も聞いておりますし、予算は今回はあれなんですけれども、早急に補正でも何でも組んでそれをお願いしたいと。そういう面の産業振興課長の政策的な答弁を1つ伺いたいと思います。

それから、都市建設課の中で120ページ。一般質問の中で川島富士子議員が学校の交通安全の一般質問をされましたけれども、この予算書の中で聞くには都市建設課の中の120ページの交通安全対策事業、これについて176万円はどういうふうに計画しているのかをお聞きします。それに関連しましては、教育課長にもその学校の交通安全対策についての見解をお伺いしたいと思います。

もう1点、173ページ。

先ほど若梅議員から学校給食の委託の話がありまして、私も聞こうと思ったんですけども、ダブリますので、省きます。しかしながら、子供たちに安全安心の給食を供給するという立場で、結構私の知っている範囲内で給食に対するトラブルというのが聞いております。

その辺のところのトラブルがどのくらいあるのか。

例えば、昨年12月ですか、東京でやはりそういうアレルギーの子供に食べさせて不幸な事故が起きたということも含めまして、当町ではそういうトラブルがどのくらいあったのか。そしてその委託を全面委託という中で、それが、管理が徹底されるのかどうか。

特に私の知っているところでは昨年の9月に東陽小学校でハエの幼虫ですか。それが4年生の給食の中に入っていたと。それと上塚小学校で献立にない、そういうものがそのときに出されたという。あとまた最近、髪の毛が入っていたとか、そういうような話も聞きます。その辺のところの全面に委託されたときの管理は果たして徹底できるのかどうか。そういうことをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、川島議員からのご質問のまず産業まつりの関係でございますが、体育館の改修に当たっては、いろいろ補正等の関係から出てきたものでございますので、体育館の内部は当面は使えないこと。それから外部にもいろいろと足場等も組みますので、かなり駐車場の面積が減るのではなかろうかと思っております。

これらに対して、今後また5月に産業まつり実行委員会を開催する予定であります。今の中での考えでは一部、前の駐車場のほうも利用しながら調整をしたいなというふうには考えております。去年も1万9,500人が参加してくれた産業まつりでございますので、なるべく多くの出店等も考えておりますから、今後早急にその辺を詰めていきながら、安心とまた安全性、交通にも気をつけた中でいろいろと対応していきたいというふうに考えておりますので、1つよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、振興会の関係でございますが、補助金につきましては前年度と同額でございます。これにつきましては厳しい予算の財政状況の中でありまますので、急遽これに本当大きくはできないかと思ひますが、その中でも振興会の役目というのは、これはもう大きく町の農業の発展のためにはなくてはならない大きな団体の組織だと思ひています。

特にその中でも先ほど言われましたように、青年部が主体となつたりします農婚についてはもう実績があるわけでありまますが、まだまだこれでは不十分だと私は思ひております。食育推進の中の地産地消という部門の中から皆さんに、農家の方々に野菜等持たせていただいて、それで農婚をするということに一応支援もそちらからしておりますけれども、これは不十分だと思ひています。

それから、女性につきましては毎回いろんな方々がいらつしやるわけでありまますが、男性

については同じ方も何名もいらっしゃいますので、その辺ももう一度いろいろ検討させていただいた中で、大きく東京に迎えに行けるような体制づくりもした中で、当町を訪れていただけるようもっと協議、我々もしていきたいというふうに思っていますので、これにつきましては今の産業まつりと同等に早急にいろいろ考えながら、平成25年度はよりよいまたそういう農婚の事業をしたいというふうに思っていますので、川島議員にもひとつよろしくご協議をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 交通安全対策事業についてでございますけれども、この工事費のほうの内訳でございますけれども、管内の町道の区画線、ガードレール等の設置工事、また標識等の修繕工事の費用でございます。

なお、この中には昨年の8月に通学路の点検の関係でまた残っております区画線、また路面標示等のそういう工事のほうも含んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 交通安全対策につきましては学校側の要望など伺った中で、また都市建設課と協議をしながら対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、給食関係でございますけれども、いわゆるトラブルということで議員からご質問ございました。

本年度、議員おっしゃるように、髪の毛ですとかハエの幼虫とか、そういったものが混入したケースがございました。それから、アレルギーをお持ちのお子さんがあるわけでございますけれども、その中で一部献立表にその食材の入っているという、そういった保護者への連絡が結果として伝わらなかった点が1点ございます。

これにつきましては台風の影響で給食が中止になりまして、その食材を有効活用ということで既存のメニューの中に1品を加えたものでございます。そのお子さんにつきましてはそのメニューの中でアレルギーになる物質がある、食材がある場合にはマーカーをして保護者に渡し、あとはお子様の体調とか、そのお子様の判断で食べる食べないを決めているケースでございました。そのほかには、アレルギーがある場合にはその食材を除いて、かわりの代替品を提供する。あるいは牛乳のみの提供というアレルギーのお子さんがございます。いずれにしても、そういった中で間違いのないようなふうに取り組んでいきたいと思っております。

それから、業者の全面委託になるわけでございますけれども、それにつきましては異物の混入ということで気をつけてはいるんですが、どうしても結果として出てきてしまっておりますので、そういう面では業者のほうにも万全を期すような態勢で臨んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 農業振興会のほうはよろしくをお願いします。

あとは交通安全対策関係なんですけれども、この道路の、光中前の道路は大変すばらしくなって、かなり交通量が激しくなって、それまで学校の先生方が朝と帰りに安全指導しているんですけれども、やはりその辺のところで、学校の要望としてはあそこに押しボタンでもいいから信号機が欲しいなど、そういうような要望も聞いております。

子供たちが事故に遭ってからじゃ遅いんで、その辺のところを担当課と協議しながら、やはり先生はそういう子供の教育に専念できるような環境づくりをよろしくお願ひしたいと。そういうことであります。

給食のほうなんですけれども、やはり学校側とやはりその業務委託された方の連絡を密にとりながらきっちりと、ミスのないようにしっかりとお願いしたい。以上であります。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 資料1の40ページなんですけど、道路改良事業の計画道と一般道についてお伺いしたいんですけれども、当町の道路改良事業に対して都市計画の道路としての線引きの中の改良事業とそうでない道路改良事業の違いについて教えてほしいんですが。これ何かというと、これに対する埋設するライフラインについてどうなっているのか。そこをちょっとお聞かせ願ひたいんですけれども。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） まず、都市計画道路と普通のほうの町道との違いでございますけれども、整備に当たってということだと思っておりますけれども、特に都市計画道路と一般町道のほうの整備については、特に当町においては特に変わったというか、そういうのは普通の一般の整備で行っています。

都市計画道路にしますと、いわゆる街路事業ということでまた別のほうのメニューになってくるわけなんですけれども、これについては、やはりそちらのほうの認可というのは必要になってくるわけでございますけれども、ただ現在、町のほうでは非常に有利な合併特例債とか、

あと社会資本整備総合交付金ですか、そちらのほうを使ってやっておりますので、非常にそちらのほうで整備したほうが有利ということで行っているものでございます。

あと埋設占用関係についてだと思えますけれども、占用については特に一般的にこの路線についてはだめとか、そういうのは特にございません。いわゆる占用のほうの基準というのがございまして、そちらのほうに合致しているか、特に許可はしないということはないというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 濟いません。1点ちょっと聞きもらしましたのでお願いします。

資料1の39ページの観光事務費の草刈り機購入費500万円についてちょっとお尋ねをいたします。

今回いろんな観光面で活用しようということで予算化したと思えますけれども、かなり金額から判断しまして、大きな機械だな……

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

先ほど一度発言をしていただいておりますので、2度目になりますので。

〔「2度目はだめ」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 続けてであれば3回までなんですけれども、一度していますので。

〔「そうですか。わかりました」と言う人あり〕

山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 予算書のほうの中から2点ほど質問させていただきます。

まず予算書の31ページ。

31ページの21款1項4目の臨時財政対策債について対前年度比、要するに平成24年度に対して1億円減額になっておりますけれども、その要因を教えてください。

それと、46ページの2款1項10目地域振興費、コミュニティ活動育成事業、この建物の目的、そして将来的な構想についてお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まず臨時財政対策債でございますが、24年度中の数値から推計をしたものでございます。まだまだちょっと不透明なところがありますので、地方交付税と合わせて後々数字が判明してまいるといふことの計算式から持ち出した数値でございます。

続きまして、コミュニティ助成の100万円のことでございますが、これは全員協議会のと

きにも触れました地域振興基金の償還が24から始まりましたので、その償還済みのものについては取り崩して活用することができるということの中で、25年から新たに住民活動を助長しようという考えの中でボランティア活動とか、そういうものに地域の皆さん、これは集落コミュニティには限りません。そういう集団で新たな事業、地域振興に資する事業を展開していただけるのであれば100%、ただし上限20万円というところの補助金の交付をいたしますという考えの制度でございます。

ちなみにこの地域振興基金の活用方針というものもあらかじめ町の中では方向性を定めさせていただきまして、まず町の一体感の情勢に資する事業、これは各種のイベント。それから新町、横芝光町のコンポレとアイデンティティ。要は町のイメージを売り出す事業。それと新しい文化の創造に関する事業。そのほかには地域の特色のある事業も展開していただきたいということで地域行事の発展、伝統文化の継承、地域活性化の事業、それから住民の主体参加協働により実施をする事業に助成をするという考えのものでございます。

ただし、今までの組織の運営の不足を補填するような形の補助金申請はおやめいただきたいという考えの中で、使えないものというものも限定をさせていただきたいと思っております。

まずは、ボランティア、または住民活動が主でございますので、人件費についてはご勘弁をいただきたい。旅費についても、講師を呼んで何かをやるということで外部の方に対する旅費についてはよろしいかなと思っておりますが、内部の人が動くものに関してはおやめをいただきたい。需用費に関しましても、必要なお茶程度はやむを得ないと思っておりますけれども、食事それらのものについてはご勘弁をいただきたい。

それと団体運営、先ほど言いました団体運営の基本経費に関する充当はおやめをいただきたいというところで、まずはいろんな活動をする需用費関係。それから役務費。もしかしたら活動するときに保険を掛けるかもしれません。そういう保険料についてはこういう補助金を活用して事業展開をしていただきたいというふうに考える方針を示した中での20万円掛ける5団体を想定して100万円という計上にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 臨時財政対策債は平成13年度から始まった国の施策の一環と思っておりますけれども、平成25年度は2方式から1方式に、しかも平成25年度でこれはもう使用するんだという方針であります。この辺について我々といたしましては、非常に将来的な財政が悪化する。そういうのは懸念される場所なんです。ましてや一般的に言われております経常

収支比率が悪化すると、非常にこれから財政事情が悪くなると、そういう評価にもなるものですから、この辺の、例えばこれが今平成25年度は4億円ありますけれども、これがゼロになるというようなこともあり得るわけですが、この辺のことについて、今99億5,000万円ですか。こういう財政規模ありますけれども、今後こういうような国の施策が終了することによって、影響がすごく大きくなると思います。この辺の対応を今後どのように考えているのか。お知らせ願いたいと思います。

それと、先ほどの地域コミュニティの一環の話なんですけれども、私が再三一般質問でも取り上げておりますけれども、協働の町という一環の位置づけかなというふうに私は捉えているんですけれども、実は100万円の金額云々ではないと思いますけれども、将来的にこの協働のまちづくりというものはどういうものにするのか。このコミュニティ活動というのは非常に大事だということであれば、将来的にこの枠をもっとどんどんふやすということなのか。この辺だよということなのか。

その辺のところと、もう少し具体的に申し上げますと、先ほど議員の方から質問がありましたけれども、敬老会事業、隔年になるという、そういうお話ですが、こういう事業を各地区地域に転換するべきじゃないかなというふうに思うんです。ですからそういうことも含めて、まさに協働という原点をもう一度見定めながら施策に取り入れながら、そして各地域ごとに予算を少し自助、共助、公助じゃありませんけれども、毎回申し上げております各学校、小学校地区ごとに予算編成をされるような方向性をこれから考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、その点についてこれからどういうふうに考えていくのか。お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まず、臨時財政対策債の件でございますが、26年度以降のものについてはちょっとまだ通知文が届いておりませんので、どのような展開になるかわかりません。十分注視をしていきたいというふうに考えております。

それと25年度にあつては、まず議員おっしゃるように、人口基礎方式プラス財源不足の基礎方式という併用だったものが、財源不足のほうに全てシフトしてきたということは、これは事実でございます。ということは財政力指数の高いところにあつては、どういう変化が出るのかなということではあるんですけれども、たまたま財政力指数が0.5しかございませんので、不足額のほうはいただけるというふうな考えを持っております。ということで26年以降のことにつきましては後々検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願

ます。

それとコミュニティ活動補助の関係でございますけれども、確かに議員さんおっしゃるように、協働のまちづくりというものに向けた、それらを助長したいという気持ちは十分持っております。

それと今後の協働ですが、後期基本計画。本日お配りさせていただいたんですけれども、その中には各施策ごとに協働のポイントというところを後期基本計画の中では含めさせていただきました。

なお、後期基本計画は議決事項ではございませんので、説明等をしなくて大変申しわけなかったんですけれども、後ほどそれらのところを開いてごらんをいただきたいと思います。

ただ単に補助金活動での協働のまちづくりだけではなく、各施策ごとに協働のポイントというものを掲載してございますので、後ほどお読みをいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 今後、予算、今年度はあれですけれども、来年度に向けて今年度のことを踏まえて、ぜひ何がどれだけ町民のためになるのか。サービスになるのか、ならないのかを十分精査して検討していただきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時です。

（午前11時47分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分）

○議長（鈴木克征君） 順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 予算書のほうで質問いたします。

初めに、24ページ、以前説明を受けていたかもしれませんがもう一度お願いします。「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、この新規事業と伺ったと思いますけれども、使途

というか詳細を教えてください。

その次に、29ページ、真ん中の空港周辺対策交付金。特別交付金が1,000万円減額したかと思えますけれども、この減額理由をもう一度お教えてください。

44ページと45ページの地域公共循環バス、また地域公共交通体系計画策定事業、今年度の直近で……

[「何ページ」と言う人あり]

○9番（川島富士子君） 済いません。44、45ページ。

今月、意見交換会の放送が流れておりますけれども、今年度の一応計画の流れを教えてください。

それと、95ページの真ん中の住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金、30件枠から50件枠に拡大、拡充されていると思えますけれども、周知方法をどのように考えているか教えてください。

98ページ、例年、真ん中のチャレンジハウス事業でございますが、毎年計上されておりますけれども、ずっと計上されていくのか、この辺の残す理由を教えてください。

その次に109ページ、下のほうでちばの木で住まいづくり支援の50万円ですけれども、午前中、24年度の補正予算の中でも50万円の減額がありましたが、また新年度予算で計上されるということで、周知をどのようにお考えかお聞かせください。

111ページの真ん中のマスコットキャラクター開発事業補助金。今ちょっと前に振興課長にこんなすばらしいファイルをいただきました。これから4月広報でネーミングの募集をかけるといふことでもありますけれども、このマスコットキャラクターはどのように、これからこのキャラクターをご活用されていくか、利活用、大網白里町のマリンちゃんとか山武市、バッチにしてすごくいろんなところで周知されていてすごく人気があるようですので、どのように考えているかお聞かせいただきたいと思えます。

112ページの下の方で備品購入費、草刈り機の購入費だと思います。この草刈り機購入に当たって、借用対象は町はどのように考えているか、また維持管理、どこが窓口になってやっていくかお聞かせ願いたいと思えます。

その次に116ページ、真ん中ちょっと上の橋梁長寿命化修繕計画策定事業660万円ということでもありますけれども、この詳細を伺いたいと思えます。

126ページ真ん中の住宅改修補助事業、これは住宅リフォームの新規事業でしょうか。この周知方法も教えてください。

その次のページの127ページ、消防団活動費、徹底した消防管理の中で女性、消しに行くのではなくていろんなところでお手伝いというか、あと防火活動のお手伝いに女性の導入はお考えないかどうか、今年度のお考えはないかどうかですね。

129ページ、防災対策事務費に当たっては、以前、津波避難マップ作成、昨年の秋ごろと聞いたことありましたけれども、ハザードマップ、地域防災計画と合わせるのではなくて、先に町民の皆様にお配りするというお考えはないのかどうか。

そして、真ん中の下の災害用備品整備事業。これは3点。昨年は97万7,000円でありましたけれども、3.11の反省から特色ある備品はこの中に含まれているのか、備品購入費の中身を教えてくださいと思います。その下の地域防災計画の中に防災会議委員9名とありますが、女性委員が登用されているかどうか教えてください。

1回目の質問をそれで終わります。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） それでは、まず予算書の24ページの「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金についてお答えをいたします。

これにつきましては、新年度24年度が新年度予算には計上されず、24年度中は補正予算で計上した関係で、新年度比較では新規という扱いにはなりますが、24年度2,900万円頂戴をして基金を既に造成をしてあります。25年度は1,400万円を頂戴できるということで、これらの基金の用途でございますが、生活再建の支援、医療体制、生活相談体制の整備、被災者の心のケア、防災力向上など、住民生活の安定に関する事業ですとか、被災地域のコミュニティの維持・再生、それから消費者に対する情報提供、観光におけるPR活動、被災者の就労支援などがございますけれども、横芝光町の場合にありましては、地域の防災力の向上というところに視点を置きまして基金のほうを充当をさせていただいているところでございます。

つきましては、大きな額でいきますと防災計画の見直しというところに充当をさせていただきましたり、J-ALERTとの防災無線の連携、要は情報連携システムの構築などに充当させていただいているところでございます。

それから、予算書でいきますと29ページ、成田国際空港株式会社からの交付金の関係でございますが、特交につきましては対象事業から算定をいたしました結果、減額になっているというところと例年の公務革、それらのものからも推計を立てているところでございます。

続きまして、歳出の45ページでよろしいでしょうか。地域公共交通体系計画策定事業でご

ございますが、これは現在のところは平成26年度から新公共交通システムをスタートさせたいという考えの中で公共交通会議の委員さん方からも意見を頂戴しながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、川島富士子議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、95ページの上段でございます再生可能エネルギー推進事業ということでございます。今回につきましては、50件を計上してございます。周知方法につきましては、ホームページ等で掲示をしております。

なお、昨年9月にも補正をしたときなんですが、これは業者さんのほうのPR活動のほうですばらしくて、そちらさんのほうから窓口のほうの問い合わせが多うございます。現在も新年度に対する問い合わせもかなり件数が来ておりますので、これはホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

それと127ページ、消防団活動費の関係でございます。

議員の指摘のとおり、これからは女性の力も最大限に生かしていくことが重要だと考えております。全国の例を見ますと、女性消防隊、近隣では大網とか、そういう企業の中で女性消防隊の発足がされております。これらについても消防団本部と情報を共有しながら今後のあり方について研究してまいりたいと考えております。

それと129ページになりますが、ハザードマップを見直しの前というご指摘でございますけれども、これにつきましては、平成24、25年で防災計画の全面的な見直しを行います。その際、今回環境アセスメント調査ということで、津波の想定被害も想定してやります。これについては、千葉県が昨年5月に発表いたしました最大値10メートルの津波、これらによっていわゆる上堺地区、白浜地区への浸水エリアが5キロないし3キロというような感じがございますので、それらと合わせた中で大変申しわけございませんけれども、来年3月までには、いわゆるハザードマップ見直しと合わせて実施していきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それと129ページ関係の災害用備蓄整備の備蓄はどういうものかということでございますが、保存水を500ミリリットル、2万6,000本。それと非常食用のアルファ米、これを1,000食購入いたします。昨年、乾パンがございましたが、余り評判がよくないということで5年

持つパンを購入してございます。これにつきましては、震災を受けまして避難者への対応ということでその辺を改良してございます。

最後に、地域防災計画の委員でございますけれども、現在業者選定をしている最中でございまして、その中で年回3回くらいの防災会議を計画しています。当然昨年から川島議員から女性の意見が大切だというのはご指摘をいただいております。この点については十分私のほうも理解してございますので、防災会議並びにその専門委員会の中でも女性の委員を登用して防災計画に反映させたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、川島議員の質問のまず一番最初のチャレンジハウスの関係でございますけれども、今年も計上し、残す理由ということでございますが、今現在行われているのは毎週日曜日10時から3時まで、このチャレンジハウスを行っているわけでありまして、店のほうは3店舗、そして人数的には大体四、五十人のお客様が見えているということでありまして、年間の3万1,000人というのはこれは電気代と仮設トイレのくみ取り量だけで、3万弱でかなりのお客さんが毎回来ております。

今、道の駅の検討的なものもありますけれども、ここでのお客様も多いことから、安い費用で対応できるということでこれは継続をしていきたいというふうに今考えているところがあります。

それから、109ページのちばの木で住まいづくり支援事業でございますが、24年度から開催をさせてもらっているわけなんですけれども、実は24年度も申し込みがございませんでした。というのは、実はハードルが高くて一戸建ての住宅、木材の50%を使わないと補助対象にならないと。また、製材所等についても町内というようなことがございまして、県内の実施の市町村については、市原市、香取市、山武市、鴨川市、君津市ということでうちのほうにそれに加わっているわけでありまして、何件か申し込みがあったわけなんですけれども、そういう資格的なもので入れなかったというものもございまして。

今後はいろいろと協議をしていきながら、もう少し使い勝手のいいものにならないのか、その辺を検証していきたいというふうに思っています。ということで、ことしも2年目の事業でございますので、再度この辺についても周知をいろいろと出していきながら、広報等でもお知らせをさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、111ページのマスコットキャラクターの関係でございますが、この利活用につま

しては、当然のごとくことしの夏くらいまでにつくりたいと思っていますので、産業まつりはもちろんであります。いろいろと高齢者の関係の集まりだとか保育園、小中学校等の運動会、あるいはいろんなイベントのときにも使えるようにするとともに、町の観光のPRをモットーとしていきたいと思っておりますので、それにまた付随するバッチ等も考えながら、広く町民内外にいろいろとこれからも宣伝をしていきたいというふうに思っております。

それから、112ページの草刈り機の関係でございますが、先ほども途中で出たわけでありましてけれども、この借用に関しては町内のボランティア団体等に貸し出しをする予定でございます。そのほかにいろいろと会があると思っておりますので、ボランティアを中心としてやってくれる栗山だけではなく、ほかの環境保全会等にもいろんな事業の中に組み入れをしながら各集落のほうでもこういうものを使いたいということであれば、利用規定等をつくりながら、皆さんに安全で安心して使っていただけるような配慮をしながら対応していきたいというふうに考えております。かなり大きなものになりますので、その辺についても十分配慮しながら今後進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、川島議員のほうから2点ご質問いただいております。

まず最初の116ページの橋梁長寿命化修繕計画でございます。

25年度の予定でございますけれども、町道の橋の長さ15メートル以上9橋、15メートル未満48橋、計57橋の修繕計画を策定する予定でございます。

次の126ページの住宅改修事業でございますけれども、この事業につきましては、町民の生活環境の向上と緊急経済対策として町内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、平成25年度から3カ年限定の予定で実施するものでございます。対象としては、住宅やそれに付随する外構の改修工事になります。工事費用の10%で20万円が限度でございます。約15件を見込んでいますところでございます。周知方法につきましては、町の広報の4月号及びホームページで行う予定でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） るるご説明ありがとうございました。

95ページの太陽光発電でございますが、課長のほうよりホームページで周知するというこ

とでありましたけれども、まだまだパソコンのないご家庭も多いことでもありますので、ぜひ回覧等で周知もしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。回覧もしくは広報等でやっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。結構問い合わせもありますので、よろしく願いいたします。

そして、111ページのマスコットキャラクター、ありがとうございます。夏までにはつくっていききたいということで、ぜひ町が明るくなって、たかがマスコットキャラクター、されどマスコットキャラクターで起爆剤になればいいなというふうに思っておりますのでよろしく願いします。

112ページの草刈り機でございますけれども、ちょっと聞き漏れちゃったかもしれません、万が一けがとかあったときの保険、そういうのもきちんと対応していただけるものか。また今まで横芝側に住んでいて横芝がどうのこうのということでは無いんですけれども、私は合併した当初、光側のボランティア精神は非常に学ぶべきだというふうに思ってきました。ご自分で機械を持ってやられている方もあるということを伺っておりますので、そうした人たちもまた理解をいただきながら、さらに協力していただけるように、町がみんなやっちゃうんだから俺たちが機械を出してやらなくてもいいっていう思いにならないように、ぜひその人たちの気持ちもしっかりと、ありがたく感謝しながら町がより一層活性していけるように、何とか盛り上げていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

前にも伺ったかもしれません。都市建設課長。県の事業ではありますけれども、県のほうでは大きな橋として新井橋と木戸大橋と屋形橋が危険性があるということを私は県議員の方から伺ったことがありました。この辺、特に今すぐということではないと思いますけれども、やはり長寿命化から考えたら、早く手を入れて直せるところは少ない経費で長寿命化していくべきところだと思いますので、この辺の連携というのはとれているんでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと、しつこいようですけれども、防災課長。防災会議に女性委員何名ぐらい一応お考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 草刈り機を使うときの、先ほど利用規定等設けながらやりたいということで答弁させていただきました。当然のごとくボランティア団体等に行ってくださいますので、団体保険と一日保険、あるいはその辺でございますので、私どものほうでその

辺も手だてをしながら、皆さんにはやっぱり安心して使っていただけるよう、いろいろと規定等をつくりながら支援をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 県道橋のほうの耐震、補強関係でございますけれども、当然町内に県道橋が結構幾つもあるわけでございますけれども、県のほうでは当然そのごらんの方の長寿命化計画というか、その辺の対策は当然検討していると思います。ただ、これのほうの件につきましては、何でもそうなんですけれども、こちらのほうから聞かないと情報の提供がないというのが現実でございます。そんなことで確認等また要望もしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 防災会議の女性の登用の人数ということでございますけれども、これにつきましては、町長とも相談をしながら今、女性登用という問題が町内的にありますので、そこら辺を考慮して決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

先ほど太陽光の関係でございますが、広報でも周知してございます。先ほど答弁漏れいたしました。申しわけございません。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

最後に、防災課長、もう1点。備品なんですけれども、なぜ防災会議委員に女性登用、私としては個人的には3割ぐらいの女性の方を入れていただければいいなというふうに思っておりますけれども、ぜひこの備品にもそういった女性の声を生かす、また避難所も女性のあべき要望等、女性の委員のお声を吸い上げていただきたいと思いますが、ぜひ前にも申し上げたかもしれませんが、マスクとか生理用品、女性の生理用品等、やはり備品にお考えいただきたいなというふうに思いますがいかがでしょうか。そのところは幅広く意見を伺っていただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） さきの震災3.11で教訓として、それらの物は全国的に周知されております。当然子供の立場、また災害弱者、やはり女性、避難所においてもやはりプライバシー、その他の問題もございますので、女性の視点という観点からそれらについても検

討していきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、予算書のほうでお願いしたいと思います。

まず、66ページの間より下、老人福祉施設入所措置事業、こちらがマイナス500万円ですか、その理由。そして、先ほどもございましたけれども、敬老事業、今回は町全体で行っていた敬老会をやらないで、隔年で来年だという課長のご説明ありましたけれども、声を聞きますと地区社協でやるんじゃないのとか、そういう声もありますが、その辺の計画があれば教えていただき、全体のはもう隔年はわかりましたのでお願いしたいと思います。

それから、67ページではり・灸・マッサージ等施設利用助成金、これが250万円。昨年もそうですが、この利用者の人数と平均回数と言いましょか、幾らまでというか、そういう仕組みをお願いいたします。

その下の第二松丘園の維持費交付事業2,073万6,000円、また建設補助事業659万3,000円。第二松丘園の関係は非常に手厚い補助金を交付されているわけですが、他にも特別養護老人ホーム、複数ございまして、認知症対応のグループホーム、そちらも出ておりますけれども、その辺の抛出の基準と言いましょか、わかればお願いしたいと思います。

68ページは山武郡市広域行政組合のこの負担金786万円、これはどのような基準に基づいて抛出されているのかお願いいたします。

それと、あとは駅前の……

〔議長「森川議員、ページ数をお願いします」と発言〕

○5番（森川 忠君） 済いません。

125ページ、駅前広場の事業の委託ですが、その現在の状況、現況を教えてくださいと思います。

続きまして、126ページのリフォーム助成でございますが、先ほど川島議員からもございましたけれども、300万円で15件対象というお話でした。それはお聞きしましたけれども、どのようなものについて、例えばいすみ市のように市内業者の施工に対してするのか、例えば他市町村の業者でも出すのか、その辺の基準についてお尋ねいたします。

続きまして127ページの下段のほうですが、消防団の備品の購入費206万6,000円の中で、その内訳がわかればお願いしたいと思います。

災害用備品は先ほど終わりましたけれども、次に134ページ真ん中、中央の辺ですが、学

習指導等講師配置事業、多分学校の先生方といいたいでしょうか、臨時の先生というんですか。そのような関係かと思うんですが、今現在のその現況、何名いらっしやって、どのようなことについて教育をされているかということをお願いしたいと思います。

135ページのやはり真ん中より下で、小学校の施設管理、維持管理ですか、それについて備品購入の271万3,000円がどのようなものか、重立ったもので結構です。それと全体的な小学校、中学校もそうなんですが、窓ガラスの清掃委託料というのが結構ばらつきで何十万、何十万とあるんですが、それがどういう基準でというか、その内容がわかれば、全部窓ガラス清掃がついてますよね。それはどういう部分をどのような基準でやっているのかをお願いしたいと思います。

合わせてエレベーターの管理料というのが、役場庁舎が55万5,000円でかなり高額なところもありますが、どのようなところを業者選択基準にしているのかをお願いしたいと思います。

学校関係では以前から問題がありますが、特にパソコンの、コンピューターの賃借料1,085万2,000円。これについて再度と言いたいでしょうか、巨額な予算でありますので、学校側のお考えを再度お願いしたいと思います。合わせてリースの問題も、どの辺が何年で基準とか、改めて明確な基準があればお願いしたいと思います。予算の関係で新たに記載して、購入はできないというお話は先般もお聞きしましたが、改めてお願いしたいと思います。

それと153ページ下段のほうですが、視聴覚事業、山武郡市広域行政組合負担金（視聴覚教育費）267万4,000円。これはどういうものなのか説明願いたいと思います。

あとは公民館事業、155ページ。上段のほうですが、講座開催事業として報償費だと思いたいますが、どのようなものを計画されているのかをお願いしたいと思います。

159ページ、図書館の関係ですが、例年例年ほぼ1,900万円という予算の中でこれは見直す余地といたいたいでしょうか、その辺に対してお考えをお聞きしたいと思います。

あとは175ページの上段、学校給食センター衛生管理事業の消耗品費289万3,000円の内容をお願いいたします。

以上1回目です。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、森川議員から数点のご質問をいただきましたので順次お答えをしてみたいと思います。

初めに、予算書の66ページでございます。

老人福祉施設の入所措置事業の減ということになります。よろしいでしょうか。これにつ

きましては、施設で申しますとうちのほうにございます、坂田苑、それから光樂園もこれに該当いたします。そこに入る方というのは生保に準じた方ということで、低所得者の方が対象になります。

この減の理由でございますが、推計でございますが、今年度に比べまして来年度、3名ほど人数が少ない見込みになっております。そういうことでは、この490万2,000円という金額の減を計上させていただきました。

続きまして、敬老事業の関係でございます。敬老会の実施につきましては、先ほど若梅議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、それにかわる事業として社会福祉協議会のほうでどうかということでございますが、社会福祉協議会のほうで現在計画を進めていただいている段階でございますが、その中では、社会福祉協議会のほうでは地区社協を通じて、各地区単位でそういうのをやっていきたいなということ、ちょっとうちのほうで聞いております。これにつきましては、町長のほうからも、もしやるに当たりましてはそれ辺のところを調整していただくような考えでおりますのでご理解いただきたいと思います。

続きまして、予算書の67ページ。はり・灸・マッサージの関係でございます。

これにつきましては、昨年度の実績で言いますと申請者が302人、利用の交付枚数が5,890枚、そのうち使用枚数が818枚ということになっています。これは、一人月当たり2枚ということで、限定してございまして年回24枚交付しております。そして女性に当たりましては、1枚1,000円ということで実施しております。推計に基づきまして、計上させていただいているものでございます。

続きまして、同じく67ページの第二松丘園の維持交付事業というところでございます。これにつきましては、特別養護老人ホームということでございまして、そのほかにも固定サービス等の施設があるわけでございますが、これは航空機騒音の防止ということで、NAAからの補助金が入ってきます。その関係の補助金を町が受けて、それを施設に交付しているものでございます。その金額を計上してございます。

その次の建設事業補助の関係でございますが、これにつきましては、元利償還分を関係の団体で補助するというところで、当時は東陽病院の関係、構成団体で補助しておりましたので、現在は当町と現在の匝瑳市になりますが、野菜分を合わせて補助しているものは実情でございますが、その金額を計上したものでございます。

続きまして最後になるかと思いますが、68ページ、行政組合負担金の内訳でございますが、うちのほうの関係しているのは、老人ホーム入所判定委員会の37万円。それから、老人ホー

ム坂田苑の維持管理分、これが506万8,000円。それと建設当時の負担金ということで、それが275万5,000円ということでございます。これが内訳でございます。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） グループホームは騒音の数値が、場所的に上がっていないということで、交付の対象のエリアになっていないということで。以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは2点ほど質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、駅前広場のほうの設計委託料でございますけれども、この設計委託料につきましては、駅前広場のほうの周辺地区のほうの防犯灯等の実施設定のほうの委託料でございます。この駅前整備のほうに当たりまして、駅前広場だけの整備ではだめだということで、これは基幹事業になるわけでございますけれども、あと提案事業というのがございまして、これを幾つかやらないと、いわゆる駅前整備のほうの事業採択ができないということになっております。その中で、提案事業の中で、いろいろと車の駐機場、あと避難所の誘導看板設置、また防犯灯のほうの整備ということが提案事業の中に入っております。その中で今回まだ行っておりませんでした防犯灯のほうの実施設計を行うものでございます。箇所は1号線を予定しているところでございます。

それとあともう一つ、調査業務委託料30万1,000円でございますけれども、これは資材単価の調査委託でございます。

次に、126ページのほうの住宅改修事業のほうの基準についてでございますけれども、補助対象のほうの要件としまして、当然ながら町内のほうの在住で住民基本台帳に登録されていること、また税金を滞納していないこと、また町内の施工業者によりリフォーム工事を行うこと、申請年度内に工事を完了し補助金の請求ができる方と等々の規定になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 森川議員のご質問の127ページ、備品購入費でございますけれども、これにつきましては操法用に使用しております組み立ての水槽が老朽化により水漏れをしております。今年度、山武郡市の大会の会場当番長ということでございましたので、3機購入いたします。それと小型動力ポンプB-2級を1台購入するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） それでは134ページになりますが、学習指導等の講師配置事業でございます。これにつきましては、日吉小で本年度2年生と3年生、それから5年生と6年生が複式学級となります。これを解消するための学習補助教員を2名採用するもの。そのほかに各学校の特別な支援が必要となる者たちのための介助員10名分の賃金などが入っております。補助教員につきましては、通常の教諭、あるいは講師等と同様の内容の授業を行っていくところでございます。

それから135ページの下段になりますが、小学校の維持管理事業の備品でございますが、これにつきましては、横芝小学校と日吉小学校の机と椅子のセット、これを老朽化に伴いまして購入をするものでございます。

それから先ほどエレベーターというお話がございましたが、これは東陽小と、それから白浜小学校に設置してあるダムウェーターのことかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「エレベーター」と言う人あり〕

○教育課長（高蝶政道君） 横中のエレベーターでしょうか。

〔「横中もそうだし」と言う人あり〕

○教育課長（高蝶政道君） 小学校ではエレベーターは設置しておりません。給食の上階に運搬するためのダムウェーターというものなどで人を乗せるようなものとはまた違うものでございます。

それから143ページになりますが、コンピュータ関係でございます。通常は5年のリースということで、機器を導入しているわけでございますけれども、その都度の財政状況によりまして、再リースという形で、長いものについては2年くらい再々リースというような形で使用しているものもございます。

本年度につきましては、町立の小学校7校分のコンピュータ合わせて237台、それから中学校につきましては光中学校の分でございますが、合わせて57台を25年9月1日から新規に導入する予定でございます。リース期間については、やはり5年ということでございます。

それから175ページの一番上になります消耗品289万3,000円の内容ということでございますけれども、これにつきましては、給食センターで使用します洗剤、それからたわし類とかそういったものが主な内容となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、森川議員からご質問の153ページの視聴覚事業でございます。

これは山武郡市広域行政組合の教育委員会が実施しております、管内の学校教育や公民館、家庭教育学級、子供会等の社会教育に必要とされる視聴覚教材、これの機材、あるいはソフトを多く集中的に保管して、ニーズに応じた貸し出し、助言等を行っている事業でございます。これにつきましては、総額1,997万8,000円を構成の6市町で応分の負担をして横芝光町におきましては、267万4,000円を負担するものであります。

続きまして、155ページでございます。

講座開催事業でございますけれども、これにつきましては、幼児家庭教育学級ということです。それから陶芸教室、歯磨き指導、家庭教育合同講演会、寿大学、キャップ、人権教育講座、クラブ講座、郷土を知る再発見の旅、夏休み講座、親子を知る、親子集まれ、子育てサポーター養成講座、等の講師の謝礼でございます。

続きまして161ページの図書購入費の見直しという考えはどうかということでございます。これにつきましては、図書館の蔵書の、保存の能力等と考え合わせていけば、今後は順次減少していくのではないのかなといった考えはございます。これにつきましては図書館協議会等で協議をいたしまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川議員の窓ガラスの件、教育課長答弁漏れがありますのでお願いします。

教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 申しわけございません。

窓ガラスの清掃につきましては、各学校によりましてガラスの枚数といたしますか、それからガラスの面積というのがあると思います。そういったもので金額的にはまちまちになっているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 教育課長、先ほどちょっと私の言い方が悪かったのでしょうか、エレベーターが中学校にありますね。それが横芝中のエレベーターと光中のエレベーターと、このエレベーターの保守管理費に差があるんじゃないですかという質問だったんです。その

業者選択とか、その辺を教えてくださいましたが、改めてお尋ねしたいと思います。

かなり多く質問させていただきましたけれども、町長、グループホームに騒音の、空港の関連からの補助が出ないから町でやっているという二百何がしのその基準というか、どのような理由でこのような金額かなということを知りたいのと、あと福祉課長、松丘園だけ、私の属するあれなんで聞きづらいんですけども、騒音に関して、関連で聞いてもいいけれども、こちらの説明書の薄いほうの26ページの一番最下段、騒音防止、議長いいですか、関連して……

〔議長「認めます」と発言〕

○5番（森川 忠君） こちらには山武郡市行政組合の施設等々補助金、まさご幼稚園横敬、吉祥苑、児童福祉の日吉、白浜、三愛、特養の三愛、東陽病院との騒音防止対策から出ているんですけども、私が言いたいのはなんか第二松丘園だけいつも別枠というか、そういう感じになっている。ここにはうたってないんです。その何か特別な理由があるのかなという思いがあったんです、いつも。何か松丘園だけあれで、なんかの理由があるんでしょうかということをお聞きしたくて言ったんです。できれば同じような施設なんで、同じ扱いでいいんじゃないかなというんですが。何か特別な理由があれば教えてくださいと思います。

それと67ページのそのマッサージの件ですが、5,890枚発行して実際818枚の利用ということで、その辺なんか無駄じゃないかなと思いますが、なんか理由があればあとでお願いします。

それと、68ページの行政組合の老人ホームの入所の件ですが、この入所判定委員というのはどのような方で構成されているのか教えてくださいと思います。

グループホームは町長からまた、算定根拠をお願いしたいと思います。

それと、78ページ上段のほうなんですけど、保育士、用務員、業務委託料3,678万円。これ、用務員の方は結構ですが、保育士は今現在、町立の保育所かと思いますが、委託で多分大新東さんのということだと思いますが、人数の把握。それと今職員の方どんどん減っているというか、おやめになって補充はしていないようですが、この先どのようなことか教えてくださいと思います。

それと町長にもお聞きしたいんですけど、80ページの上段のほうに保育所緊急整備事業補助金、これはフタバ保育園さんの補助金だというのはお聞きしました。それに関連しまして、一般質問で聞いたこともありますけれども、例えばバスの、保育園バスの我々地域の議員が、なんだっけ管理組合じゃない、維持の……

〔「運営委員会」と言う人あり〕

○5番（森川 忠君） 委員会でやっているんです。お聞きしますと約、年間で420万、30万、約140万円とか150万円ずつとかかかっておりまして、それも正直言いまして、利用者が本当に減っちゃって、3台の保育所のバスをなんか有効利用できないかなと個人的には思っておりますが、町長、その辺のフタバの関係も含めてお考えがあればお願いしたいと思っております。

再度その賃借リースの関係も町長中心に、もう少し起債ができないと財政課長からもお聞きしたことがあります、何らかの工夫をされて、かなりの額ですので効率よくしていただきたいと思っておりますが、財政課長からのご答弁があればいただきたいと思っております。

先ほど社会文化課長から図書館の今後購入費の、多分だんだん減額というようなこともあります。特に先般、どのような基準からですか、古い図書を皆さんにお分けするという防災無線が盛んにありましたけれども、その結果についてもお尋ねしたいと思っております。あと図書館の、今司書の数。それはどういうお立場の方が何名とか、例えば正職員がとか、その辺をお願いいたします。合わせて、そのカウンター業務のお立場の方々のお立場もわかればお願いしたいと思います。

以上、2回目終わります。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず1点目は第二松丘園、それとほかの吉祥苑にしろ坂田苑にしろ別荘になっている理由でございますけれども、その理由につきましては、第二松丘園につきましては合併以前、組合で東陽病院の構成する組合で補助をしていた関係から、結果このように今なっている状況にあります。ただ給付率は全て一緒でございます。それと、福祉施設に対するこの電気対策補助金については、先ほどちょっとお話申し上げましたが、騒音の数値がある程度上がっている地域に空港会社の指導のもと、防音対策を実施したその施設について、この空港からの普通交付金の中から払われるものであります。ゆえに、先ほど申し上げましたが、グループホーム光ですとか、ほかの部分についてはその施策がございません、ということになっています。それと別件で、保育園バスの有効利用であります、バスの利用云々だけの問題でなく、極めて進んでいる少子化の流れの中で、今般フタバ保育園さんが栗山に進出をしていただけると、社会福祉法人としてこの4月からなるんだそうです。そうした中で、今後方向性といましては、保育に関しては民間のほうにお願いできるような考えで進めさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、再質問に答えさせていただきます。

まず、初めにはり・灸の関係でございます。先ほど交付枚数に対して使用する方が少ないんじゃないかという、確かにそうなんです、交付するときにはご本人、フルに申請されますので、それを交付するんですが、あと使うのはご本人の都合になってきますので、こういう形になってしまったというのが実情でございます。それと、山武郡市広域行政組合の負担金の関係の、入所判定の関係なんです、これにつきましては、こういう形の老人ホームに入る方については、その施設が判断する、町が判断するんじゃない。この判定委員会というのは行政組合で広域で山武関連全部一緒にやっているというものでございまして、それにつきましては、そういう方、関係のある方々を委員にしまして、公正な立場で判定をしているということでありまして、ですから、町が措置するということになりませんが、町が好きにできるんじゃない、こういうところの公の機関を通して入所の判断がされるということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、保育所の関係でございます。保育所の数と委託の関係でございます。現在、来年度予算の関係で横芝地区にあります公立の保育所の正規の職員の数ですが、大総保育所が2名、横芝保育所が7名、上塚保育所が6名の予定でございます。合計で15名でございますか。委託の関係につきましては、大総が2名、横芝保育所が3名、上塚保育所が3名、合計8名の予定でございます。それと各保育所に1人ずつ用務員が委託の関係で配置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） それではパソコン関係につきましてお答えをさせていただきます。備品を購入したほうがトータル的には安価ではないかというご質問でございますが、それにつきましては、確かに安価である可能性は高いかもしれませんが、しかしながら、現時点でリースをしていたにしてもサーバーを初年度に入れたり、それに対するシステムまたはネットワーク、それらのものを構築するために、リースであってもどうしても初年度、リプレースの年というのは、多額の経費を要します。ということで、単に端末を買うだけであれば購入ということも選択肢にあるかもしれませんが、その年の財政状況、また、前後の財政状態によりましては、財政の平準化ということを考えると、今のところはリースというところが賢明な策なのかなというところで、それを採用させていただいております。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、リサイクルフェアの結果でございます。これにつきましては、初日にはほぼ単行本等はなくなってしまったと。ただ残ってしまったのは雑誌類、雑誌類につきましては、もうその後はお客様も興味が余りないのか残ってしまったといった経緯でございます。それと司書の数でございますけれども、正職員が3名、臨時職員が1名、計4名で対応しております。あと、カウンター業務につきましては、これにつきましては、平日は2人、土日祝日は3名で対応しておりまして、夏休み中はプラス1名。業務内容につきましては、返却、返還業務を行っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 先ほどは失礼をいたしました。

エレベーターの保守点検、横芝中学校と光中学校で委託科が違うということでありまして。後ほど調べましてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 本当に細かく質問して申しわけないとは思っております。しかしながら財政課長からはサーバーのどこまで私が頭が回らなくて大変失礼いたしました。確かにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、あとはその理由は例えばコンピューターのその進歩は非常に早いということも私もちょっといじっているからわかるんですが、ほかの例えばAEDもしかり、どうも感覚的にリースというのが非常に多い。私の感覚ですが、多い気がするんです。以前も申しましたけれども、AEDは今買えば20万円程度で買えるんですね、1つ。それを業者にあれしますともう大変な金額になっている。確かに管理は楽なんです。ただ、職員の方も管理をするということによって、例えばAEDというものがどういうもんだという、そういう理解ができるんですよ。さわらずに何もじっと見ているよりも、やっぱり必ず管理というか、お忙しい中でしょうけれども、それくらいはやっていただければ、職員の方がその機器とか仕組みについてある意味理解をするという機会になろうかと思っておりますので、その辺も町長初め皆様方にある意味勉強の意味も含めてやっていただければありがたいと思っております。終わります。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時15分です。

(午後 2時03分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時14分)

○議長（鈴木克征君） 順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第23、議案第21号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第24、議案第22号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を……

[「議長」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 申しわけありません。手を挙げるのが遅くなりまして。

住民課長にちょっと一つだけ。新規で人間ドックの事業が盛り込まれたわけでございますけれども、この周知方法だけ一つ。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（若梅 操君） ただいまのご質問ですけれども、ご承知のように4月からただいま現在国保被保険者に対して実施しております短期人間ドック助成事業の範囲を後期高齢者にも拡大するわけでございますが、4月号の広報紙にまず、その人間ドックの今まで行っておりました国保被保険者に対するものと同じページに、後期高齢者に対しても実施しますという記事をまず載せさせていただきます。その後、防災行政無線あるいはホームページ等を利用して、適宜といえますか、順次周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第25、議案第23号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第26、議案第24号 平成25年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 1点お尋ねをいたします。

この集落排水事業につきましては、いろいろと担当課におきましては接続率の向上等、いろいろとご尽力いただいておりますの対しまして厚くお礼を申し上げます。

そこで、24年度中に2世帯の新たな接続があったということでもあります。そういうことから、じゃあ25年度の使用料及び手数料がふえるのではないかと、そのように考えておりましたけれども、実際減額になっておると。その辺の理由と、それからこの使用料について一般世帯の自然減を見込んだものであると。その自然減というのはどういうものであるか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） ただいまの質問でありますけれども、まさしく2世帯ふえまして普通だったらふえるわけなんですけど、今おっしゃいましたとおり自然減、これは1%くらい見ているわけなんですけど、やっぱり高齢者の関係でどうしてもお亡くなりになる方もいらっしゃいます。それから、引っ越しをされる、要するに娘さんとか息子さんが大きくなって当町から違う地方、都会のほうに行く方もいらっしゃいますので、そういった異動もかねての中の自然減というふうにお考えいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 今お答えいただきました高齢者、あるいは引っ越し等の関係で自然減になるんだと。実際現状ではその辺はどういうものなんですか。ここ数年の間にそういうようなことが起きているのか、いないのか。その辺の実態を一つお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 正確に細かいところまではちょっと、申しわけないんですが、実際にお亡くなりになった方もいらっしゃいますし、お子さんが大きくなって大学へ行った方が何名もいらっしゃいますので、こちらから住所を移されている方もいるというのは、これは事実でございます。詳細につきましては、また後ほど細かな点についてまたあとで報告させていただきます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第27、議案第25号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 町営の食肉センターということで大変すばらしい実績を上げつつ、さらには来年度の計画が約15%ぐらい強の屠畜数を計画しているようです。

しかしながら設備にも限界があるし、さらには老朽化もございます。そんな中、今後の食肉センターのあり方を検討委員会の皆様方にもご協議いただいているかと思いますが、今現状その15万頭ですか、豚の予定を組まれていると説明をされましたが、これはどれぐらいまで規模拡大というか計画しているんですか。それを合わせて、設備の改修・改善も多額にかかると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 森川議員には日ごろから運営委員会のほうにご出席いただきましてありがとうございます。

〔「去年、去年」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） 去年終わったんですか。失礼いたしました。

当食肉センター、おっしゃられるとおり非常に、一昨年100周年を迎えて改修を終えたとはいうものの、まだまだ日々改修、改修を重ねて行っている現状がございます。

まず、今森川議員のほうから今後どのような、今の頭数の維持がどれだけできるかという問題を今、日本中、またT P Pの問題、これは非常に大きく左右するのではないかというように危惧をしております。豚肉については差額関税とあって、やはり極めて高い関税がかけられておまして、今後のT P P交渉の、やるんだか、やらないんだか、またやったにせよ、どのようなこの豚肉また牛肉について、どのような結果がなされるものか。これは今後の畜産業初め、業者についても大きな一つの流れがくるのではないかと、ある部分非常に緊張し

た趣の中でこれから静観をしていかなければならない時間が、時が過ぎるのかなというふうに考えておまして、今後のものにつきましては、運営委員会または業者さん、そしてまた農業振興会の中の畜産部会、養豚部会含めてトータル的な今後の地域経済の大きな一つでもございますので、その辺のところを勘案しながら、センターの今後のあるべき姿、方向性について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） まさに町長には、そのTPPも私もちよっと話そうかなと思ったんですけど、その辺大変、もちろん意識をされているのは当然かと思いますが、規模拡大もそうですが、そのような、今おっしゃったような反作用は大なり小なりくることが予想されますので、畜産業にかかわらず、農業も今品目をというようなことを国会でやっているようですが、その辺もよく検討委員会の皆様とご協議いただきまして今後の方針を慎重に定めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 森川議員が今センターの今後のことについてご質問されたもので、私はそれは避けたいと思います。

昨年9月に、決算のときに説明させてもらった、その後どういうふうになられたのかという観点から、今回の予算も私も注目しておりました。したがって、その去年の9月の決算の観点と同じような内容で、この予算のちょっと質問したいと思います。

大きい予算書の305ページ、歳入で事業収入がセンター使用料で昨年9月のときには未収金がたしか118万6,500円あったように思われます。そして、その原因についてその元凶を聞きました。そしたら放射能の問題とかいろいろあって、どうしてもお支払できない人がいてという話を、たしか答弁でしました。そして、徐々に入れてもらおうと、お支払していただけないというような答弁もいただいております。そしてその中でこの事業収入を見ますと現年度分の事業収入だけであります。したがって、私が今聞きたいのは、じゃあ去年のその未収金というのは、全部完納していただいたというふうに解釈してよろしいかという点がまず1点であります。

それと2点目。309ページ、施設管理費、13節委託料の浄化槽余剰汚泥堆肥化委託料の312万4,000円。これも9月の決算のときに質問いたしましたところ、コンポストのことで質問

しましたけれども、サマータイムの導入で電気代がかかると、そういうことで生汚泥をお願いしている処理、お願いしているからかかったというお話をお聞きして、そういう答弁でありました。そこで本年度、312万4,000円、要するに前年度よりも110万円上がっておりますけれども、その原因はなぜなのか。堆肥の有効利用、それから電気料金と検証結果もあったと思いますけれども、そういう中で昨年度よりも、昨年の決算の225万円よりも上がっているんですけれども、それは一体なんなのかということをお聞きしたいと思います。

それから310ページの施設改修委託料、それから工事請負費の概要について質問したいと思います。昨年聞いたときに、積立金のところで聞いたときにカット室の話を答弁にいただきました。当時、そのカット室をつくるに当たっては、1日当たり200頭、そういう想定の中でのカット室だということも先輩からお聞きいたしました。

そして、今回、当時、建設費が8,000万円弱。それに対して今回の4,000万円の整備工事費。それだけかけるということは、例えばそのカット室に対しては問屋さんも全員がそういうふうに今参加しているかどうかを伺います。そして4,000万円かけるということは最初は1日200頭の予定だったのが、さらにそれがふやして、そういう処理能力になるのかどうか、それをお聞きします。

そしてまた、同じなんですけれども、建設事業に借り入れた公債費償還金利子、電気・ガス代等の維持管理の経費が、屠畜業務である本業の利用料金に影響を与えないためにカット室使用料を210円に改正して、カット室の独立採算制により運営し、本業である屠畜業務に影響を与えないということであって、今までカット室の利用料金の見直しはされていないというふうにお聞きしております。今回4,000万円を投資する中で、カット室の料金改正がされていない。財政調整基金の繰り入れが3,500万円、それが今回の予算の中で入っております。料金改訂しないで、本業に影響を与えないのかどうかということをお聞きします。それから、今回の予算の中で14万頭を上回る、17万頭と説明がありました。センター会計は増頭、要するに、頭数がふえるということは、逆に言えばいろんな修繕費、維持管理費等の経費がそれに合わせてかかるというふうに解釈しますが、その辺のところは料金を改訂しないでこのままで改修工事大丈夫なのかということをお聞きします。積立金による建設であるが、この辺のところの計上理由、これをお聞きしたいと思います。

最後に、関連するんですけれども、積立金のときにカット室の改修工事を予定していたが放射能問題が起きてしまい、そちらの対応に追われて、カット室の改修ができない分3,000万円程度の積み立てが少なかったと、そういう答弁をいただきました。それで、そのときの

答弁の中に今カット室の設計をお願いしているという、たしかそういう話もお聞きいたしました。設計費が計上されているということは、今回の予算で、この設計委託料が計上されているということは、この9月のときはまだ設計業務はしていなかったというふうに解釈せざるを得ないんですけれども、9月の答弁は間違っていたのかどうかということ、再度確認したいと思います。もしこの業務が委託されて、お願いしてあるとすれば、この契約については昨年のいつごろだったのか、そういうことをまず第1に聞きたいと思います。

以上であります。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、川島議員のご質問であります。まず未収金であります。これについては昨年118万6,500円の回収が未収であるということで、それについてはまず放射能や対外的な、ほかに払うお金をまず優先にお支払いいただいて、その後にセンターの未収金を徴収するということでお答えしたかと思えます。

昨年の暮れに、未納の方と協議をしましてとりあえず27万8,250円を入れていただきました。先ほどご質問で全額、要は滞納繰越金ということで、本来は項目を持つべきところを持っていないということでもあります。それは今年度にも何としても回収するというので今回これを載せなかったということでございます。滞納繰越金の項目は持たないと。ですから、24年度中に回収するということをご理解いただきたいと思えます。

それから、浄化槽の、活性汚泥の委託料が312万4,000円ということで、昨年よりふえています。本来これを電気料と換算して外に、外部搬出して委託料を払うとどちらか、その費用対効果をというお話でした。それで23年度、24年度とちょうどその夏季のコンポストを停止したときのトン数とその委託料と電気料を調べました、3カ月。そうしますと、23年度が外部搬出が65万81円でありました。電気料が104万2,617円でその差が39万2,536円で、外部排出が得でありました。それから、昨年度24年度の外部搬出が102万1,702円で電気料が130万2,940円、その差が28万1,238円で、やはり外部搬出が得でありました。これは23年度と昨年度で電気料金は違って、一昨年のほうが安かったんですが、それでもこれだけの金額の差がありました。昨年のほうが高かったんですが、金額的には28万円以上の差があるということで、ひとつご理解いただきたいと思えます。

それで今年度、要は搬出量が、実は当初コンポストができたのは議員もご存じのように21年の9月から稼働しております。それまでは、大変な量の処理をしていたんですが、金額的にもっといきますけれども、大金を払っておりました。コンポストが9月から稼働し出して

からは大幅に減ってはいるんですが、当時は設計で見たのが14万頭前後で1日の処理トン数を5.6トン、生汚泥を3.3トンずつ入れる計算でつくってあるんですが、今ご存知のように3万頭、頭数が多くて、そういったもので1日の処理能力というのがありますから、どうしてもそれ以上の処理ができません。それを脱水汚泥として絞って生で出さざるを得ないので、その分、量が多くなっております。そういったことも踏まえながら、23年度は500トンと見込んであって、実際には653.4トン処理しておりますが、今年度24年度は2月現在で679.8トンであります。まだ今月もこれから処理をしていきますので、25年度につきましては、そういったものを含めてどうしても700トン以下にはすることはできませんでした。それともう一つ、昨年委託をするに当たって、外部搬出の委託をするに当たって以前から値上げを要求されていたということでありまして、その中で来年度25年度は1,000円の値上げをしますという約束の中で契約をしている経緯がございます。その分で23年度、24年度は3,250円、25年度が4,250円の700トンの1.05%で消費税ですので、24年度より1,000円値上げになっております。そういったことで増額になっているということでご理解ください。なお、千葉県内の近隣のセンターの処理量なんですが、東庄町食肉センターが月40万円、年間480万円。それから印旛食肉センターも月40万円の委託料で年間480万円。それから野田ミートセンターが1トンにつき5,000円の処理料です。それと、隣の旭市の食肉公社が1トン当たり1万円以上でございます。それで、年間2,000万円以上の処理料を払っているということを伺っておりますので、現在1,000円値上げしても、近隣と比較してもうちは安く何とかお願いしているということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、カット室の4,000万円の改修工事に係る問題でございます。これについて、また問屋全員が参加してそういったものを決めたのかというようなことと、あと金額的に210円であるけれども、今後行う4,000万円で改修したときに採算は合うのかというようなお話でございましたが、実は昨年9月の議会で答弁したように、設計に出してあると。これは〇〇設計というのはご存じかと思うんですが、あそこの設計をした業者に今年度予算がないのでどうか設計のほうを何とかやってもらいたいということで、昨年9月にお願いしまして、9月って以前ですね、9月前に答弁していますから、その前にお願いして、実はその当時〇〇〇〇のほうでたたき台をつくってくれるという話でありましたので、それをもとに〇〇設計のほうで積算をしていただいております。それで、今年度の設計費というのは本設計がありますが、ただその設計について各問屋にお集まりいただいて協議いただいたところ、衛生面を重視で改修をするので、大きな改修工事はおかしいだろうというようなことで、中で議

論になりまして、再度、当時それで予算が、議会のあとは予算時期でございましたので、〇〇設計が設計してくれたその金額をそのまま載せさせていただきました。それで予算で提出をしたんですが、そのあと各問屋で議論がありまして、再度内容を見直しして、衛生は当然、衛生的なものは重視しなきゃいかんと、だけれども、大きな改修工事でレーンを2つにふやしたりとかそういったものは要らないだろうということで、再度見直しをすることになって、今進めているところでございます。ですので、現在4,000万円という金額が出ているんですが、今後、計画変更で金額的には変更になると思われま。

それから、そういったことで今後の改修工事については金額を再度見直して、今いろいろと洗い出しをしているところでございますので、変更になる可能性がございますから、この210円についても金額を上げるかどうかというのは、今のところ検討はしておりません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） ということは、未収金の話なんですけれども、あと今年度中に全て完納していただけるというふうに承知されているということなんですね。

それとコンポスト、結果がやはりある、9月のときにも言ったんですけれども、費用対効果も一つあります。しかしながら、やはり我が地元の、そういう食肉センターの汚泥を使った堆肥というのも生産して、やはり地元の農家に与えるという、そういうのも一面あると思います。費用対効果とは関係なく、そういう形でコンポストをもっと利用していただきたいというふうに思います。

それから、さっきの最後の設計の話なんですけれども、ということは9月のときにはお願いしてあったけれども、正式なあれではなかったという、そういうあれなんですか、今回いろんな業者と話をしながら改めてお願いして、それはこういう形だと、またそれも変わるかもしれないというような、そういう解釈なんです。

以上、それで。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） まず未収金ですが、今年度回収させていただきます。

それからコンポストですが、実は昨年もお話したかと思うんですが、成分検査を出してあって、成分の結果がきました。それでこれを農林省のほうに申請をしまして、元気もりもり東陽堆肥というような名前をつけて、申請をしまして、先日承認されたという連絡をいただいて、4月10日付で堆肥として正式に成分表もつけて配ることができるようになりました。

今議員がおっしゃられるように、これからいっぱいいっぱいではあるんですが、夏の間もそういうものも可能であればどんどん堆肥化して、それから成分もつけて、成分表もつけて、産業振興課もおりますので、農業振興会もごございますから、そういったところと協力しながらどんどんセンターの堆肥をお配りできるようにしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

それから、もう一つさっきの設計ですが、済いません。予算化するのに見積もりでとったので、設計書ではございません。済いません。

○議長（鈴木克征君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 最後に町長。この食肉センターは私もくどく言うんですけども、いろんな先人、先輩が大事に大事に築き上げてきた、そういう大事なところであります。そういう面においてやはり独自採算を堅持する姿勢というのはいいんですけども、やはり私が見ても、あれ、未収金が少しでも出てくるのかなという心配を昨年させていただいて、今回あと数カ月で完納していただくという話も聞きましたけれども、やはりこれから経営が厳しくなったときに、もし完納をできないという場合ができたとき、不納欠損とか、そういう格好になった場合に、それが連鎖反応で経営に影響を及ぼすようなこともあってはならないというふうに思いますので、最後に管理者のこれからの屠場をしっかりと、そういうような思いを込めた、こういう予算の計上というようなことを要求して最後、終わります。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） しっかりやらさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第28、議案第26号 平成25年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第29、議案第27号 横芝光町副町長の選任についてを議題とします。

なお、議案第27号は千葉市緑区あすみが丘九丁目24番地14、久本修氏を副町長に選任しようとするものです。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時52分）

○議長（鈴木克征君） 再開します。

（午後 2時54分）

○議長（鈴木克征君） ここで、久本修氏の入場を求めます。

〔副町長 久本 修君入場〕

○議長（鈴木克征君） ただいま、久本修氏の副町長選任について同意されましたので、久本修氏に挨拶をお願いします。

○副町長（久本 修君） ただいま、ご同意を賜りまして4月1日付をもちまして副町長に就任させていただくことになりました、久本修と申します。

大役を与えられまして、身の引き締まる思いでございます。微力でございますが、町長の補佐役として誠心誠意務めさせていただきたいと考えております。皆様方のご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木克征君） ありがとうございます。

これで久本氏は退場いたします。

〔副町長 久本 修君退場〕

◎農業委員会委員の推薦について

○議長（鈴木克征君） 日程第30、横芝光町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員は、公平かつ均衡の観点から各選挙区からそれぞれ1名ずつの4名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は4名と決定しました。

それでは、各選挙区から推薦をお願いします。

初めに、第1選挙区。齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

- 2番（齋藤順一議員） 第1選挙区からは鳥喰下地区の市原睦子氏を推薦いたします。今回の推薦に当たり、農業を支える担い手として大きな期待が寄せられる女性農業者としての立場から農業委員としてご活躍いただける方を推薦することといたしました。

市原氏は昭和21年8月4日生まれの66歳で、千葉県立旭農業高等学校を卒業後就農され、専業農家として露地野菜、施設野菜、水稻を中心とした農業経営を行うなどの精農家でございます。また、旧横芝町青少年相談員を務めるなど、各方面にわたり活躍されている方でもございます。このように、このたび推薦する市原氏は人格、識見とも申し分ない方で、地域の信頼も厚く、議会推薦の農業委員として適任と思われまますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

- 議長（鈴木克征君） 次に、第2選挙区。杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

- 4番（杉森幹男君） 第2選挙区からは横芝光町両国新田89番地、櫻井信芳氏を推薦いたします。

櫻井氏は横芝地区両国新田の方で、昭和24年3月31日生まれの63歳であります。現在は家業である農業に従事し、稲作を中心とした農業経営に取り組み、これまで行政総務員、町消防団分団長、青少年相談員等、地域における活動、農業組合長、山武郡市農業協同組合総代、両総土地改良区松尾工区役員などを歴任され、地域農業の発展にご尽力いただいている方であります。

このように、このたび推薦する櫻井氏は人柄、実績とも申し分なく、今後も農業行政の推進に活躍が期待される方でありますので、議会推薦の農業委員としてご了承賜りますようお願い申し上げます。

〔4番議員 杉森幹男降壇〕

- 議長（鈴木克征君） 次に、第3選挙区。野村和好議員。

〔11番議員 野村和好君登壇〕

- 11番（野村和好君） それでは、私のほうから第3選挙区。第3選挙区から横芝光町篠本4559番地、關口洋子氏を推薦いたします。今回の推薦に当たり、女性で農業従事者として活

躍されている方を農業委員として推薦することといたしました。

關口氏は昭和23年8月6日生まれ、満64歳。千葉県立農業大学校卒業後、家業である農業に従事し、現在は畜産水稻を中心とした農業経営をされております。また、これまで畜産レディースネットワーク副会長、起業家女性ネットワーク会員、チャレンジテント代表、若潮共済女性の会光支部長を務めるなど、各方面で活躍をされている方であります。このように、關口氏は人柄、識見とも申し分のない方で、地域の信頼も厚く、議会推薦の農業委員として適任と思われまますのでご了承を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔11番議員 野村和好君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、第4選挙区。鈴木唯夫議員。

〔15番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○15番（鈴木唯夫君） 第4選挙区からは、横芝光町目籾439番地3、越川一氏を推薦いたします。

越川氏は、東洋地区目籾の方で昭和22年12月19日生まれの65歳。千葉県立旭農業高校を卒業後、水稻を中心の農業に従事しつつ、農地の基盤整備事業に関連する事業団体の仕事を行ってきました。また、現在もこれまでの経験を生かし、篠本新井土地改良区の基盤整備事業に携わり、新たな農業経営の基盤づくりにご活躍いただいている方であります。

このように、このたび推薦する越川氏は人格、識見とも申し分なく、地域の信頼も厚く、議会推薦の農業委員に適任の方でありまますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

〔15番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

ただいま、推薦のあった4名を議会推薦の農業委員会委員としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、市原睦子氏、櫻井信芳氏、關口洋子氏、越川一氏の4名を議会推薦の農業委員会委員として推薦することに決定しました。

◎特別委員会設置の件

○議長（鈴木克征君） 日程第31、特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りします。

特別委員会設置については、議長発議とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

特別委員会の名称を配布の印刷物のとおり、議会改革特別委員会とし、設置することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、名称を議会改革特別委員会とし設置することに決定いたしました。

続いて、特別委員会に付議されます案件についてお諮りいたします。

横芝光町の議員定数、議員報酬、政務活動費、会派制の導入等、議会改革に関する調査及び検討を案件といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

続いて、委員構成についてお諮りいたします。

特別委員会の定数は9名とし、委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の指名表のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、特別委員会の委員の定数を9名とし、委員についてはお手元に配布の指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで、選任いたしました議会改革特別委員会において、正副委員長の互選を行うため暫時休憩いたします。

（午後 3時06分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

○議長（鈴木克征君） ここでご報告いたします。

休憩中に議会改革特別委員会が開かれ、正副委員長が決定いたしましたので、事務局長から報告させます。

○事務局長（川島重男君） それでは、議会改革特別委員会の委員長に川島透議員が決定しました。副委員長には、野村和好議員と山崎貞一議員の2名です。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 続いてお諮りいたします。

ただいまの議会改革特別委員会については、付議案件が終了するまで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。ここで休憩します。

再開は午後3時25分とします。

（午後 3時16分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時24分）

◎日程の追加

○議長（鈴木克征君） ただいま、杉森幹男議員ほか2人から、発議第1号 越川輝男議員の議員辞職勧告決議についてが提出されました。

お諮りします。

発議第1号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 追加日程第1、発議第1号 越川輝男議員の議員辞職勧告決議について

てを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって越川輝男議員の退場を求めます。

[18番議員 越川輝男君退場]

○議長（鈴木克征君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

杉森幹男議員。

[4番議員 杉森幹男君登壇]

○4番（杉森幹男君） それでは提案理由を説明させていただきます。

越川輝男議員は、平成25年3月6日午後4時ごろ、町内宮川地先で道路交通法違反、無免許にて山武警察に取り締まりを受けました。このことから、交通切符、赤切符を交付されました。このことは新聞2社に掲載され、影響は大きく、町民の代表である町議会議員からの立場からすれば断じて許されない行為であり、議会に対する町民の信頼を失墜させた責任ははかり知れません。

公職である町会議員としての倫理観の欠如によるものであり、議員として資質を問わざるを得ません。よって越川輝男議員はその政治的、道義的責任は極めて大きく、社会常識の観点からその責任を真摯に受けとめ、町民の町議会への信頼回復を図るためにも、潔く議員の職を辞することを勧告する。

以上であります。

[4番議員 杉森幹男君降壇]

○議長（鈴木克征君） これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

本案は討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） これより、発議第1号を採決します。

越川輝男議員の無免許運転に関する辞職勧告決議について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木克征君） 挙手少数。

よって、決議案は否決されました。

越川輝男議員の入場を許します。

[18番議員 越川輝男君入場]

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

これにて平成25年3月横芝光町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 3時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木克征

議員 杉森幹男

議員 鈴木唯夫